

かながわの青少年2020

神奈川県青少年白書〈令和2年版〉

目 次

第1章 かながわの青少年の現状	15
第1 青少年の成長と自立・参加・共生	15
1 人口	15
(1) 人口	15
ア 人口の推移	15
イ 市町村別人口の割合	15
(2) 世帯数	18
(3) 児童・生徒数	19
ア 在学者数	19
イ 外国籍児童・生徒の状況	19
2 健康	20
(1) 体格	20
(2) 体力・運動能力	21
ア 握力	21
イ 持久走	22
ウ 50m走	22
エ ソフト・ハンドボール投げ	23
3 生活習慣と意識	24
(1) 基本的な生活習慣	24
ア 朝食の摂取状況	24
イ 睡眠時間	24
ウ テレビ等視聴時間	25
エ 家での勉強	25
(2) 家庭でのコミュニケーション	26
(3) 青少年の意識	28
ア 自己肯定感	28
イ 人間関係	29
ウ 「いのち」について	31
4 地域との関わり	31
(1) 挨拶	31
(2) 地域行事への参加	32
(3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況	33
5 青少年の就労	34
(1) 新卒業者の進路	34
(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況	35
ア 高校新卒者の就職内定状況	35
イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況	36
ウ 離職率	36
6 ライフキャリア・結婚	37
第2 困難を有する青少年	39
1 児童虐待の状況	39

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況	40
3 問題行動等	41
(1) 非行少年の状況	41
(2) 薬物乱用の状況	42
(3) 不良行為少年の状況	43
(4) 福祉犯による被害の状況	44
4 ひきこもりの状況	45
(1) ひきこもりの数	45
(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素	45
(3) ひきこもりになったきっかけ	46
(4) 小中学校時代の経験	46
(5) 相談実績からみたひきこもりの状況	47
5 若年無業者	49
6 子どもの貧困	49
7 自殺	50
第3 青少年をはぐくむ環境	52
1 情報化の急激な進展と青少年への影響	52
(1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率	52
(2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率	52
(3) 低年齢層の子どものインターネット利用率	53
(4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率	53
(5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率	54
(6) インターネット上のトラブル等の経験	54
(7) 生活面への影響	55
(8) SNS等に起因する児童買春等事犯の被害状況	56
2 青少年と地域社会	57
(1) 大人の意識	57
(2) 保護者の意識	58
ア 家庭でのしつけ・教育	58
イ 家庭でのコミュニケーション	59
(3) 地域と学校との関わり	60
(4) 青少年団体	60
ア 子ども会	60
イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数	61
第2章 青少年施策の展開	62
第1 かながわ青少年育成・支援指針の概要	62
第2 令和元年度における青少年施策の実施状況(令和2年度新規事業を含む)	63
1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援	63
(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援	63

ア	基本的な生活習慣と基本意識の形成	63
	(ア) 食の安全・安心確保事業	63
	(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進	63
	(ウ) 食育推進事業	63
	(エ) 学校における食育推進の取組	63
	(オ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	63
イ	基礎学力の確実な習得と体力の向上	64
	(ア) かながわ学力向上実践推進事業	64
	(イ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進	64
	(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業	64
	(エ) 3033運動の推進	64
	(オ) 県民スポーツ月間の取組	64
	(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進	64
	(キ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【新規】	64
	(ク) 障がい者スポーツの普及推進	65
	(ケ) スポーツ医科学・栄養サポート事業【新規】	65
	(コ) タレント発掘・育成事業【新規】	65
ウ	創造的な未来を切り拓く青少年の応援	65
	(ア) マグネット・カルチャー推進事業	65
	(イ) 国連大学グローバルセミナー開催事業、高校国際教育支援事業	65
	(ウ) 三県省道スポーツ交流事業	65
	(エ) 内閣府青年国際交流事業	66
	(オ) 青少年科学活動推進事業	66
	(カ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業	67
	(キ) 私立学校グローバル教育推進事業	67
	(ク) 英語資格検定試験活用促進支援事業	67
	(ケ) 神奈川県高校生留学促進事業	67
	(コ) 障がい者アスリートの育成及び指導者への支援	67
	(サ) スポーツ医科学・栄養サポート事業	68
	(シ) タレント発掘・育成事業	68
エ	命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実	68
	(ア) 「いのちの授業」普及啓発事業	68
	(イ) 人権教育研究推進事業	68
	(ウ) 人権教育推進事業	68
	(エ) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）	69
	(オ) 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育推進事業	69
	(カ) いのちの大切さを学ぶ教室	69
オ	心と体の健康に関する教育の充実	69
	(ア) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康相談等研修講座）	69
カ	子どもの未病対策の推進	69
	(ア) 子どもの未病対策推進事業	69
	(イ) 子どもの未病対策応援プログラムの推進	69
	(ウ) 高校における未病学習推進事業	70
	(エ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進	70
(2)	豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進	70

ア	豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供	70
	(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業	70
イ	多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進	70
	(ア) 活動支援事業	70
	(イ) 三県省道スポーツ交流事業	70
	(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業	70
	(エ) 地球市民かながわプラザの運営	71
	(オ) 国連大学グローバルセミナー開催事業、高校国際教育支援事業	71
	(カ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）	71
	(キ) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育の国際化）	71
	(ク) 青少年支援・指導者育成推進事業	71
	(ケ) 地域活動人材育成の取組	71
	(コ) 内閣府青年国際交流事業	71
	(サ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援	71
	(シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業	71
	(ス) 国際・英語教育活動	72
	(セ) 高校生国際交流支援事業	72
ウ	体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援	72
	(ア) 食の安全・安心確保事業	72
	(イ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）	72
	(ウ) （地独）神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携協力	72
	(エ) 科学技術理解増進事業	72
	(オ) 科学技術人材共同参画事業（大学発・政策提案）	72
	(カ) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業	73
	(キ) 青少年支援・指導者育成推進事業	73
	(ク) 青少年科学活動推進事業	73
	(ケ) 環境・エネルギー学校派遣事業	73
	(コ) マグネット・カルチャー推進事業	73
	(サ) 伝統芸能等普及振興事業	74
	(シ) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業	74
	(ス) 青少年舞台芸術活動推進事業	74
	(セ) 県立ふれあいの村指定管理事業	74
	(ソ) 文化芸術による子供育成総合事業	74
	(タ) 県民スポーツ月間の取組	74
	(チ) スポーツ大会の支援	75
	(ツ) 「かながわパラスポーツ」の推進	75
	(テ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進	75
	(ト) 障がい者スポーツの普及推進	75
	(ナ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進	75
	(ニ) セーリング競技の機運醸成	75
	(ス) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）	75
	(ネ) とともに生きる社会推進事業	75

エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進	75
(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業	75
(イ) 地域活動人材育成の取組	76
(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成	77
ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底	77
(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	77
(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業	77
(ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施	77
(エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	77
イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底	78
(ア) 薬物乱用防止対策	78
(イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）	79
(ウ) 私立学校への啓発事業	79
(エ) 薬物乱用防止教室の開催	79
ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成	79
(ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）	79
(イ) 思春期保健事業	79
(ウ) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）	79
エ その他被害防止に関する教育の推進	79
(ア) 総合防災センター企画運営事業（若者防災講座）	79
(イ) 少年少女消防教育	79
(ウ) 防犯人材育成事業	80
(エ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成）	80
(オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）	80
(カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）	80
(キ) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）	80
(ク) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）	80
(ケ) 小学生向け消費者教育資料の作成【新規】	81
(4) 社会的・経済的な自立の促進	81
ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進	81
(ア) 神奈川県環境インターンシップ	81
(イ) 中学生の主張	81
(ウ) シチズンシップ教育	81
(エ) 少年の社会参加活動	81
イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成	82
(ア) ライフキャリア教育支援事業	82
(イ) 恋カナ！プロジェクト	82
ウ キャリア教育の推進と職業能力開発	82
(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業	82
(イ) 女性の活躍応援団支援事業 理工系キャリア支援講座（旧かながわりケジョ・エンカレッジプログラム）	82
(ウ) 仕事のまなび場事業	82
(エ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）	83

(オ) 専門課程訓練事業	83
(カ) 普通課程訓練推進事業	83
(キ) 人材育成支援センター事業	83
(ク) 短期課程訓練推進事業	83
(ケ) 職業能力開発推進（かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業）	83
エ 若者の就労支援の強化	84
(ア) 漁業就業・定着化促進支援事業	84
(イ) 就農支援活動事業（新規就農啓発事業）	84
(ウ) オープンカレッジ	84
(エ) 若年者就業支援	84
(オ) 労働相談等事業（若年者労働教育支援）	84
2 困難を有する青少年の社会的自立の支援	85
(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実	85
ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援	85
(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業	85
(イ) SNS子ども・若者総合相談事業【新規】	85
イ 少年相談活動の充実	85
(ア) 少年相談活動	85
ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実	85
(ア) 性的マイノリティ（LGBT等）交流相談事業	85
(イ) 子ども人権相談室推進事業（国庫事業）	85
(ウ) 子どもの意見表明支援事業【新規】	85
(エ) SNS児童虐待防止相談事業【新規】	86
(オ) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）	86
(カ) こころの健康づくり専門相談事業	86
(キ) 精神保健福祉普及相談事業	86
(ク) 特定（依存症）電話相談	86
(ケ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築	86
(コ) スクールカウンセラー配置活用事業	86
(サ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	86
(シ) 教育相談等事業	86
エ 各相談機関・民間団体間の連携促進	87
(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業	87
(イ) ひきこもり等相談関係事業	87
(ウ) 教育相談等事業	87
(エ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業【新規】	87
(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援	87
ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援	87
(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営	87
(イ) ひきこもり支援サイト運営	88
(ウ) ひきこもり等相談関係事業	88
(エ) ひきこもり等青少年自立支援事業	88
(オ) ふれあい心の友訪問援助事業	88
(カ) あすなろサポートステーションでの児童への支援事業	89
(キ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業	89

イ	発達障がい等のある青少年とその家族への支援	89
	(ア) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）	89
	(イ) 高校通級実践事業	89
ウ	ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援	89
	(ア) ひきこもり等相談関係事業	89
	(イ) フリースペース等事業補助	89
エ	NPO等との協働による自立支援	89
	(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業	89
	(イ) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業	90
(3)	非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	90
ア	非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成	90
	(ア) 交通安全県民運動事業	90
	(イ) 薬物乱用防止対策	90
	(ウ) 少年柔道・剣道活動の推進	90
	(エ) 非行防止教室の開催	90
	(オ) 薬物乱用防止教室の開催	91
	(カ) いのちの大切さを学ぶ教室	91
イ	地域連携による非行防止対策の充実	91
	(ア) 非行・被害防止サミット	91
	(イ) スクールサポーターの活動	91
	(ウ) 少年補導員の活動	92
ウ	少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止	92
	(ア) 街頭補導活動	92
	(イ) 少年補導員の活動	92
エ	地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援	92
	(ア) 更生保護事業への支援	92
	(イ) 大学生少年サポーターの活動	93
(4)	不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実	93
ア	地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組への支援	93
	(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）	93
	(イ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）	93
	(ウ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築	93
	(エ) いじめ問題対策推進	93
	(オ) 支えあう学校づくり協働推進事業	93
	(カ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業	93
	(キ) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導	93
イ	関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応	94
	(ア) ふれあい心の友訪問援助事業	94
	(イ) 少年補導員の活動	94
ウ	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談支援体制の充実	94
	(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）	94
	(イ) スクールカウンセラー配置活用事業	94
	(ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	94

(エ) 教育相談等事業	94
(5) 子どもの貧困問題への対応	94
ア 就学や学資の援助等の教育支援	94
(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	94
(イ) 私立高等学校等生徒学費補助	95
(ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助	95
(エ) 被災児童生徒就学支援補助	95
(オ) 外国人学校生徒等学費補助	95
(カ) 高校生等奨学給付金制度	95
(キ) 私立高校生等奨学給付金事業	95
(ク) 公立高等学校就学支援金等制度	95
(ケ) 高等学校等就学支援金制度	95
(コ) 小中学校等就学支援金制度	95
(サ) 高等学校奨学金貸付金制度	95
(シ) 地域未来塾推進事業費補助	96
イ 相談や交流機会の提供等の生活支援	96
(ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	96
(イ) かながわ子ども支援協議会の設置・開催	96
(ウ) ポータルサイト「カナ・カモミール」の運営	96
(エ) SNSひとり親家庭相談事業【新規】	96
(オ) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進	96
ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援	96
(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給	96
(イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	97
(ウ) 短期課程訓練推進事業	97
(エ) 離職者等委託訓練事業	97
(オ) 技術校生等就職促進事業	97
(カ) 職業訓練手当支給	97
(キ) 障害者就職促進委託訓練事業	97
(ク) 障害者職業能力開発事業	97
エ 各種手当の支給等の経済的支援	98
(ア) 児童扶養手当	98
(6) 被害防止・保護活動の推進	98
ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実	98
(ア) 人権教育研究推進事業	98
(イ) 人権教育推進事業	98
(ウ) 地域子育て支援人材育成事業	98
(エ) 虐待防止対策推進事業	99
(オ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置	99
(カ) 児童虐待未然防止強化事業【新規】	99
(キ) 子ども安全110番の設置	99
(ク) 児童虐待対策	99
イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進	99
(ア) 児童ポルノ根絶に向けた広報啓発活動の推進	99
ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進	99
(ア) 被害少年の保護活動	99

(イ) SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進【新規】	99
エ 自殺対策の取組	100
(ア) こころといのちのサポート事業	100
(イ) かながわ自殺対策推進センター事業	100
(ウ) こころといのちを守る対策推進事業	100
(エ) こころ・つなげよう電話相談事業	100
(オ) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業	100
オ 犯罪被害者等への支援	100
(ア) 犯罪被害者等理解促進事業	100
(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	100
(ウ) 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の運営	100
(エ) 犯罪被害者等支援	100
(オ) 犯罪被害者等支援事業補助	101
3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり	101
(1) 社会環境の健全化へ向けた取組の一層の推進	101
ア 青少年保護育成条例の取組の推進（青少年保護育成条例に基づく取組）	101
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	101
イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組の推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組）	101
(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	101
ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進	102
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	102
エ 業界による自主規制の徹底	102
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	102
(イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	102
オ 新たに出現する多様な業態への対応	102
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	102
カ 自画撮り被害への対応	102
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	102
(2) 急激に進展する情報化社会への対応	102
ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組	102
(ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動	102
(イ) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）	103
(ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	103
(エ) 携帯電話教室	103
イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり	104
(ア) メディアリテラシー講座（中高生向け）	104
(イ) 情報モラルの育成	104
(ウ) 携帯電話教室	104
ウ ネットいじめへの対応	104
(ア) 情報モラルの育成	104
(イ) 携帯電話教室	104
(ウ) サイバー教室の開催等	104
エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組の推進	104

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	104
オ インターネット上の有害情報対策の推進	105
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進	105
(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり	105
ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進	105
(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携	105
(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業	105
(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	105
(エ) 子どもの貧困対策推進事業	105
イ 家庭・地域の教育力の向上	105
(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	105
(イ) 生涯学習推進事業	105
(ウ) 保護者向け消費者教育啓発事業【新規】	106
ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進	106
(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携	106
(イ) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）	106
(ウ) 地域学校協働活動推進事業費補助	106
(エ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業	106
(オ) スポーツ大会の支援	106
(カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進	106
(キ) 地域人材を活用した外国につながるの生徒への支援【新規】	106
エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり	107
(ア) 放課後児童健全育成事業費補助	107
(イ) 子ども・青少年の居場所づくり普及促進	107
(ウ) フリースペース等事業補助	107
(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業	107
(オ) 地域活動人材育成の取組	107
(カ) 民生委員児童委員活動費補助	107
(キ) 民生委員児童委員研修事業	107
(ク) 放課後子ども教室推進事業費補助	107
(ケ) 地域学校協働活動推進事業費補助	108
(コ) 少年補導員の活動	108
(サ) スクールサポーターの活動	108
オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり	108
(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業	108
(イ) 防犯人材育成事業	108
(ウ) 安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援	108
(エ) 私立学校への啓発事業	108
(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業	108
(カ) 暴力団排除条例に基づく取組の推進	109
(キ) スクールサポーターの活動	109
(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	109
(ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用	109
カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動支援	110
(ア) 民生委員児童委員活動費補助	110

(イ) 民生委員児童委員研修事業	110
(ウ) 地域活動人材育成の取組	110
(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業	111
(オ) 更生保護事業への支援	111
(カ) スポーツ情報提供事業	111
(キ) 総合型地域スポーツクラブ等の人材の育成	111
(ク) 障がい者スポーツの普及推進	111
(ケ) 青少年育成表彰事業	111
・ 基本目標ごとの数値目標の達成状況	112
第3 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開	115

図・表 目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

1 人口

図1-1-1	人口の推移（神奈川県）	15
表1-1-1	市町村別青少年人口の割合（神奈川県）	16
図1-1-2	一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）	18
図1-1-3	一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）	18
図1-1-4	在学者数の推移（神奈川県）	19
表1-1-2	外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）	20

2 健康

図1-2-1	身長の平均値の年次推移（神奈川県）	20
図1-2-2	体重の平均値の年次推移（神奈川県）	21
図1-2-3	握力の平均値の年次推移（神奈川県）	21
図1-2-4	持久走の平均値の年次推移（神奈川県）	22
図1-2-5	50m走の平均値の年次推移（神奈川県）	22
図1-2-6	ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）	23

3 生活習慣と意識

図1-3-1	朝食の摂取状況（神奈川県）	24
図1-3-2	睡眠時間（神奈川県）	24
図1-3-3	テレビ等視聴時間（神奈川県）	25
図1-3-4	家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）	25
図1-3-5	家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県）	26
図1-3-6	家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県）	27
図1-3-7	家の手伝いをしていますか（神奈川県）	27
図1-3-8	自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）	28
図1-3-9	将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）	28
図1-3-10	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）	29
図1-3-11	人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）	30
図1-3-12	学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）	30
図1-3-13	自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）	31

4 地域との関わり

図1-4-1	近所の人に会ったときは、挨拶をしていますか（神奈川県）	31
図1-4-2	今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）	32
図1-4-3	運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）	33

5 青少年の就労

図1-5-1	高等学校卒業者の進路別割合（神奈川県）	34
図1-5-2	大学卒業者の進路別割合（全国）	34
図1-5-3	高校新卒者の就職内定率の推移（全国）	35
図1-5-4	大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）	36

図1-5-5	平成28年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）	36
--------	-------------------------	----

6 ライフキャリア・結婚

図1-6-1	生涯未婚率の推移（神奈川県）	37
図1-6-2	未婚者の生涯の結婚意思（全国）	37
図1-6-3	独身にとどまっている理由（全国）	38

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

図2-1-1	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）	39
表2-1-1	児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）	39
図2-1-2	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）	39

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

図2-2-1	いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）	40
図2-2-2	いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）	40

3 問題行動等

表2-3-1	非行少年の推移（神奈川県）	41
図2-3-1	非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）	41
表2-3-2	再犯者率の推移（神奈川県）	42
表2-3-3	薬物乱用少年の推移（神奈川県）	42
表2-3-4	令和元年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）	42
表2-3-5	不良行為少年の推移（神奈川県）	43
図2-3-2	不良行為少年の行為別状況（神奈川県）	43
図2-3-3	不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）	44
表2-3-6	福祉犯（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）	44
図2-3-4	令和元年中における福祉犯による被害少年の法令別状況（神奈川県）	44

4 ひきこもりの状況

表2-4-1	ひきこもり群の推計数（全国）	45
図2-4-1	ひきこもりの若者が抱える不安要素（全国）	45
図2-4-2	ひきこもりになったきっかけ（全国）	46
図2-4-3	小中学校時代の学校での経験（全国）	46
図2-4-4	小中学校時代の家庭での経験（全国）	47
図2-4-5	相談実績(平成16～令和元年度)から見たひきこもりの状況（神奈川県）	48
図2-4-6	相談実績(令和元年度)から見たひきこもりの状況（神奈川県）	48

5 若年無業者

図2-5-1	年齢階級別若年無業者の推移（全国）	49
--------	-------------------	----

6 子どもの貧困

図2-6-1	子どもの貧困率（全国）	50
--------	-------------	----

7 自殺

図2-7-1	若者の自殺者数の推移（全国）	50
表2-7-1	19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）	51

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

図3-1-1	携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国）	52
図3-1-2	その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国）	53
図3-1-3	低年齢層の子どものインターネット利用率（全国）	53
図3-1-4	携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）	54
図3-1-5	その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国）	54
図3-1-6	インターネット上の経験（全国）	55
図3-1-7	インターネットの利用ルール設定と利用時間の関係	55
図3-1-8	睡眠時間とインターネットの利用時間の関係	56
図3-1-9	朝食とインターネットの利用時間の関係	56
図3-1-10	SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）	57
図3-1-11	SNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国）	57

2 青少年と地域社会

図3-2-1	青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県）	58
図3-2-2	今後10年くらいの間になくなっていくと思いますか（神奈川県）	58
図3-2-3	「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を聞くことがありますが、あなたはどのように感じていますか（全国）	59
図3-2-4	あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか	59
図3-2-5	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県）	60
表3-2-1	子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）	61
図3-2-6	子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県）	61

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

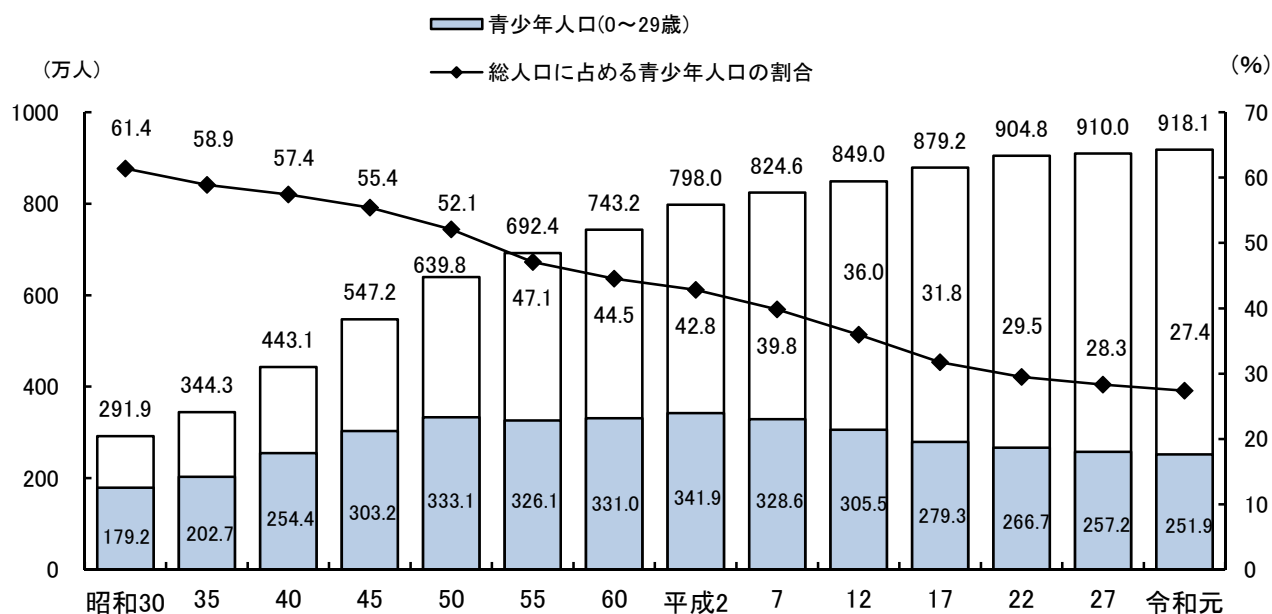
1 人口

(1) 人口

ア 人口の推移

本県の総人口は平成31年1月1日現在で9,181,625人（男4,577,523人、女4,604,102人）であり、0～29歳の青少年は2,519,736人（男1,301,833人、女1,220,688人）で総人口の27.4%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。

<図1-1-1 人口の推移（神奈川県）>



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

※平成31年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター：平成31年1月1日現在のものを加算）

イ 市町村別人口の割合

本県の青少年の人口を地域別でみると、横浜市が1,029,105人と最も多く、県全体の青少年人口の40.8%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、厚木市が28.7%と最も高く、最も低い真鶴町の16.9%とは、11.8%の差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

地域・市区町村名	人口総数①	青少年人口		
		0～29歳②	構成比	青少年人口の割合 (②/①×100)
県 計	人 9,181,625	人 2,519,736	100.0%	27.4%
横浜・川崎地域	5,258,700	1,473,527	58.4%	28.0%
横浜市	3,740,944	1,029,105	40.8%	27.5%
横浜市 鶴見区	291,191	83,940	3.3%	28.8%
横浜市 神奈川区	243,324	69,717	2.7%	28.6%
横浜市 西区	102,400	26,978	1.0%	26.3%
横浜市 中区	149,168	35,508	1.4%	23.8%
横浜市 南区	195,342	49,008	1.9%	25.0%
横浜市 保土ヶ谷区	205,577	55,484	2.2%	26.9%
横浜市 磯子区	166,607	42,988	1.7%	25.8%
横浜市 金沢区	199,034	52,040	2.0%	26.1%
横浜市 港北区	351,448	102,870	4.0%	29.2%
横浜市 戸塚区	279,219	77,468	3.0%	27.7%
横浜市 港南区	213,891	54,139	2.1%	25.3%
横浜市 旭区	245,727	63,053	2.5%	25.6%
横浜市 緑区	181,582	51,945	2.0%	28.6%
横浜市 瀬谷区	122,647	33,242	1.3%	27.1%
横浜市 栄区	120,048	30,118	1.1%	25.0%
横浜市 泉区	152,296	40,031	1.5%	26.2%
横浜市 青葉区	309,893	92,452	3.6%	29.8%
横浜市 都筑区	211,550	68,124	2.7%	32.2%
川崎市	1,517,756	444,422	17.6%	29.2%
川崎市 川崎区	231,633	65,837	2.6%	28.4%
川崎市 幸区	167,191	45,553	1.8%	27.2%
川崎市 中原区	258,542	80,744	3.2%	31.2%
川崎市 高津区	232,058	69,584	2.7%	29.9%
川崎市 多摩区	218,124	68,106	2.7%	31.2%
川崎市 宮前区	231,325	62,558	2.4%	27.0%
川崎市 麻生区	178,883	52,040	2.0%	29.0%
横須賀三浦地域	701,110	170,642	6.7%	24.3%
横須賀市	396,971	100,817	4.0%	25.3%

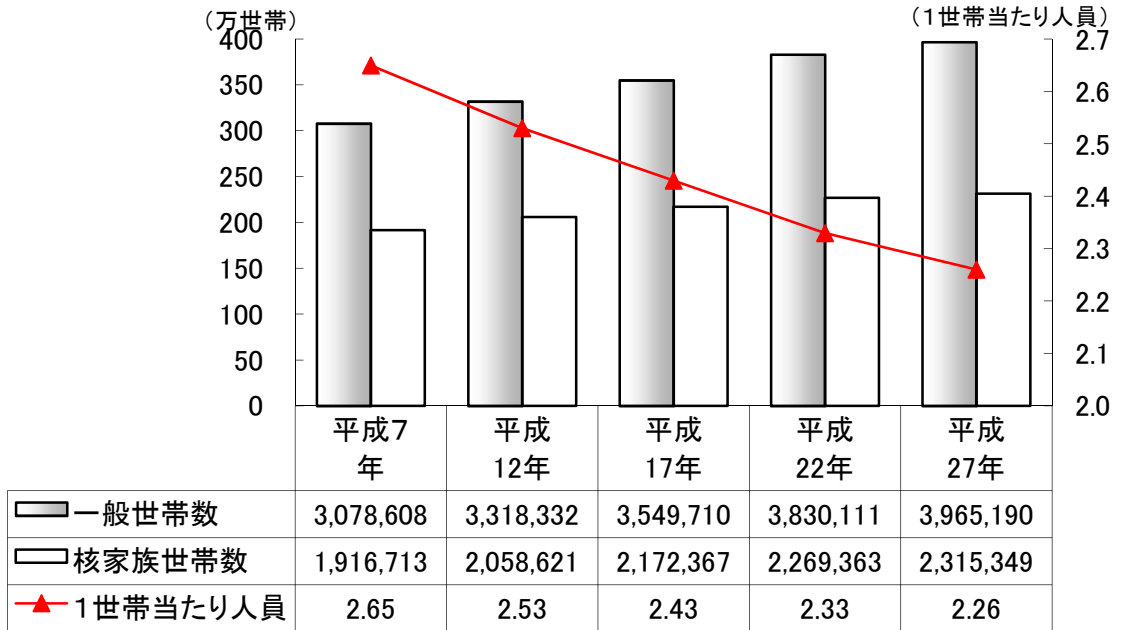
鎌倉市		172,254	40,586	1.6%	23.5%
逗子市		57,017	13,091	0.5%	22.9%
三浦市		43,042	8,763	0.3%	20.3%
葉山町		31,826	7,385	0.2%	23.2%
県央地域		1,573,768	436,623	17.3%	27.7%
相模原市		722,863	200,417	7.9%	27.7%
相模原市	緑区	171,602	46,235	1.8%	26.9%
相模原市	中央区	271,965	77,799	3.0%	28.6%
相模原市	南区	279,296	76,383	3.0%	27.3%
厚木市		225,247	64,674	2.5%	28.7%
大和市		235,816	65,652	2.6%	27.8%
海老名市		132,824	37,261	1.4%	28.0%
座間市		129,912	34,644	1.3%	26.6%
綾瀬市		84,307	23,439	0.9%	27.8%
愛川町		39,665	9,922	0.3%	25.0%
清川村		3,134	614	0.02%	19.5%
湘南地域		1,307,446	356,015	14.1%	27.2%
平塚市		257,879	68,448	2.7%	26.5%
藤沢市		432,095	122,433	4.8%	28.3%
茅ヶ崎市		242,079	64,898	2.5%	26.8%
秦野市		165,396	44,736	1.7%	27.0%
伊勢原市		102,404	28,900	1.1%	28.2%
寒川町		48,284	13,282	0.5%	27.5%
大磯町		31,412	6,992	0.2%	22.2%
二宮町		27,897	6,326	0.2%	22.6%
県西地域		340,601	82,929	3.2%	24.3%
小田原市		190,999	47,799	1.8%	25.0%
南足柄市		42,176	10,429	0.4%	24.7%
中井町		9,445	2,175	0.1%	23.0%
大井町		17,036	4,625	0.1%	27.1%
松田町		10,928	2,515	0.1%	23.0%
山北町		9,841	1,979	0.1%	20.1%
開成町		17,820	5,066	0.2%	28.4%
箱根町		11,289	2,657	0.1%	23.5%
真鶴町		6,929	1,174	0.04%	16.9%
湯河原町		24,138	4,510	0.1%	18.6%

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター 平成31年1月1日現在）を基に青少年課作成

(2) 世帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

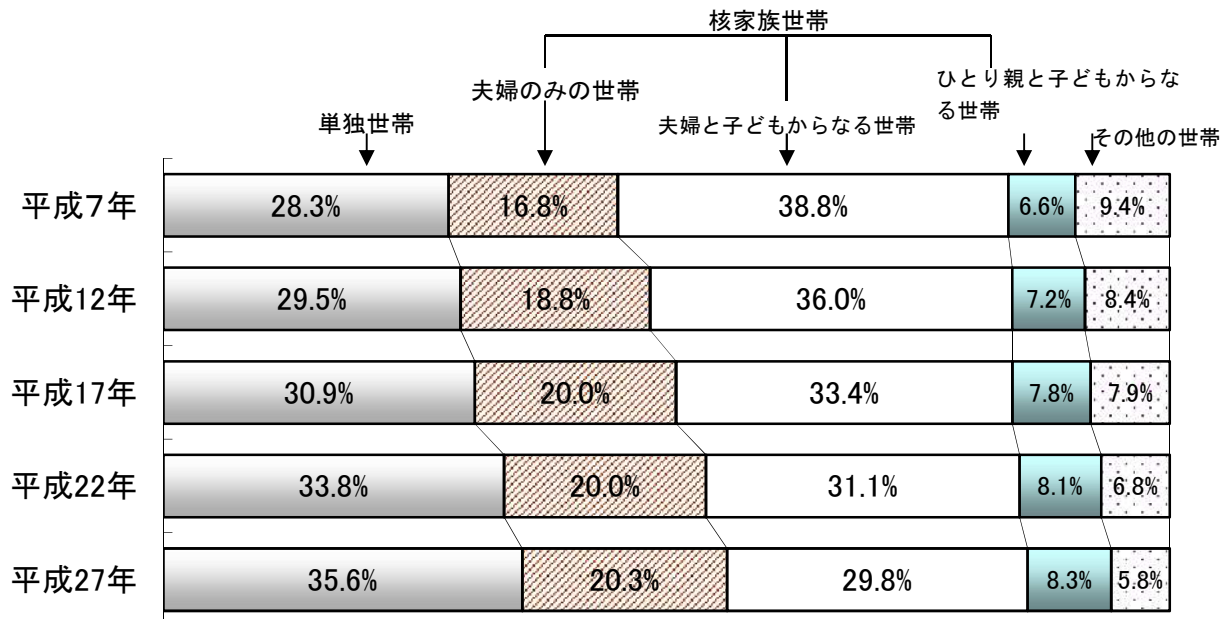
<図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）>



- (注) 1 ここでいう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。
 2 核家族世帯とは、一般世帯のうち①夫婦のみ ②夫婦と子供からなる世帯 ③ひとり親と子供からなる世帯をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

<図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）>



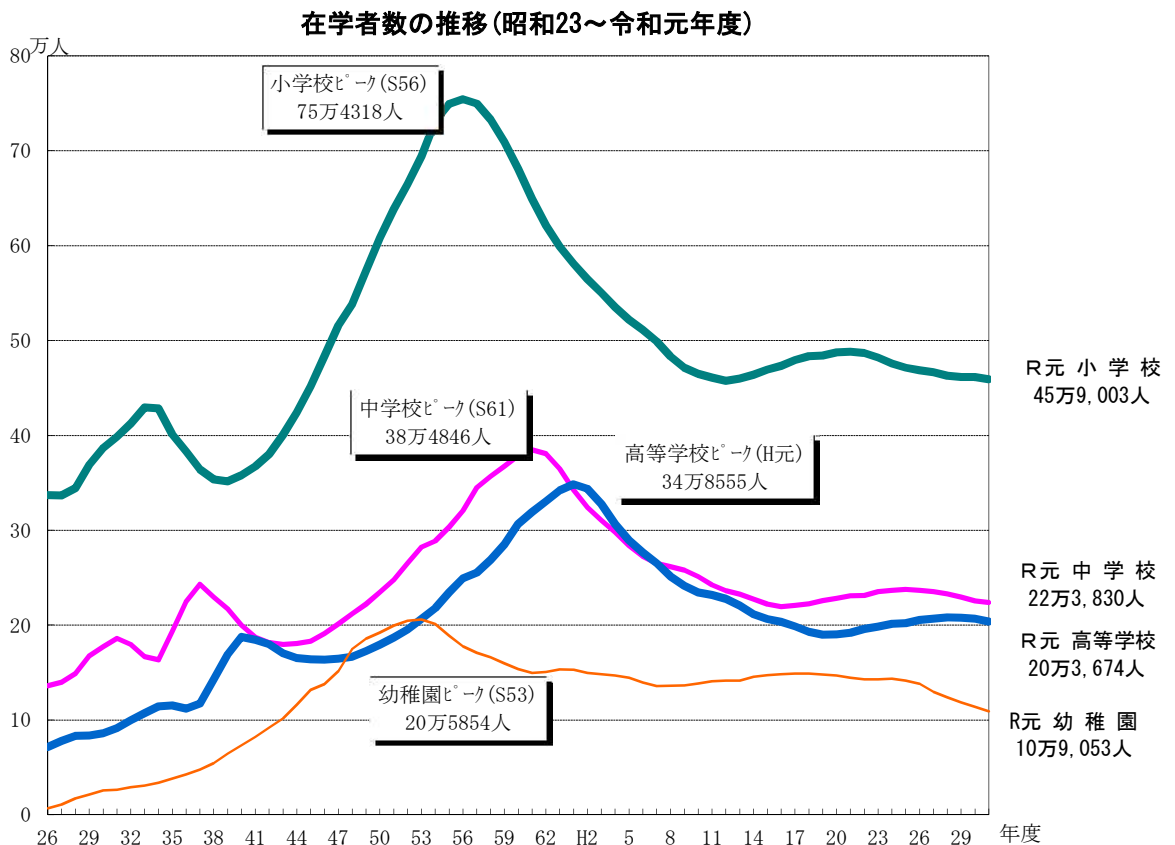
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 児童・生徒数

ア 在学者数

- (ア) 幼稚園は109,053人で、前年度より4,685人(4.1%)減少
- (イ) 幼保連携型認定こども園は、19,146人で、前年度より3,366人(21.3%)増加
- (ウ) 小学校は459,003人で、前年度より2,301人(0.5%)減少
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から10年連続で減少
- (エ) 中学校は223,830人で、前年度より1,725人(0.8%)減少
平成17年度から9年連続で増加していたが、平成26年度から6年連続で減少
- (オ) 義務教育学校は1,480人で、前年度より44人(2.9%)減少
- (カ) 高等学校は203,674人で、前年度より3,042人(1.5%)減少
平成20年度から9年連続で増加していたが、平成29年度から3年連続で減少
- (キ) 高等学校(通信制)は4,972人で、前年度より136人(2.8%)増加
- (ク) 中等教育学校は3,697人で、前年度より6人(0.2%)減少
- (ケ) 特別支援学校は8,315人で、前年度より58人(0.7%)減少
- (コ) 専修学校は27,445人で、前年度より905人(3.4%)増加
- (サ) 各種学校は3,493人で、前年度より106人(3.1%)増加

<図1-1-4 在学者数の推移(神奈川県)>



出典：令和元年度神奈川県学校基本統計(統計センター)

イ 外国籍児童・生徒の状況

令和元年度には、世界79カ国から8,586名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約49.1%に当たる4,217名が日本語の指導を必要としています。

＜表1-1-2 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度
小学校	3,981	3,999	4,599	5,191	6,202
中学校	2,100	2,071	2,218	2,213	2,384
計	6,081	6,070	6,817	7,404	8,586

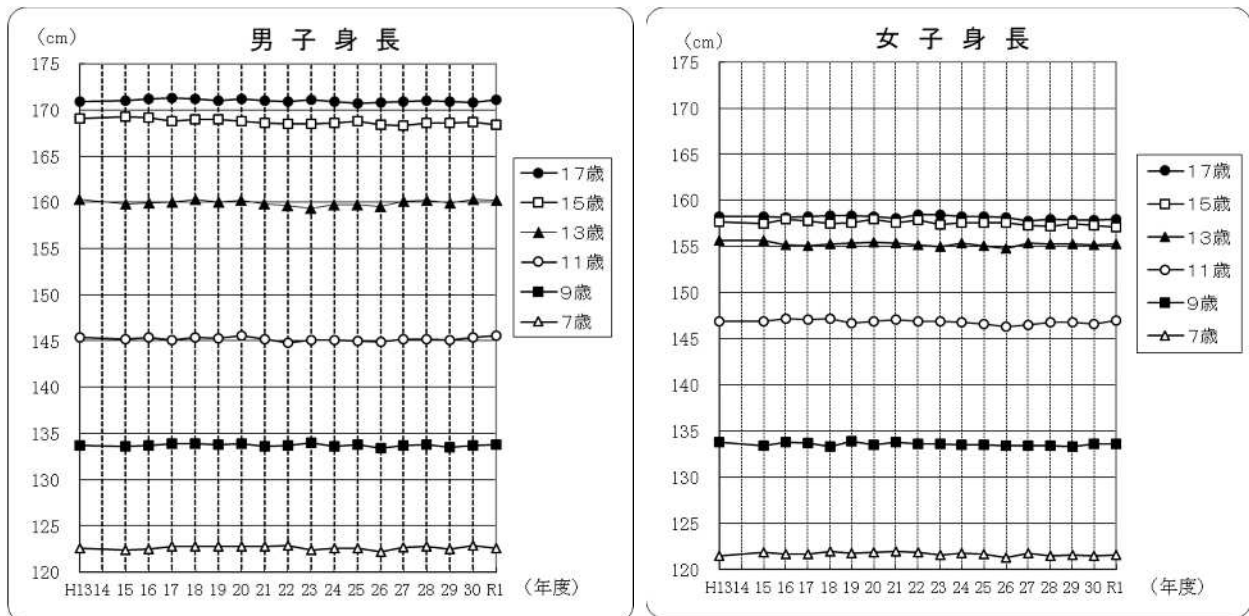
出典：公立小・中学校における外国につながるの児童・生徒在籍状況調査（子ども教育支援課）

2 健康

(1) 体格

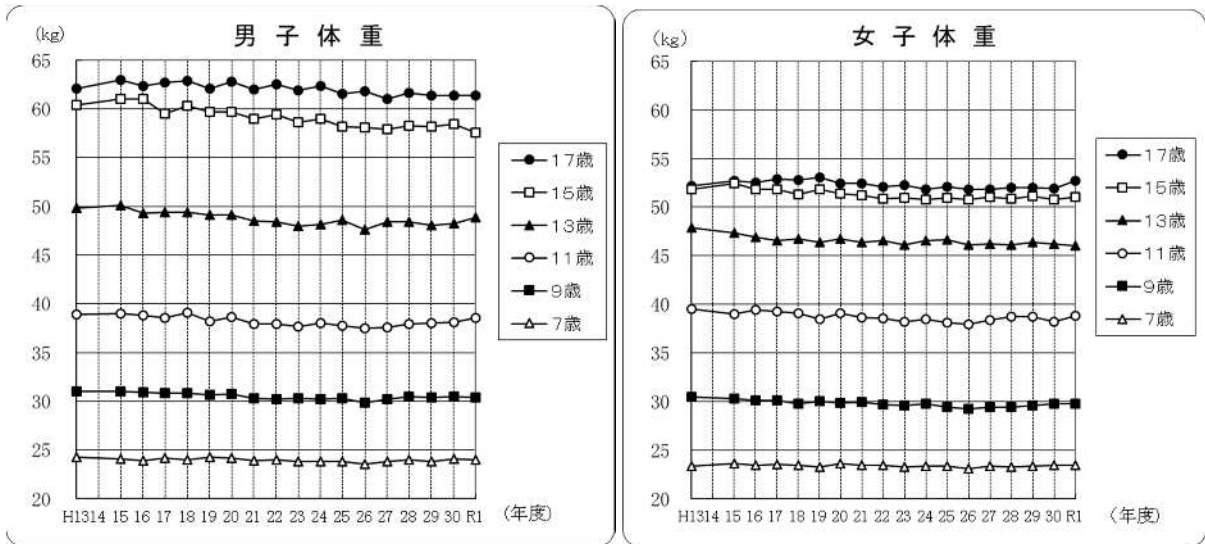
本県の「男子身長」及び「女子身長」平均値の年次推移は増減を繰り返しながら横ばいです。「男子体重」及び「女子体重」平均値の年次推移は、ほぼ横ばいですが、男子の15歳でやや減少傾向にあります。

＜図1-2-1 身長平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

＜図1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(2) 体力・運動能力

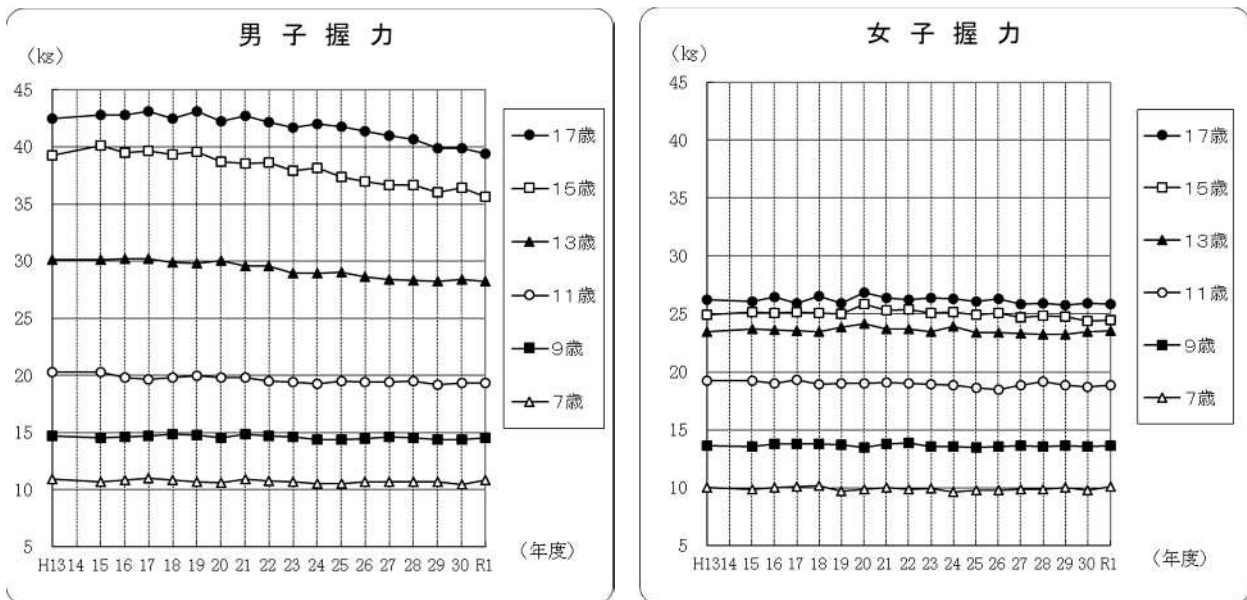
ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は男子で横ばいまたは低下傾向にあります。特に、13・15・17歳は平成24年度から低下傾向にあります。また、女子は全ての年齢で横ばい傾向です。

令和元年度は、男子13・15・17歳で最も低い値となりました。

＜図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）＞



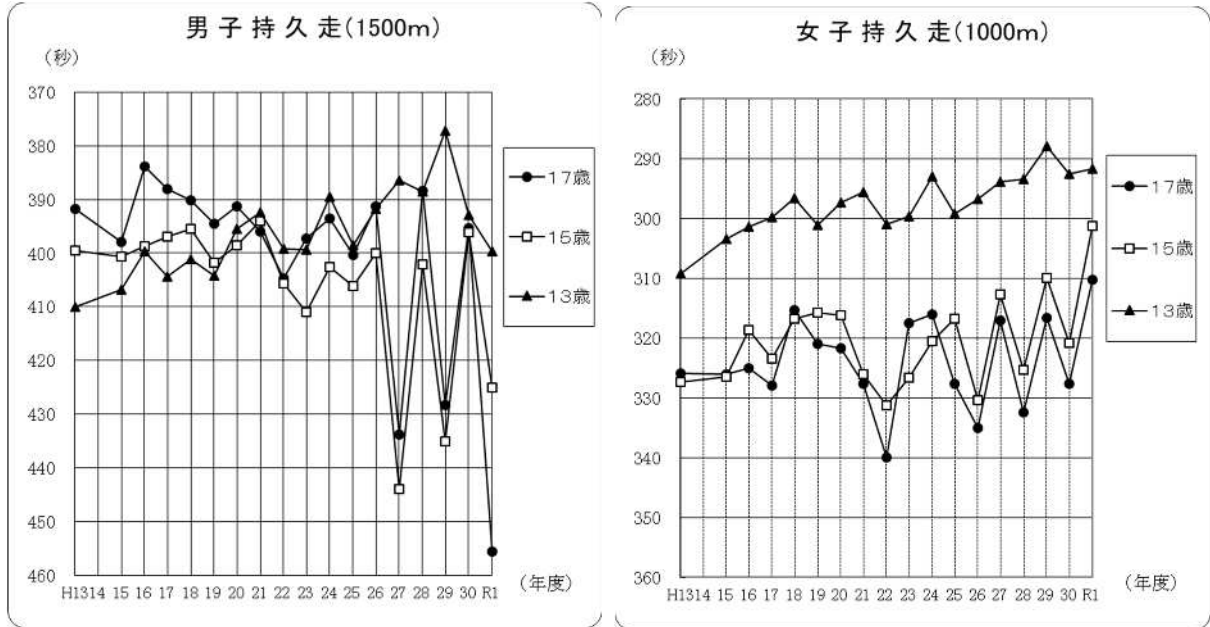
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、他種目と比較して母数が少ないため、年度により記録の向上と低下が大きくなっています。

＜図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

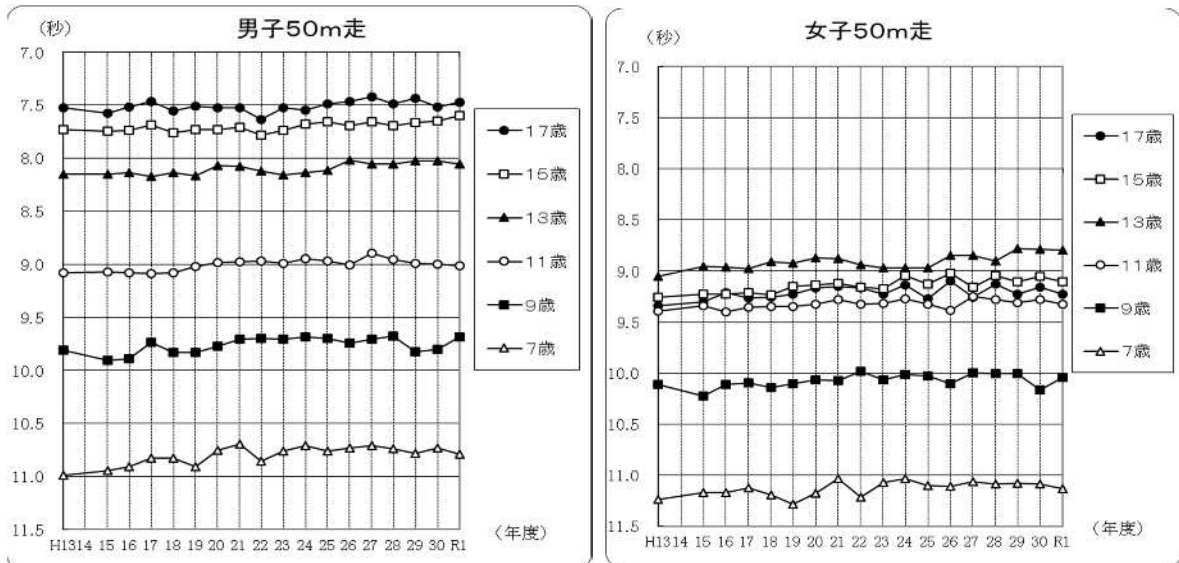
ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男女ともに全ての年齢で横ばいまたは向上傾向にあります。

令和元年度は、男子9・15歳で最も高い値となりました。

＜図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

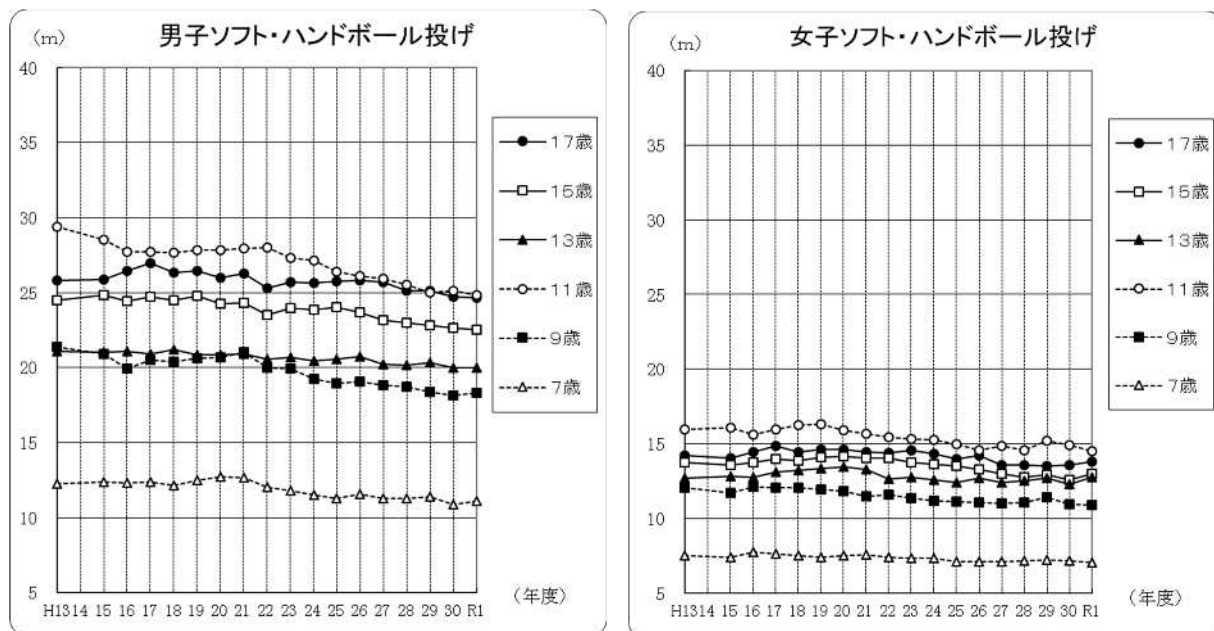
エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧緻性に係る投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男子は全ての年齢で低下傾向にあり、女子も全ての年齢で緩やかながら低下傾向にあります。

令和元年度は、男子11・13・15・17歳、女子7・9・11歳で最も低い値となりました。

<図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

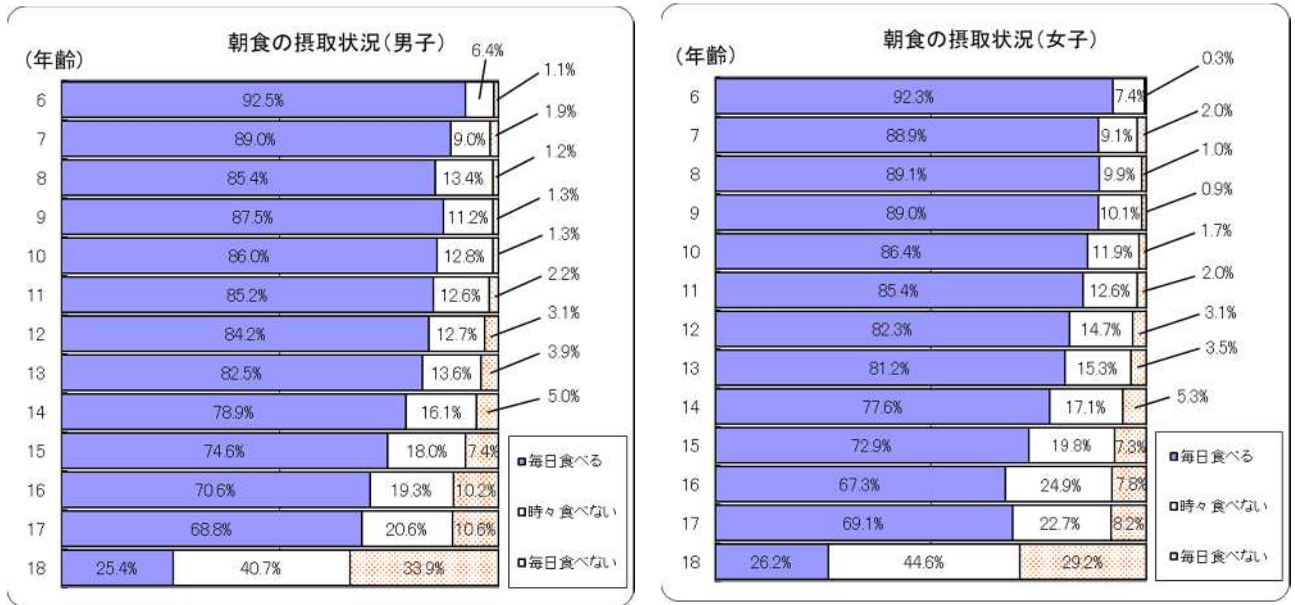
3 生活習慣と意識

(1) 基本的な生活習慣

ア 朝食の摂取状況

男女ともに年齢が上がるにつれて、朝食を毎日食べる割合が減少傾向にあります。また、男女ともに10歳あたりから朝食を毎日食べない割合が増加傾向にあります。

<図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県）>

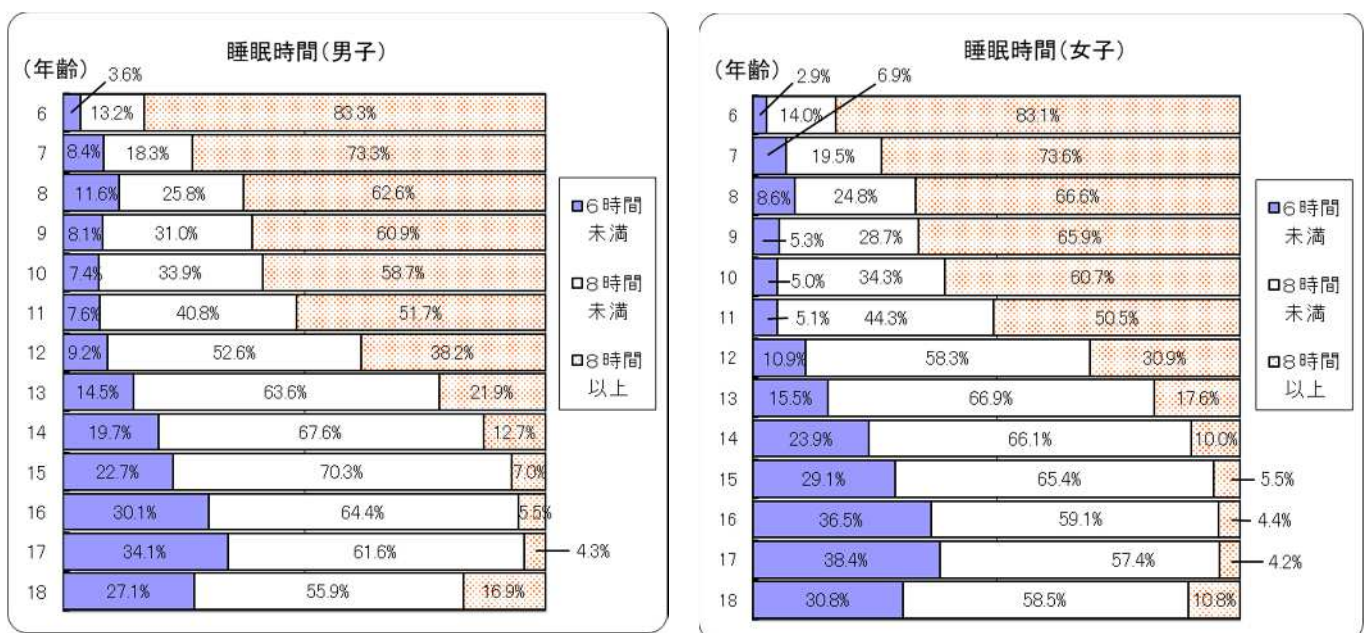


出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の割合は、男女の18歳を除き、男女とも11歳以降増加し、8時間以上の割合は、男女ともに18歳を除き、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

<図1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>



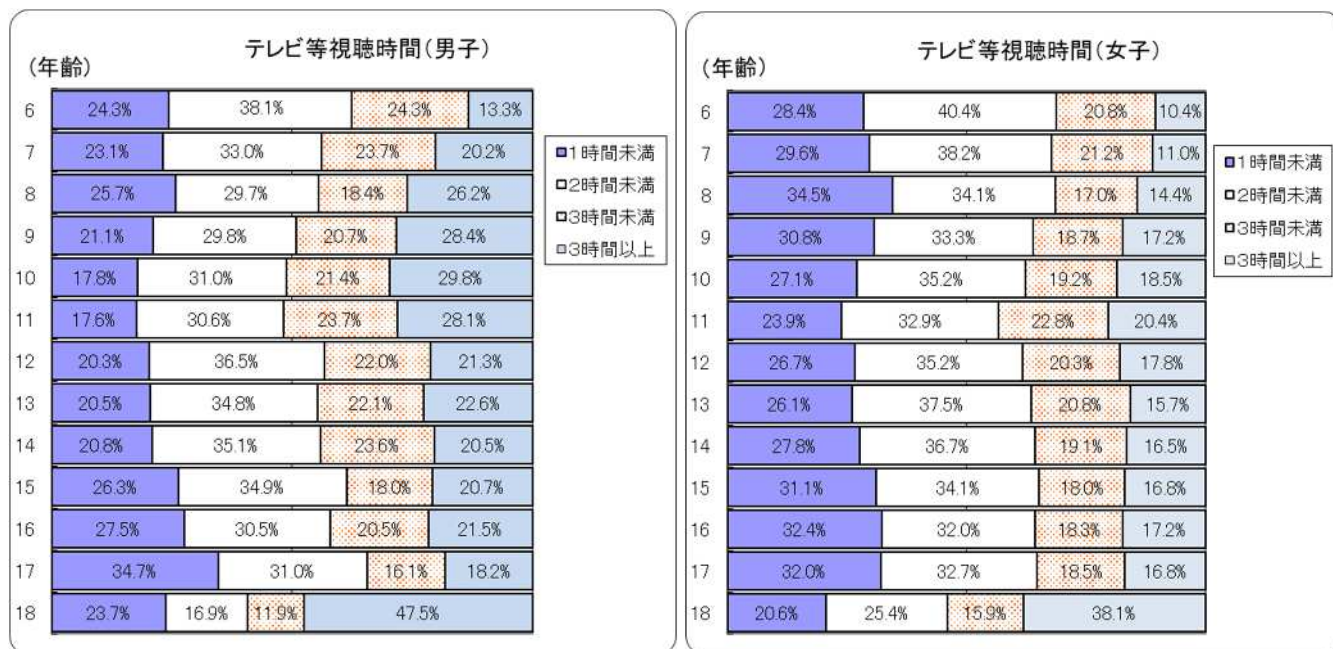
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ テレビ等視聴時間

テレビ等視聴時間が3時間未満と3時間以上を合わせた割合は、男女ともに小学校（6歳～11歳）において、年齢が上がるにつれて増加傾向にあります。

中学校（12歳～14歳）、高校（15歳～17歳）での視聴時間の割合は、男女ともにほぼ同じ割合です。

<図1-3-3 テレビ等視聴時間（神奈川県）>



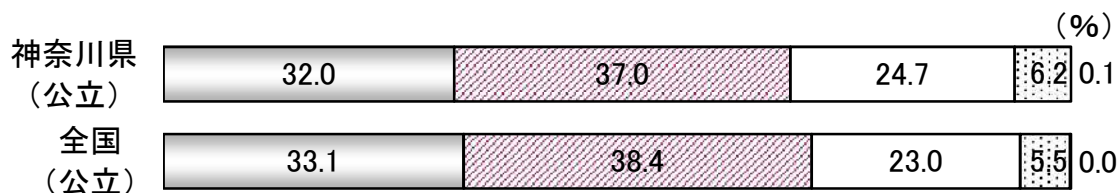
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ 家での勉強

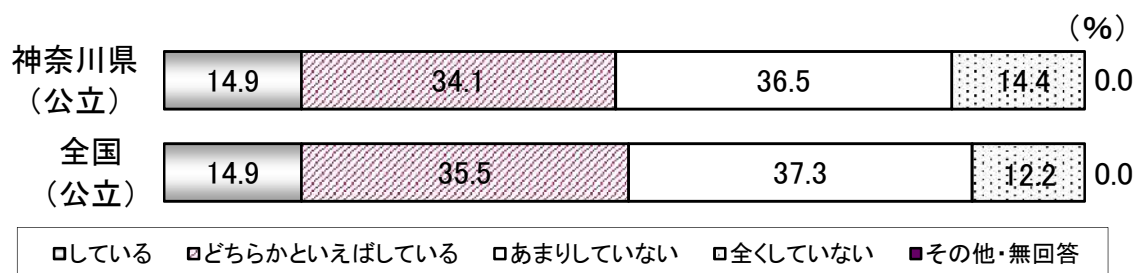
家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は69.0%、中学生の割合は49.0%となっています。

<図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

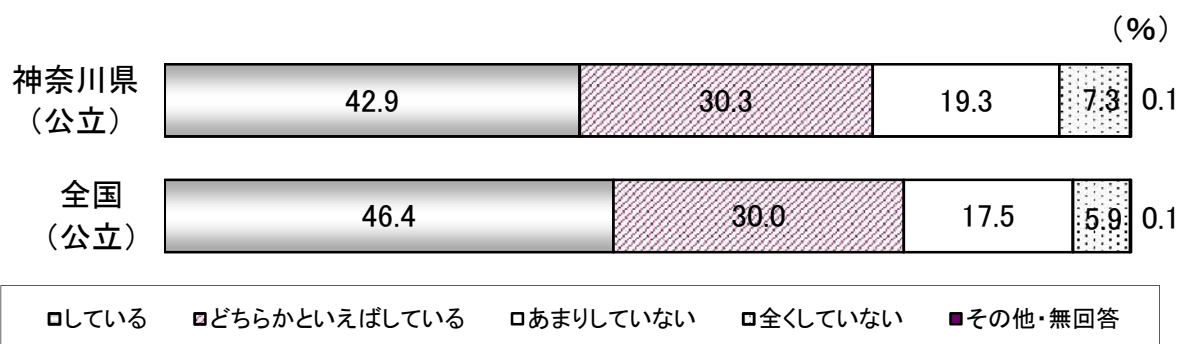
家の人と学校での出来事について話をしていると答えた小学生の割合が76.9%、中学生の割合が73.2%となっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県）>

【小学生】



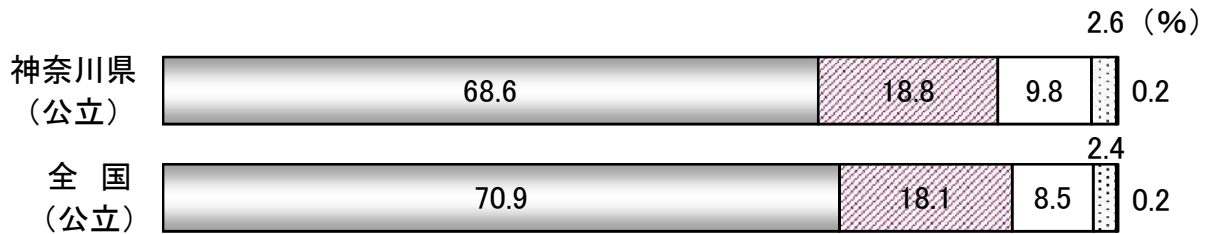
【中学生】



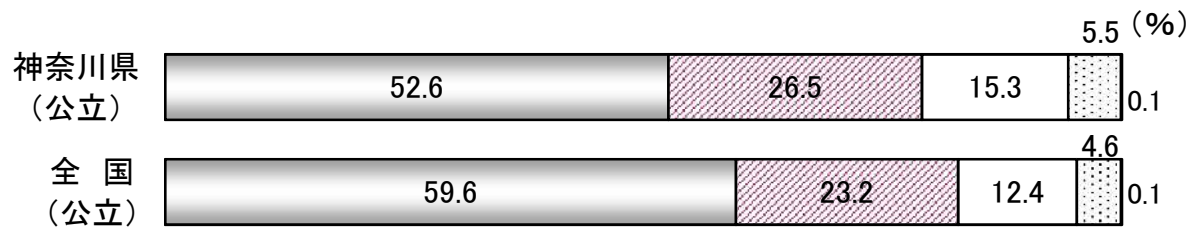
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-6 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

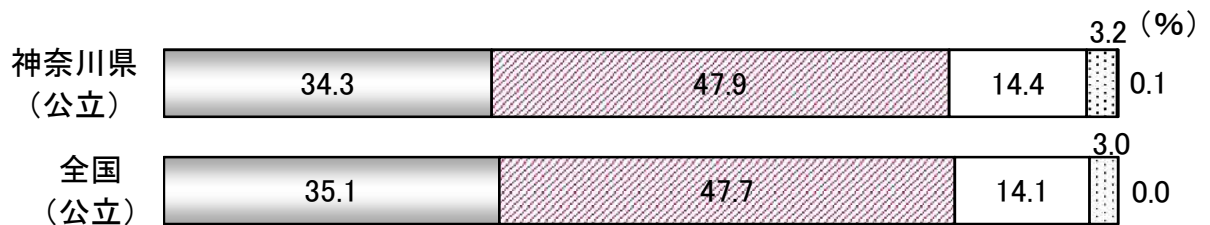


よくしている □ときどきしている □あまりしていない □全くしていない ■その他・無回答

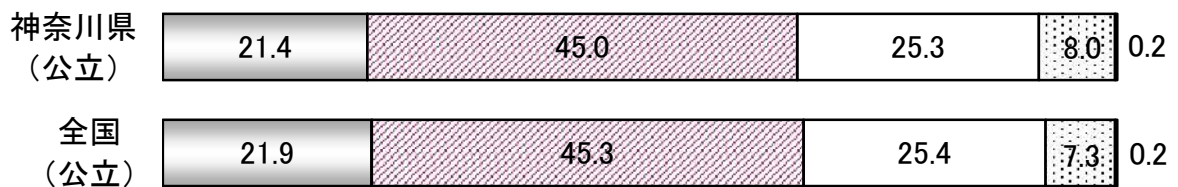
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-7 家の手伝いをしていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



よくしている □ときどきしている □あまりしていない □全くしていない ■その他・無回答

出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

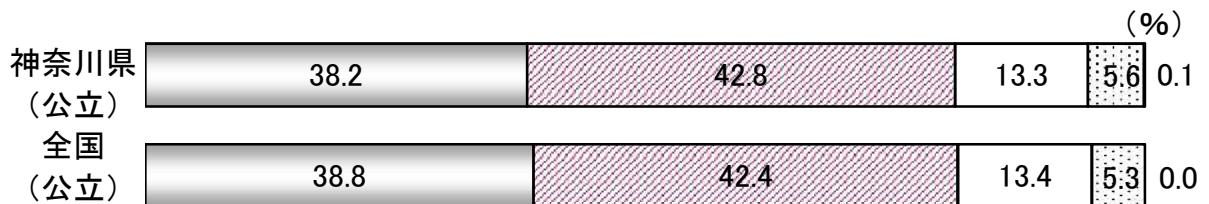
(3) 青少年の意識

ア 自己肯定感

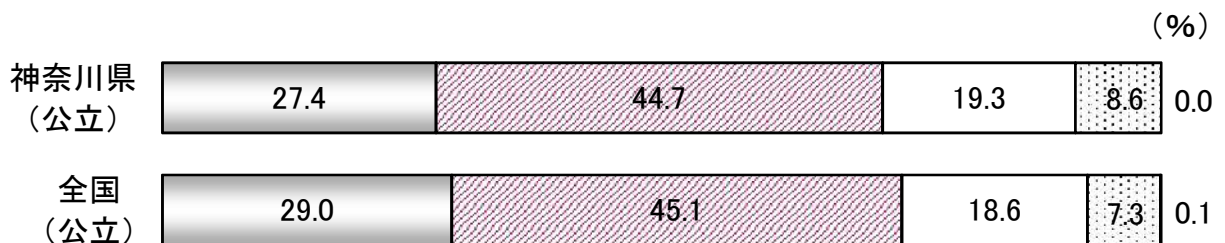
自分にはよいところがあると思うと答えた小学生は81.0%、中学生は72.1%であり、将来の夢や目標を持っていると答えた小学生は82.1%、中学生は67.7%となっています。

<図1-3-8 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

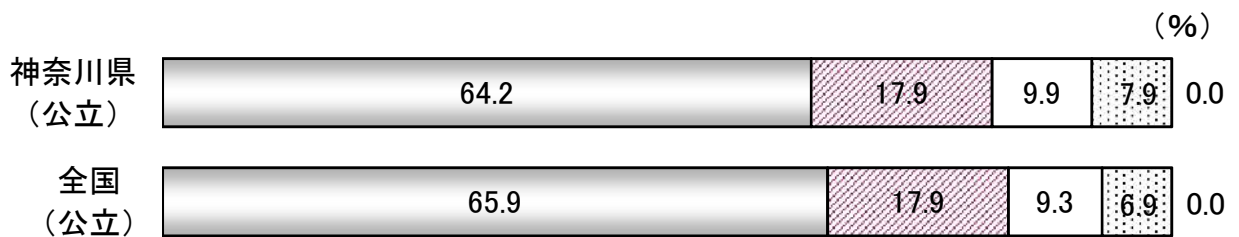


□当てはまる □どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない □当てはまらない ■その他・無回答

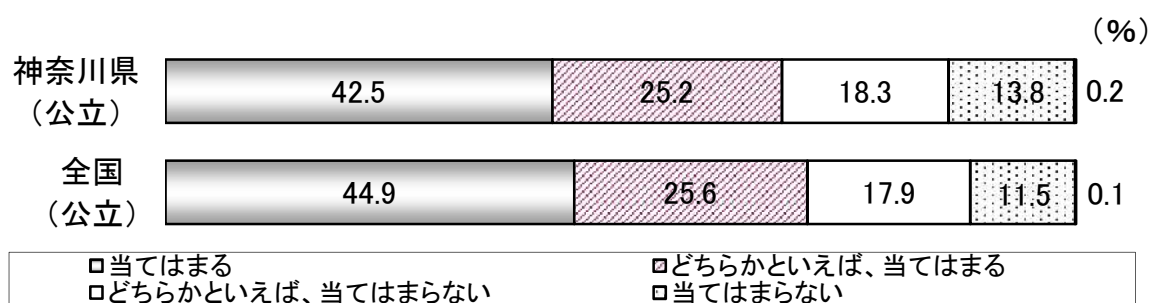
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-9 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



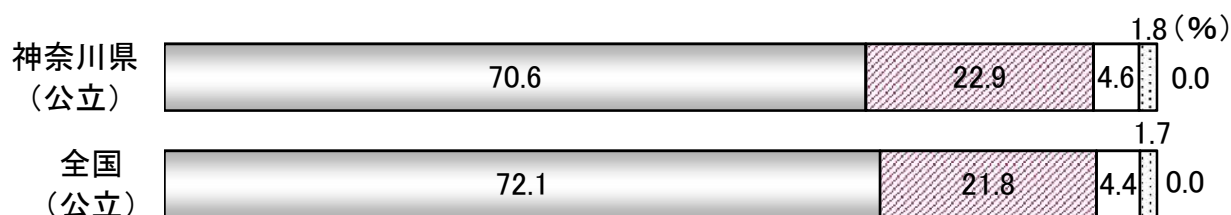
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

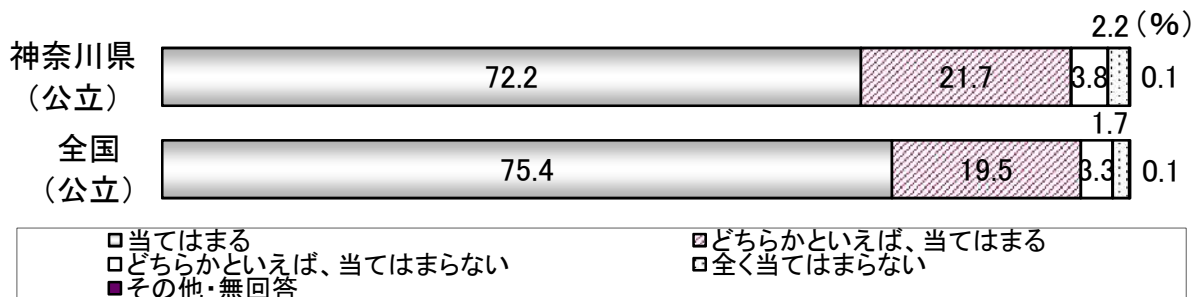
人の気持ちが分かる人間になりたいと思うと答えている割合は、小学生・中学生ともに90%を超えています。

<図1-3-10 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



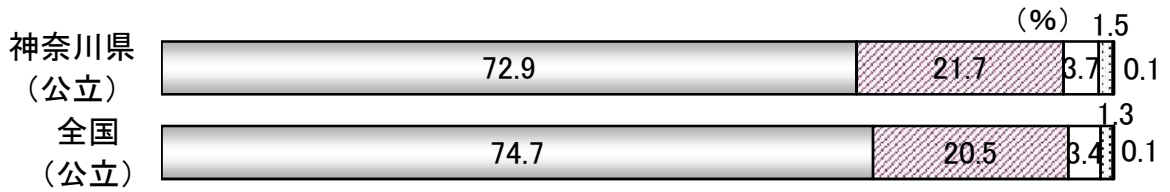
【中学生】



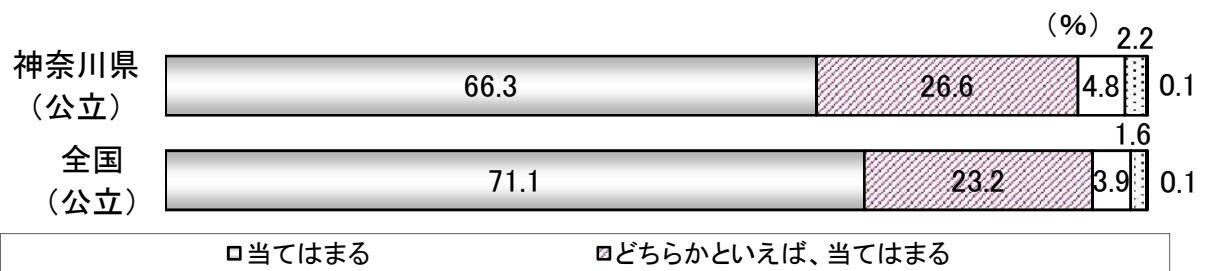
出典：平成27年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-11 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



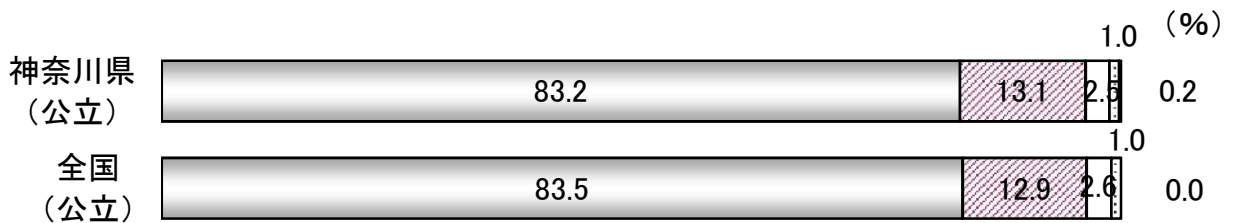
【中学生】



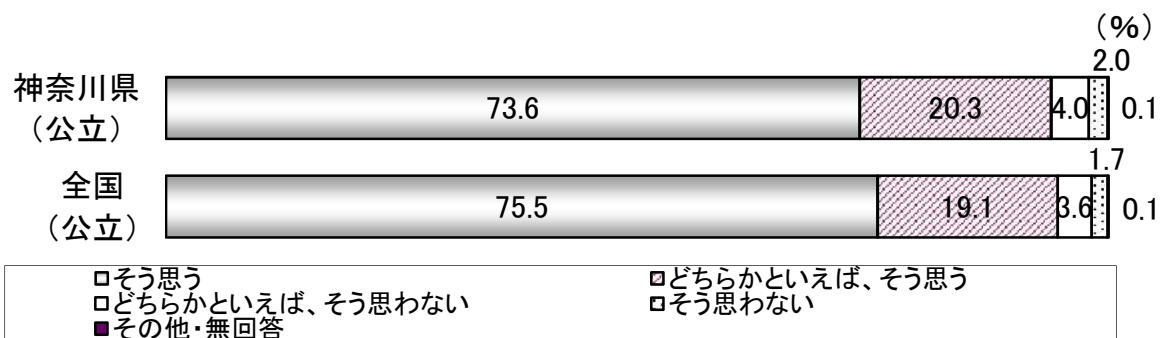
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-12 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

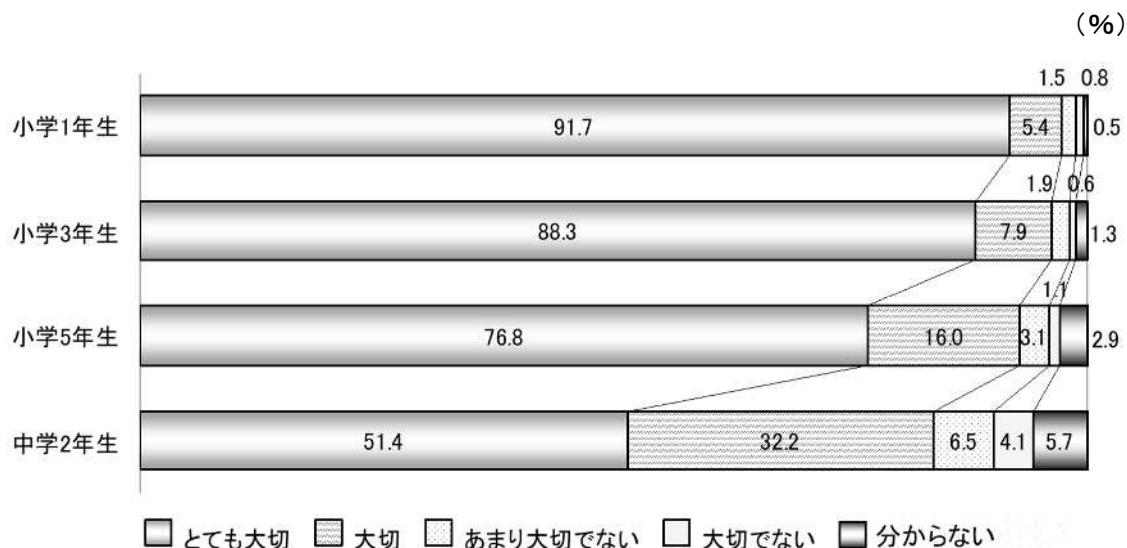


出典：平成29年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

ウ 「いのち」について

県教育委員会が、県内の公立学校の児童・生徒を対象に行った「『いのち』についてのアンケート調査」によると、「自分の『いのち』は大切ですか」という設問に対し、「とても大切」と答えた割合は、小学1年生91.7%、小学3年生88.3%、小学5年生76.8%、中学2年生51.4%と、年齢を追うごとに割合が減少し、中学2年生では、「あまり大切でない」、「大切でない」という回答が全体の約1割を占めるという結果が出ています。

＜図1-3-13 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）＞



出典：「『いのち』についてのアンケート調査」（子ども教育支援課 平成20年3月）

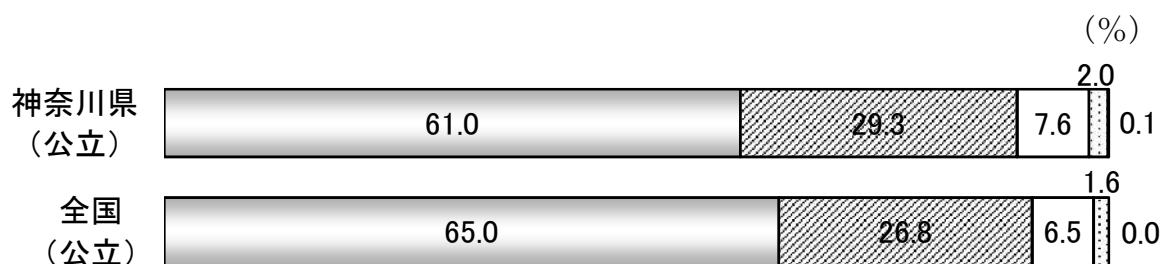
4 地域との関わり

(1) 挨拶

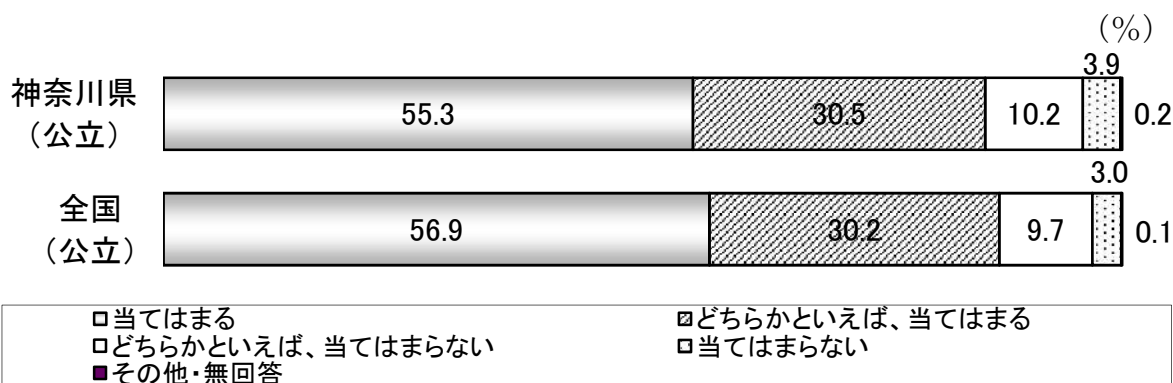
近所の人に出会ったときは、挨拶をしていると答えた割合は、小学生が90.3%、中学生が85.8%です。

＜図1-4-1 近所の人に出会ったときは、挨拶をしていますか（神奈川県）＞

【小学生】



【中学生】



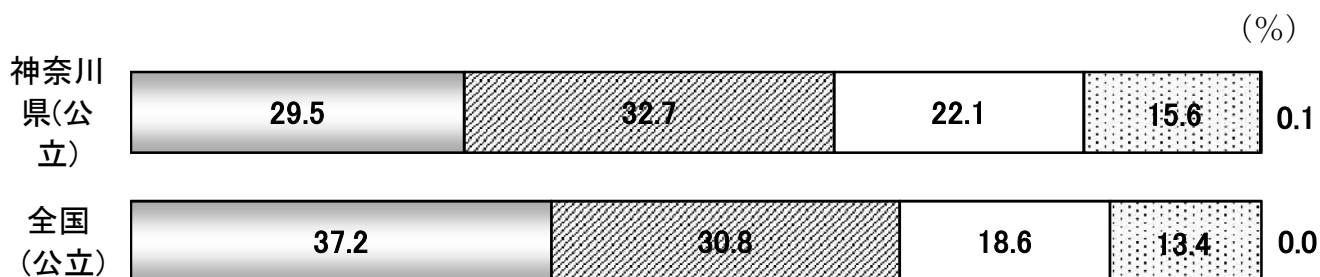
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(2) 地域行事への参加

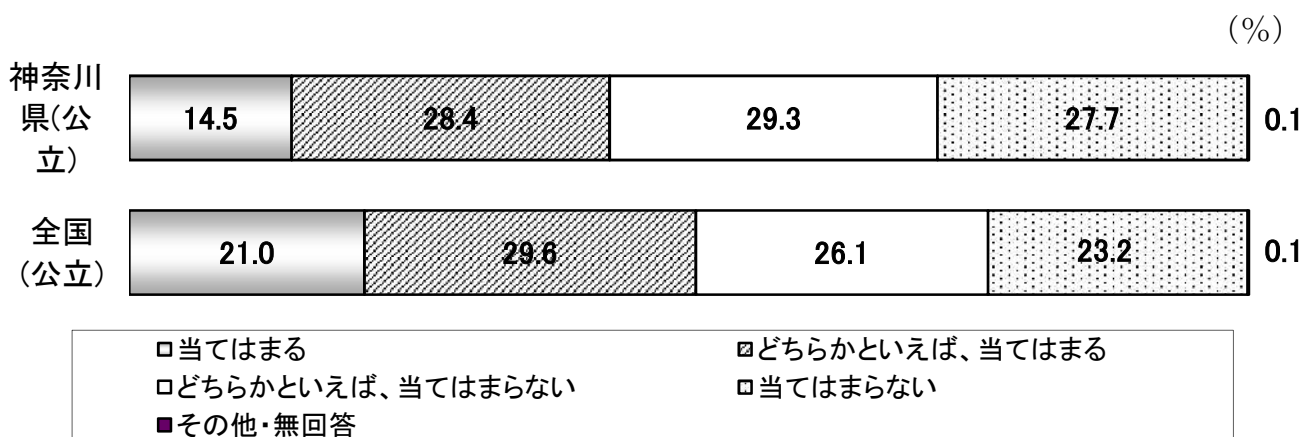
今住んでいる地域の行事に参加していると答えた割合は、小学生が62.2%、中学生が42.9%です。

<図1-4-2 今住んでいる地域の行事に参加していますか(神奈川県)>

【小学生】



【中学生】

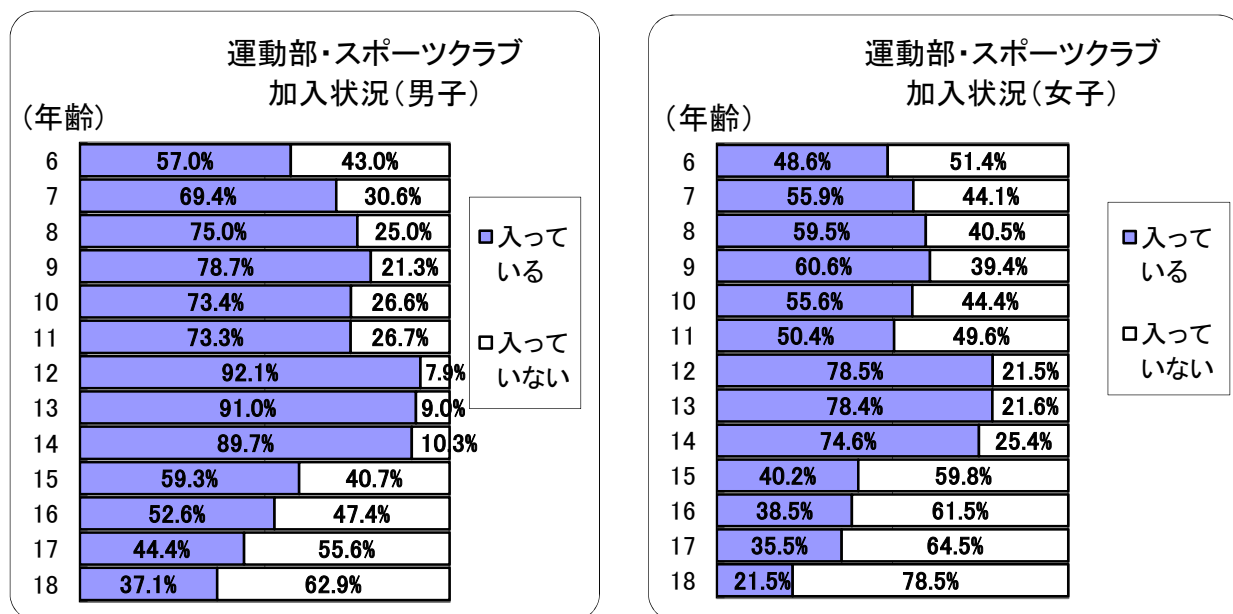


出典：令和元年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

全ての年齢で、男子の加入率が女子よりも高い傾向にあります。男女とも中学生（12歳～14歳）の加入率が他校種と比較して高く、各校種においては、小学生（6歳～11歳）では男女ともに9歳、中学生（12歳～14歳）では男女ともに12歳、高校生（15歳～18歳）では男女ともに15歳が最も高くなっています。

<図1-4-3 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

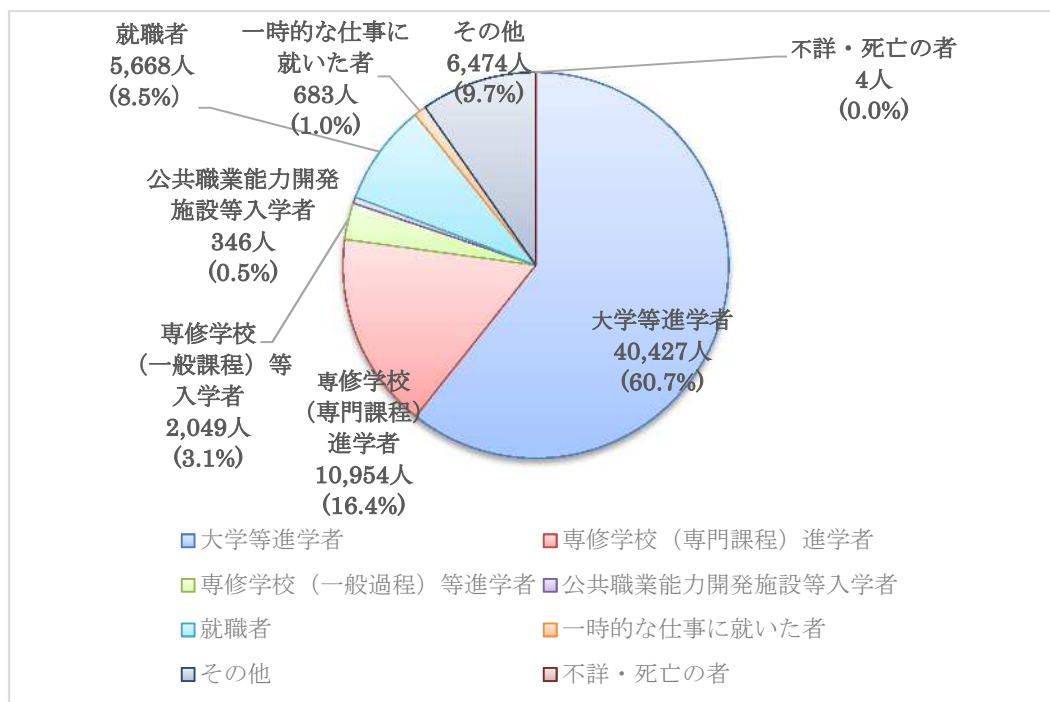
5 青少年の就労

(1) 新卒業者の進路

高等学校（本科）卒業生数は、6万6,605人であり、そのうち、大学等に進学した者が60.7%、就職した者が8.5%となっている。

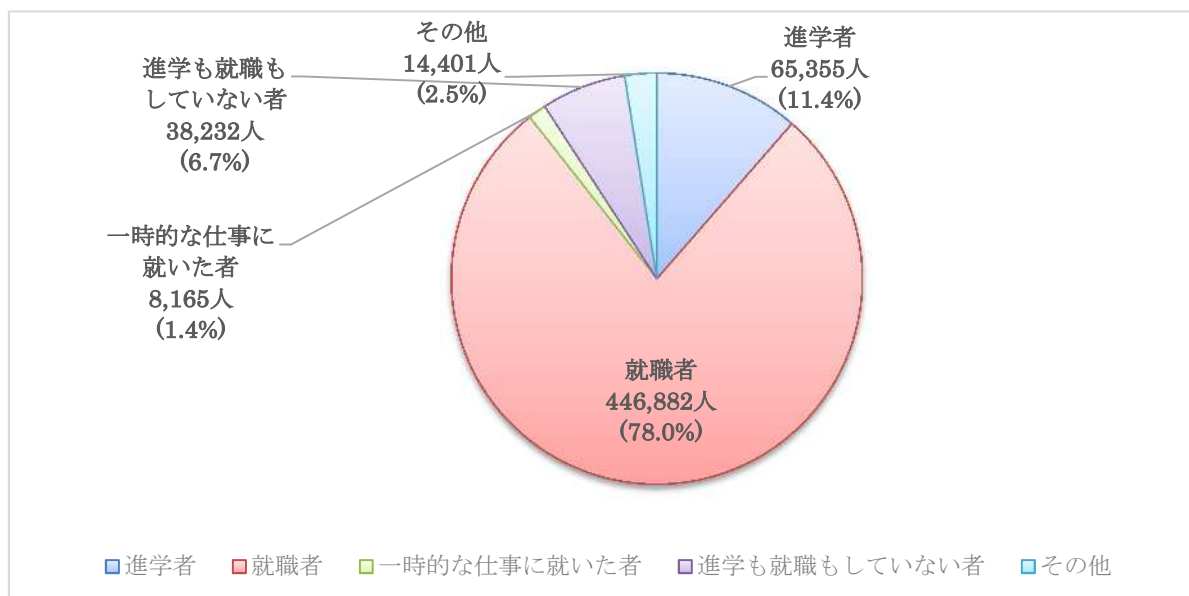
また、全国の大学卒業生は、57万2,639人であり、そのうち、大学院等に進学した者が11.4%、就職した者が78.0%である一方、進学も就職もしていない者が6.7%となっている。

<図1-5-1 高等学校卒業生の進路別割合（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県学校基本統計（統計センター）を基に青少年課作成

<図1-5-2 大学卒業生の進路別割合（全国）>



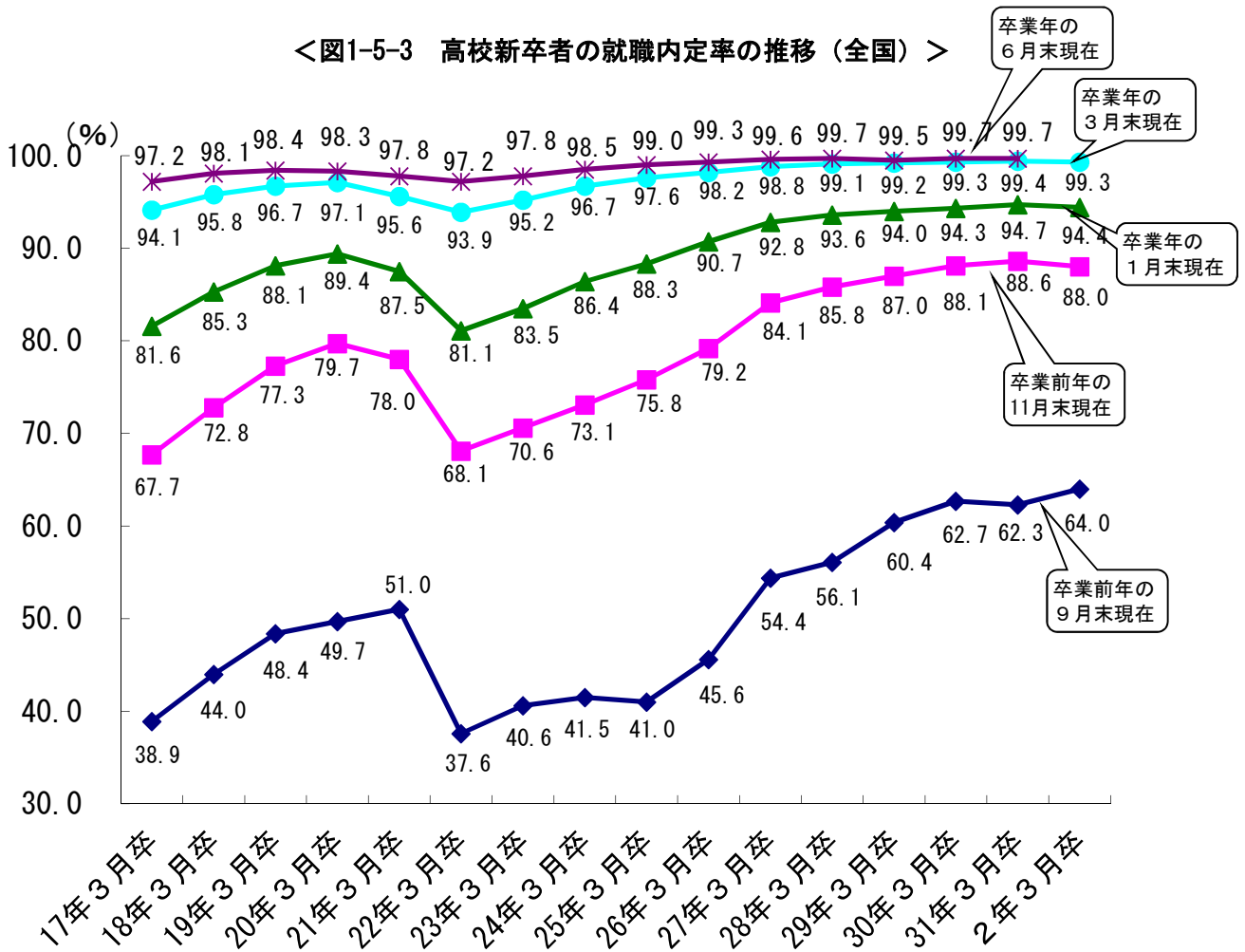
出典：令和元年度学校基本調査（文部科学省）を基に青少年課作成

(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況

ア 高校新卒者の就職内定状況

令和2年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が令和2年3月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、99.3%（前年同期比0.1ポイント減）と前年度より低下しています。

<図1-5-3 高校新卒者の就職内定率の推移（全国）>

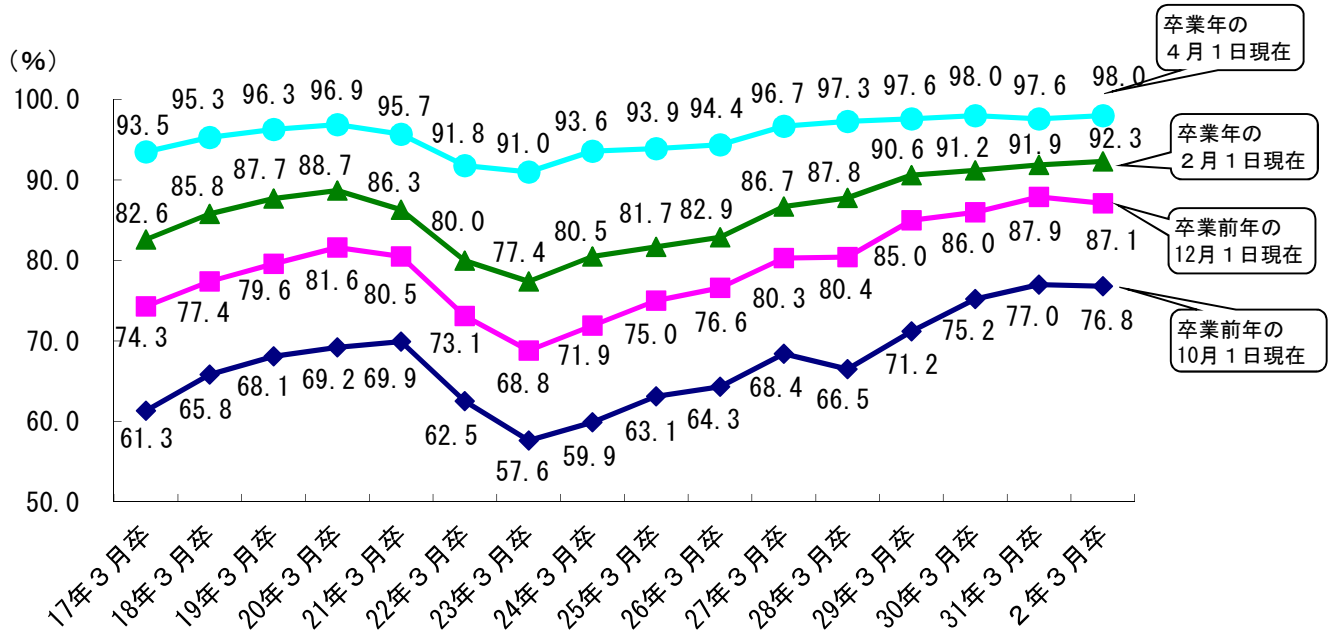


出典：令和元年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」取りまとめ
(厚生労働省)

イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況

令和2年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、令和2年4月1日現在、就職率は、98.0%（前年同期比0.4ポイント増）と前年度より上昇しています。

<図1-5-4 大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）>

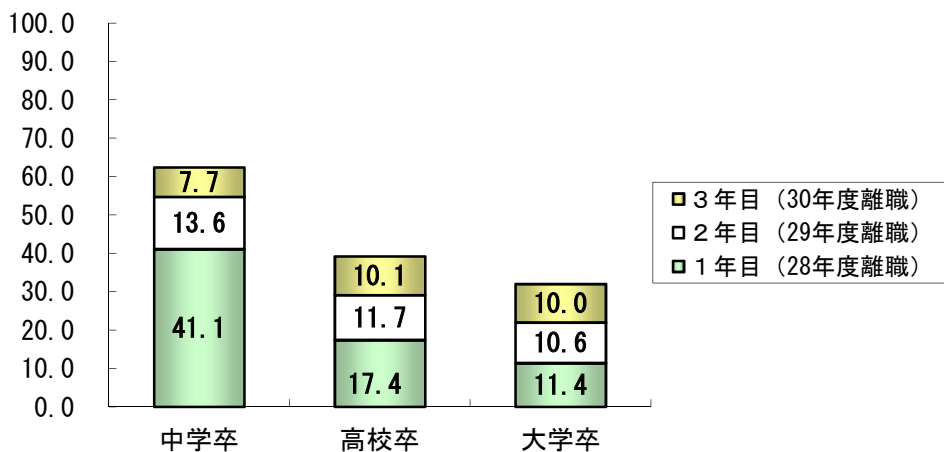


出典：令和元年度「大学等卒業者の就職状況調査」（厚生労働省、文部科学省）

ウ 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が62.4%、高校卒が39.2%、大学卒が32.0%となっています。

<図1-5-5 平成28年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）>

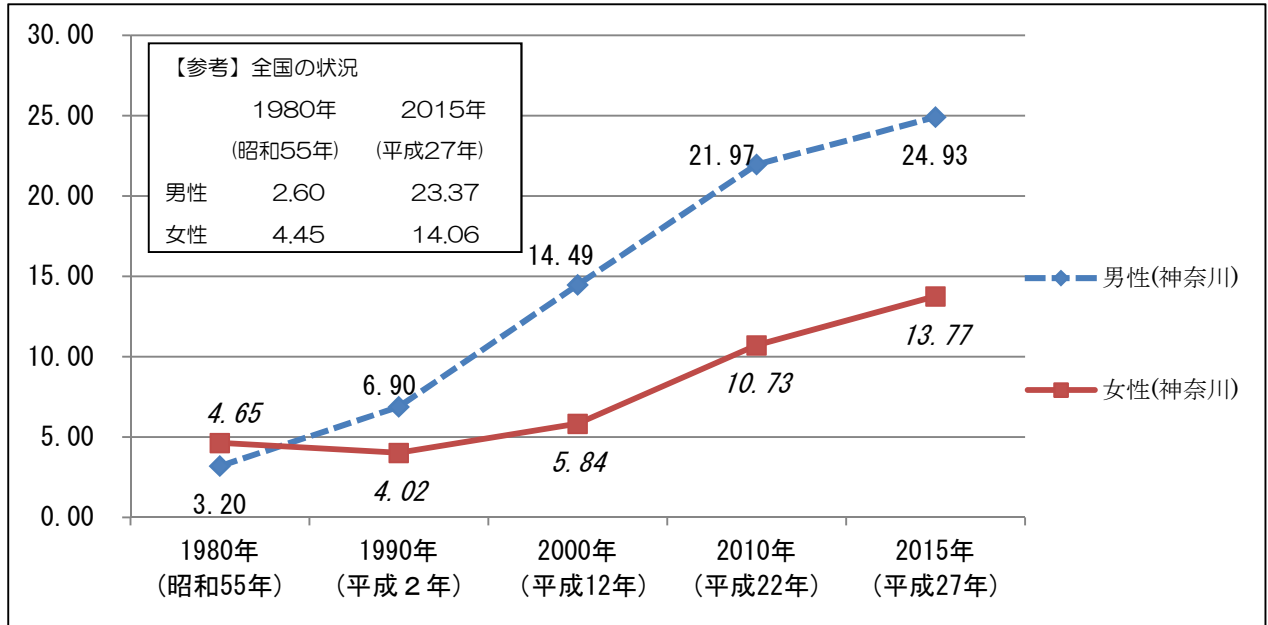


出典：新規学卒就職者の離職状況（厚生労働省）

6 ライフキャリア・結婚

全国的に未婚率が高まる中、本県の生涯未婚率は、1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）の35年間で、男性は約8倍に、女性は約3倍に増えています。全国調査の結果によると、18～34歳の未婚者の約9割が「いずれ結婚するつもり」と考えており、独身に止まっている理由として、25～34歳の未婚者の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」と回答しています。

(%) <図1-6-1 生涯未婚率の推移（神奈川県）>



※生涯未婚率は、45歳～49歳と50歳～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率

出典:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017年版」を基に青少年課作成

<図1-6-2 未婚者の生涯の結婚意思（全国）>

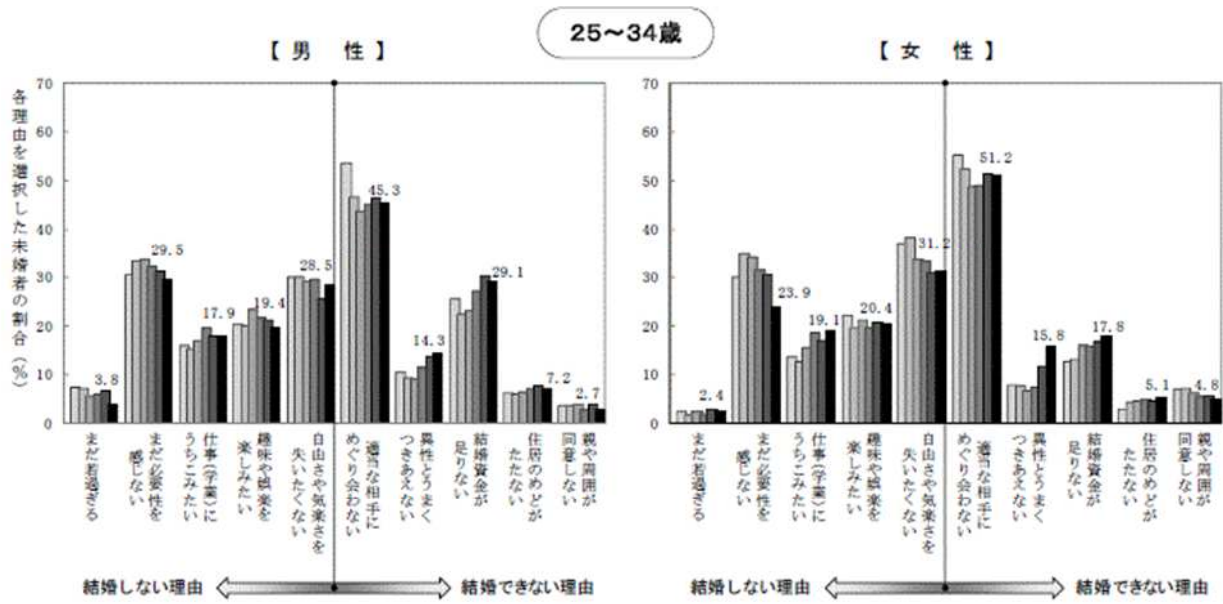
生涯の結婚意思		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)	第15回 (2015年)
【男 性】	いずれ結婚するつもり	91.8 %	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4	12.0
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3	2.3
	総数(18～34歳) (客体数)	100.0 (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)	100.0 (3,139)	100.0 (3,667)	100.0 (2,706)
【女 性】	いずれ結婚するつもり	92.9 %	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8	8.0
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8	2.7
	総数(18～34歳) (客体数)	100.0 (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)	100.0 (3,064)	100.0 (3,406)	100.0 (2,570)

注：対象は18～34歳の未婚者。

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」(1.いずれ結婚するつもり、2.一生結婚するつもりはない)。

出典:第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

<図1-6-3 独身にとどまっている理由（全国）>



注：対象は18～34歳の未婚者。何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択)として挙げているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。

設問「あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。ご自分に最もあてはまると思われる理由を最高3つまで選んで、右の回答欄に番号を記入してください(すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄に12を記入してください)。」

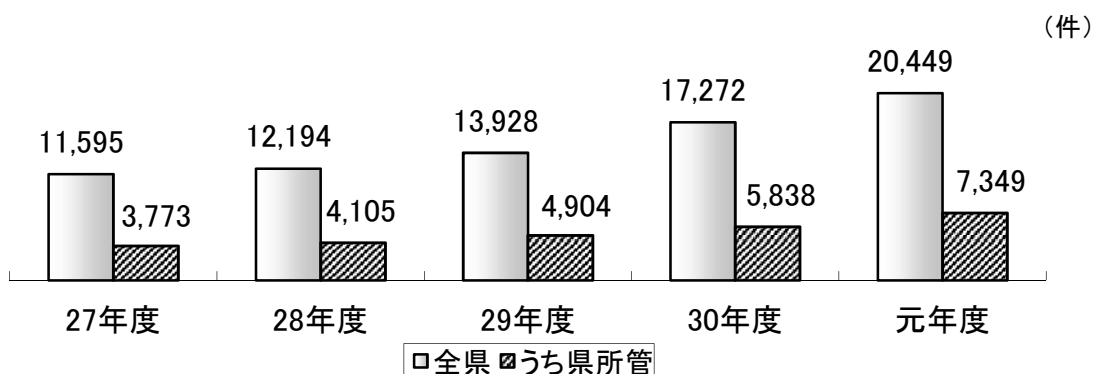
出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

令和元年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる20,449件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

＜図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）＞



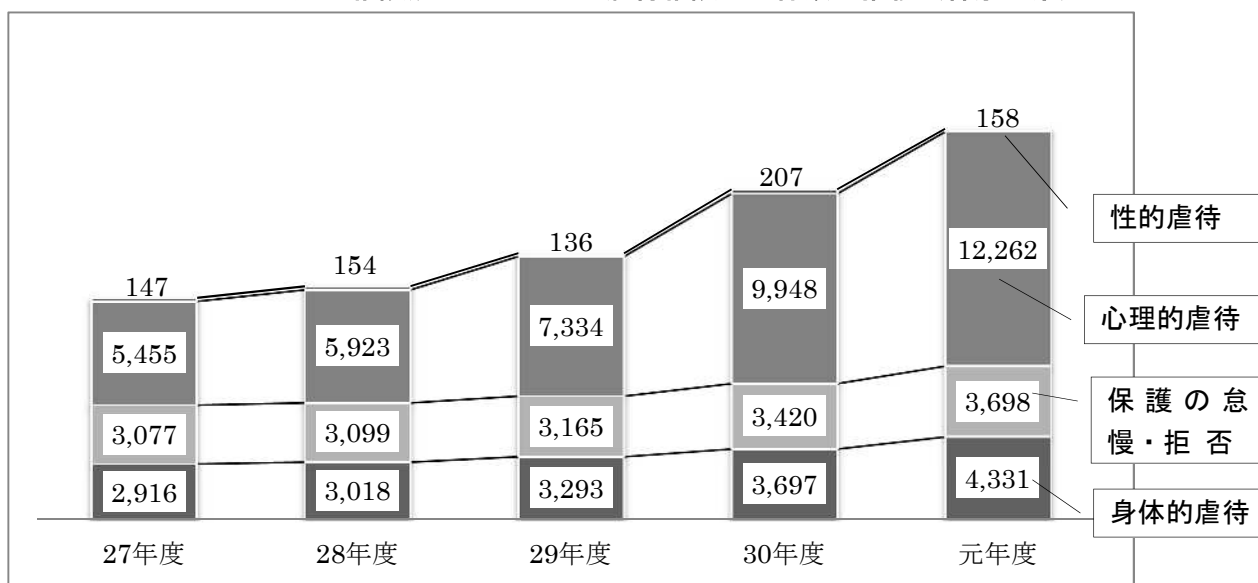
出典：子ども家庭課資料

＜表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）＞

区分	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	総数
令和元年度	158件	12,262件	3,698件	4,331件	20,449件

出典：子ども家庭課資料

＜図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）＞



出典：子ども家庭課資料

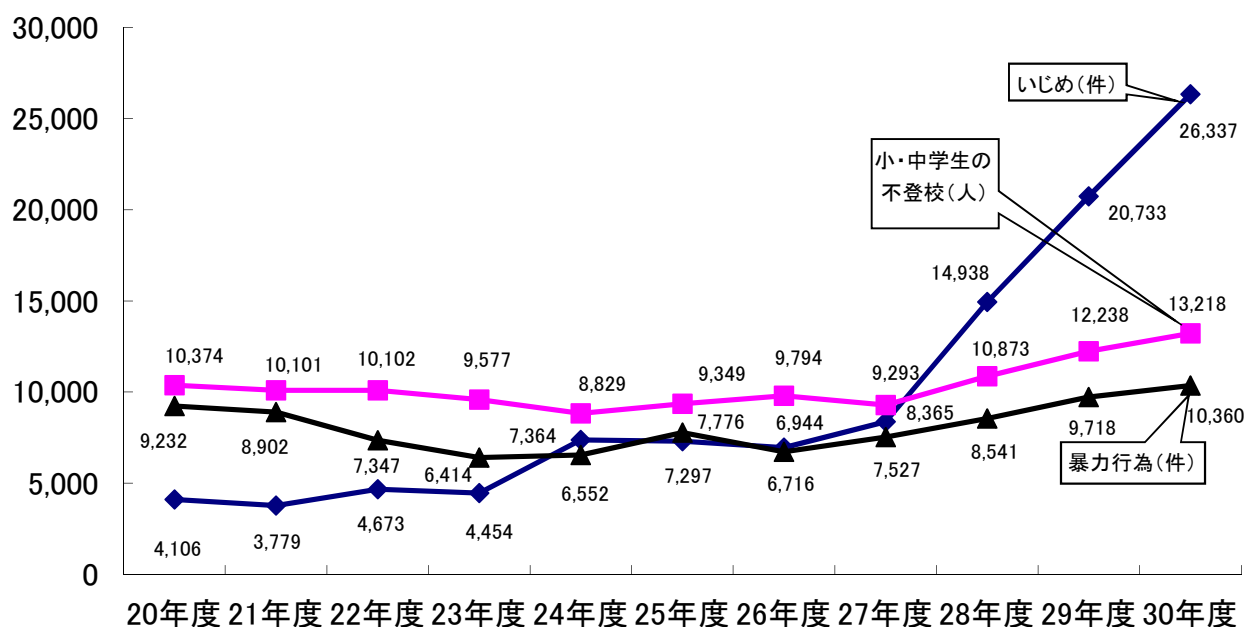
2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの認知件数は、前年度比5,604件増加の26,337件で、全国で6番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、前年度比642件増の10,360件で、全国で1番目となっています。

国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は13,218人で、前年度に比べ980人増加し、全国で2番目となっています。

なお、いじめの認知件数の増加要因の一つとして、いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義に基づき、各学校が、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、積極的ないじめの認知が進んだためと考えられます。

＜図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）＞



出典：平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

＜図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）＞

<p>■ いじめの認知件数 (国公立小・中・高・特別支援学校)</p> <p>1位 東京都 52,861件 2位 千葉県 40,483件 3位 大阪府 35,951件</p> <p>6位 神奈川県 26,337件</p> <p>※1,000人あたりの認知件数は、28.9件(全国31位)</p>	<p>■ 暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)</p> <p>1位 神奈川県 10,360件 2位 大阪府 6,755件 3位 千葉県 4,466件</p> <p>※1,000人あたりの発生件数は、11.5件(全国3位)</p>	<p>■ 不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)</p> <p>小・中学校 1位 東京都 15,629人 2位 神奈川県 13,218人 3位 愛知県 11,609人</p> <p>※1,000人あたりの不登校生徒数 19.2人(全国7位)</p> <p>高等学校 1位 大阪府 6,106人 2位 東京都 4,455人 3位 神奈川県 3,363人</p> <p>※1,000人あたりの不登校生徒数 16.1人(全国24位)</p>
---	--	---

出典：平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学)

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

県内で検挙・補導された非行少年は1,953人で、前年に比べ399人（17.0%）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は14年連続で減少しており、過去14年で最も多かった平成18年（9,923人）と比べ8,417人（84.8%）減少しています。

また、刑法犯の再犯者率は、約3割で推移しています。

＜表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

区分		27年	28年	29年	30年	元年	
非行少年	合計	3,942	3,276	2,814	2,352	1,953	
	刑法犯	犯罪少年	3,091	2,577	2,135	1,704	1,409
		触法少年	266	154	171	146	97
		計	3,357	2,731	2,306	1,850	1,506
	特別法犯	犯罪少年	566	518	500	494	441
		触法少年	8	14	2	4	4
		計	574	532	502	498	445
ぐ犯少年	11	13	6	4	2		
不良行為少年	36,584	37,572	37,559	37,412	34,937		

※非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：警察本部少年育成課資料

＜図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）＞



出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
刑法犯	3,091	2,577	2,135	1,704	1,506
再犯者	1,094	880	729	617	477
再犯者率（%）	35.4	34.1	34.1	36.2	31.7
凶悪犯	48	36	26	23	36
再犯者	33	24	19	11	15
再犯者率（%）	68.8	66.7	73.1	47.8	41.7
粗暴犯	370	289	205	277	253
再犯者	190	140	110	162	117
再犯者率（%）	51.4	48.4	53.7	58.5	46.2
窃盗犯	1,878	1,589	1,321	954	811
再犯者	619	539	437	300	244
再犯者率（%）	33.0	33.9	33.1	31.4	30.1
その他	795	663	583	450	406
再犯者	252	177	163	144	101
再犯者率（%）	31.7	26.7	28.0	32.0	24.9

（備考） 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：警察本部少年育成課資料

(2) 薬物乱用の状況

令和元年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は87人で、学校・職業別では有職、無職少年が59人と、全体の67.8%を占めています。

＜表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

区 分	27年	28年	29年	30年	元年
毒物及び劇物取締法違反	0	2	0	0	0
覚醒剤取締法違反	8	11	3	11	10
大麻取締法違反	12	15	18	47	75
麻薬及び向精神薬取締法違反	2	1	2	3	2
合 計	22	29	23	61	87

出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-4 令和元年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）＞

（単位：人）

	総数	生徒・学生				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小計		
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	
覚醒剤取締法違反	10	1	2	0	3	4	
大麻取締法違反	75	1	11	12	24	15	
麻薬及び向精神薬取締法違反	2	1	0	0	1	1	
合 計	87	3	13	12	28	20	

出典：警察本部少年育成課資料

(3) 不良行為少年の状況

令和元年中に不良行為少年として補導された少年は34,937人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が86.3%を占めています。

学校・職業別では、高校生が19,788人で全体の56.6%、中学生が3,598人で全体の10.3%を占めています。

<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>

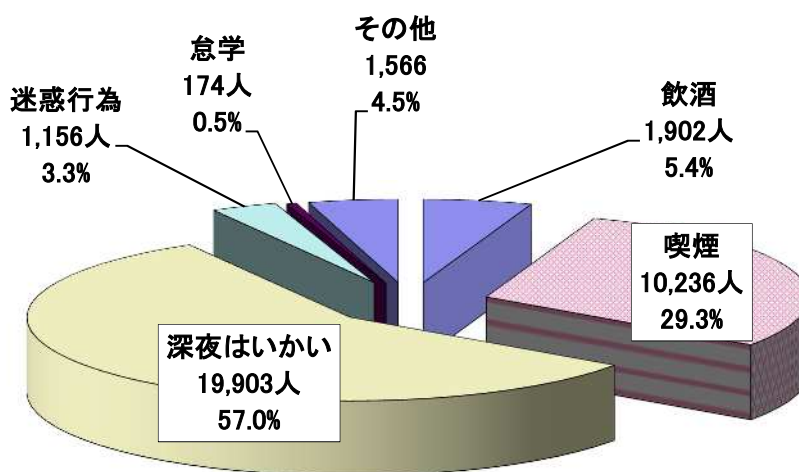
（単位：人）

区 分	27年	28年	29年	30年	元年
飲酒	1,163	1,449	1,606	1,744	1,902
喫煙	11,181	11,551	12,058	11,564	10,236
深夜はいかい	22,892	22,902	21,876	21,906	19,903
迷惑行為	366	595	823	763	1,156
怠学	148	179	210	202	174
その他	834	896	986	1,233	1,566
合計	36,584	37,572	37,559	37,412	34,937

（備考）その他の主な行為は、不健全娯楽、家出、粗暴行為等

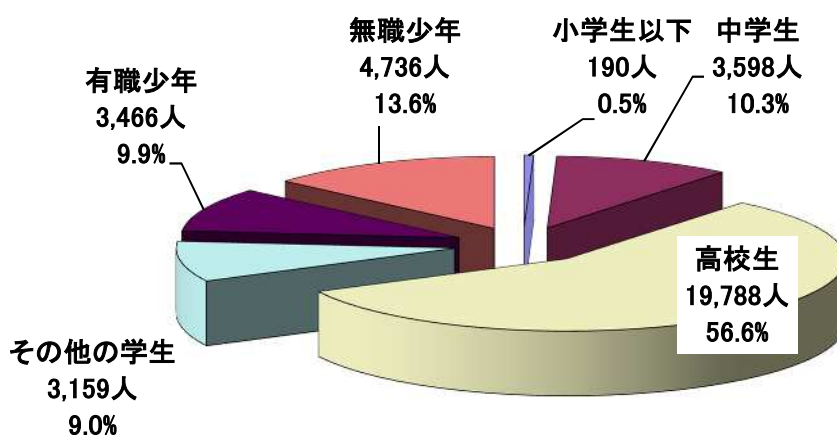
出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-2 不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-3 不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

(4) 福祉犯による被害の状況

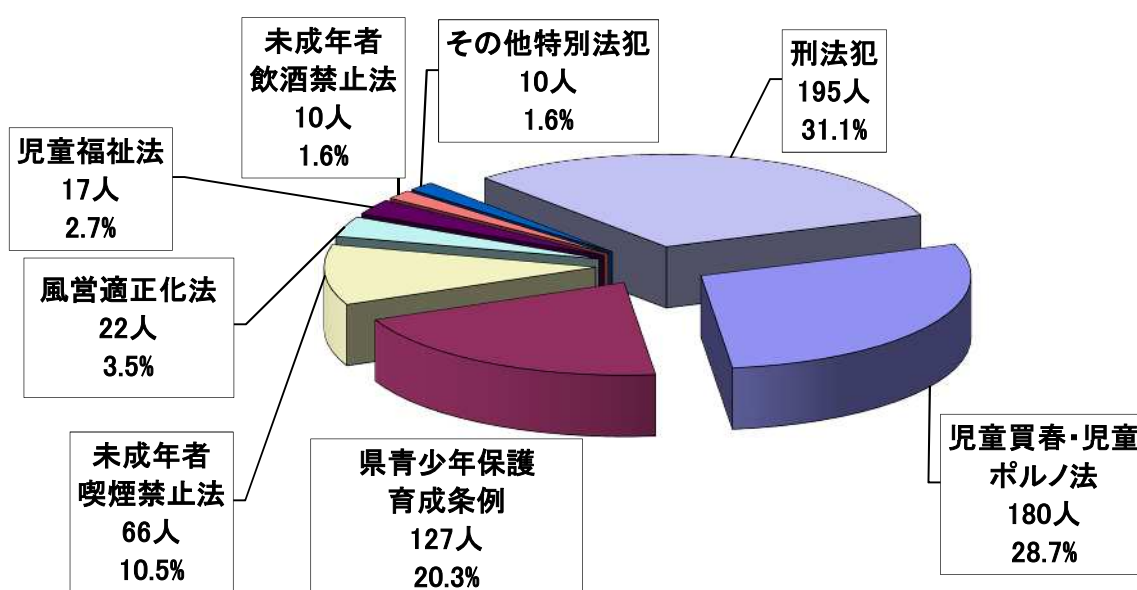
少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害に遭った少年は627人となっています。法令別では、刑法犯が195人（31.1%）（うち強制わいせつが159人）と最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が180人（28.7%）、県青少年保護育成条例違反が127人（20.3%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

区 分	27年	28年	29年	30年	元年
検挙件数（件）	1,075	1,033	1,034	1,018	985
検挙人員（人）	945	899	829	844	826
被害少年（人）	734	696	736	677	627

出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-4 令和元年中における福祉犯による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



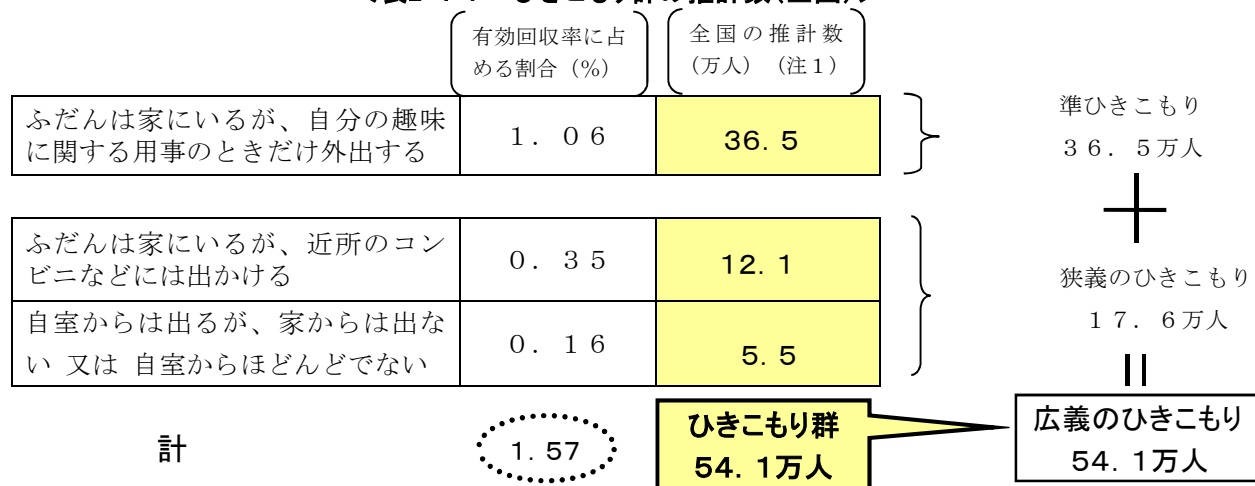
出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

内閣府が平成27年12月に全国5,000人の若者（15歳から39歳）を対象に実施した調査「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年9月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約541,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約41,000人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)>



ただし、ア) 現在の状態となって6ヶ月以上の者のみ
 イ) 「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く
 ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

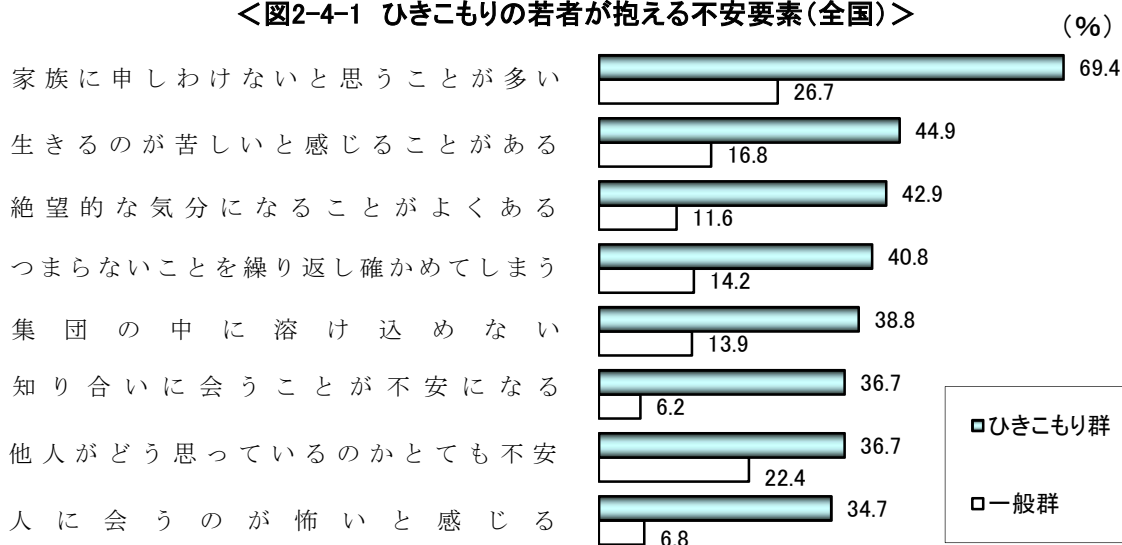
(注1) 総務省「人口推計」（2015年）によると、15～39歳人口は3,445万人。よって、有効回収率に占める割合 (%) × 3,445万人 = 全国の推計数 (万人)

出典:平成27年度「若者の生活に関する調査」(内閣府)

(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素

不安などの項目であてはまるものを聞いたところ、ひきこもり群の若者は一般群に比べ、不安なことをあげる者が多くなっています。

<図2-4-1 ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国)>



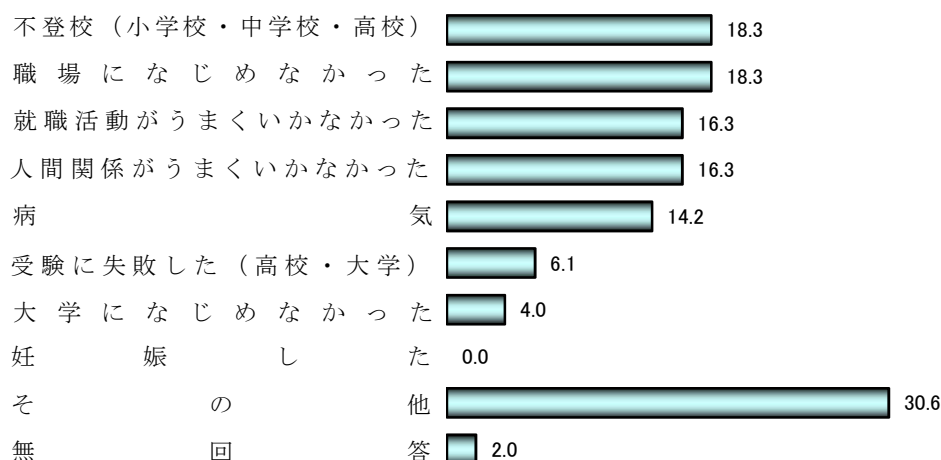
出典:平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(3) ひきこもりになったきっかけ

不登校、仕事又は人間関係等をきっかけにひきこもった若者が多くなっています。

<図2-4-2 ひきこもりになったきっかけ（全国）>

(%)



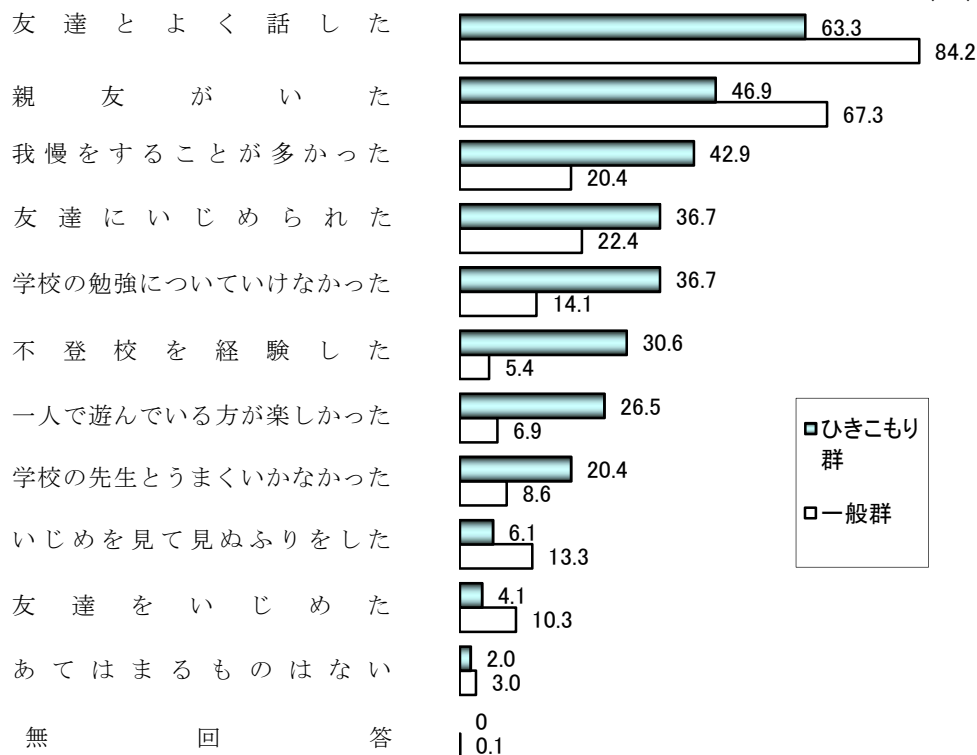
出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(4) 小中学校時代の経験

ひきこもりの若者は小中学校時代の学校や家庭で、必ずしもうまくいかなかった様子が見られます。

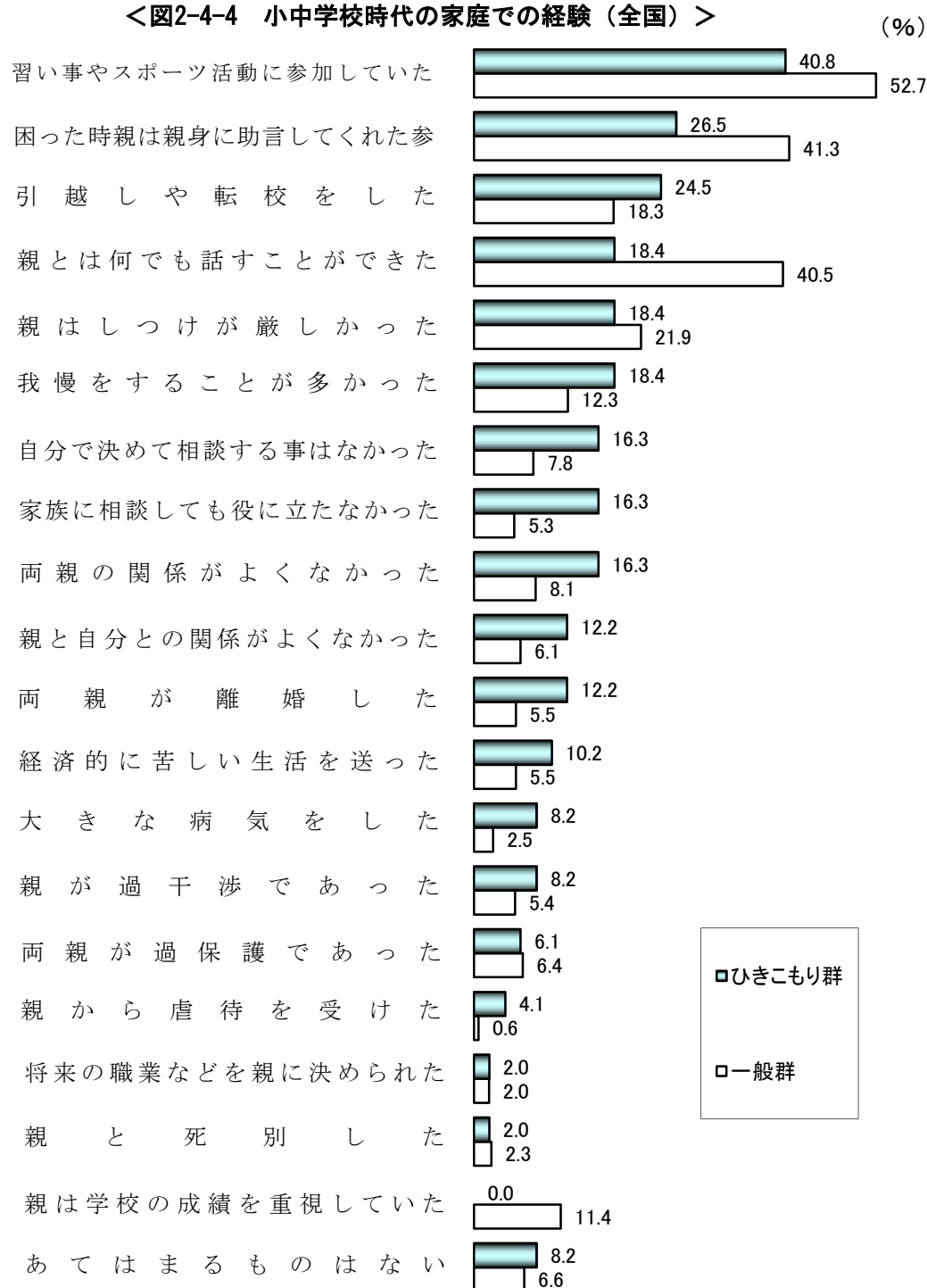
<図2-4-3 小中学校時代の学校での経験（全国）>

(%)



出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

＜図2-4-4 小中学校時代の家庭での経験（全国）＞



出典:平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(5) 相談実績からみたひきこもりの状況

県立青少年センターでの電話相談の統計(平成16～令和元年度)では、ひきこもりに関する相談は5,725件で、相談全体(40,827件)の約14%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代は51%となっており、30歳以上の相談者の割合は30%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの期間は、1～3年が18%と最も多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

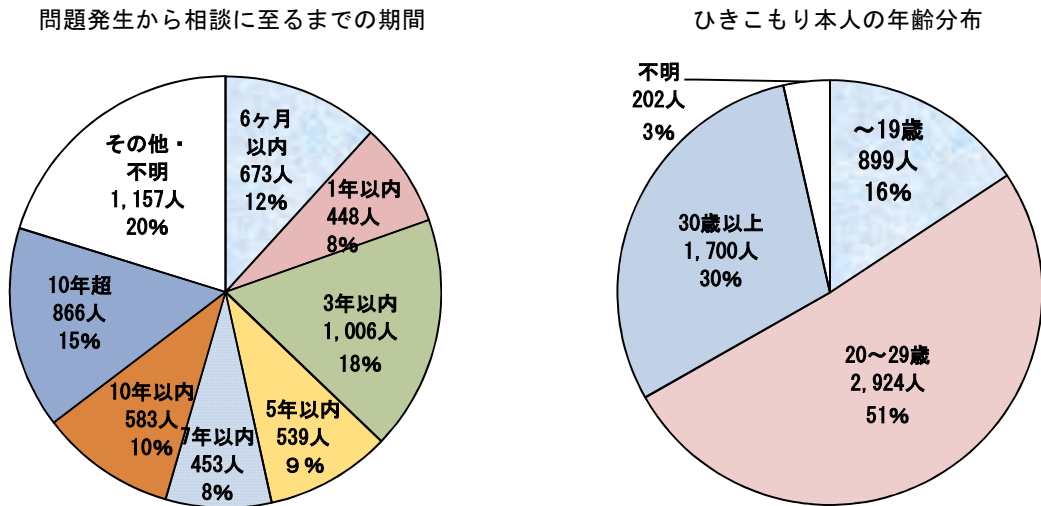
一方、相談実績(令和元年度)では、ひきこもりに関する相談は397件で、相談全体(2,995

件)の約13.3%を占めています。

その内訳をみると、年齢構成では、20歳代は48%、30歳代は22%、40歳以上は16%となっています。

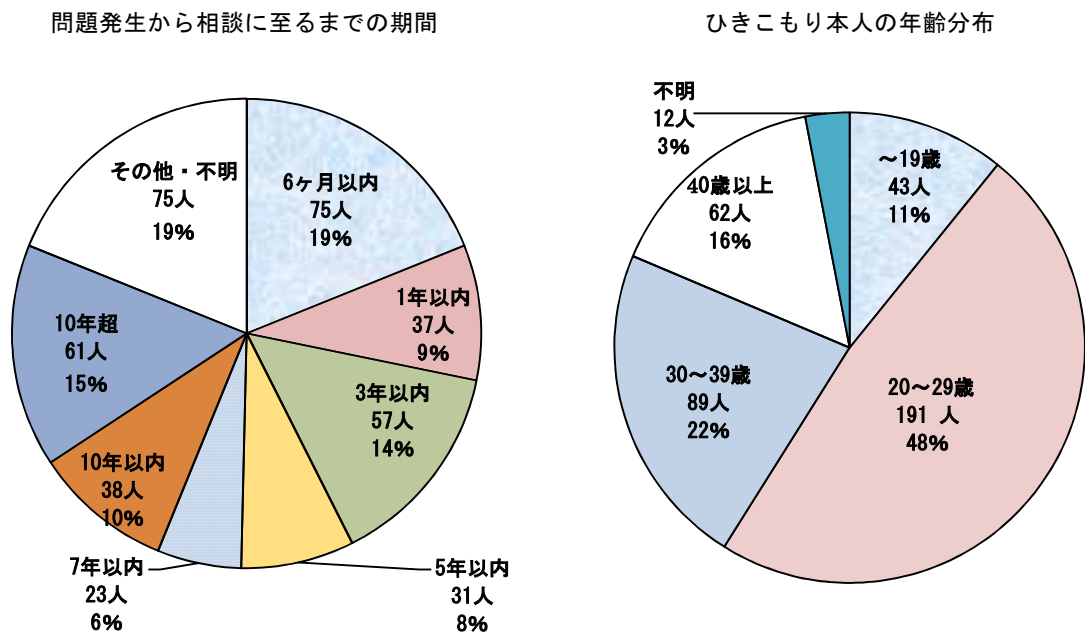
また、問題発生から相談に至るまでの期間は、6ヶ月以内が相談全体の19%(75件)と最も多く、相談実績(平成16～令和元年度)と比較し7%も乖離しています。

<図2-4-5 相談実績(平成16～令和元年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>



出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

<図2-4-6 相談実績(令和元年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>



出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

また、相談実績(平成16～令和元年度)の30歳以上の区分には、40歳以上の者も含まれています。

5 若年無業者

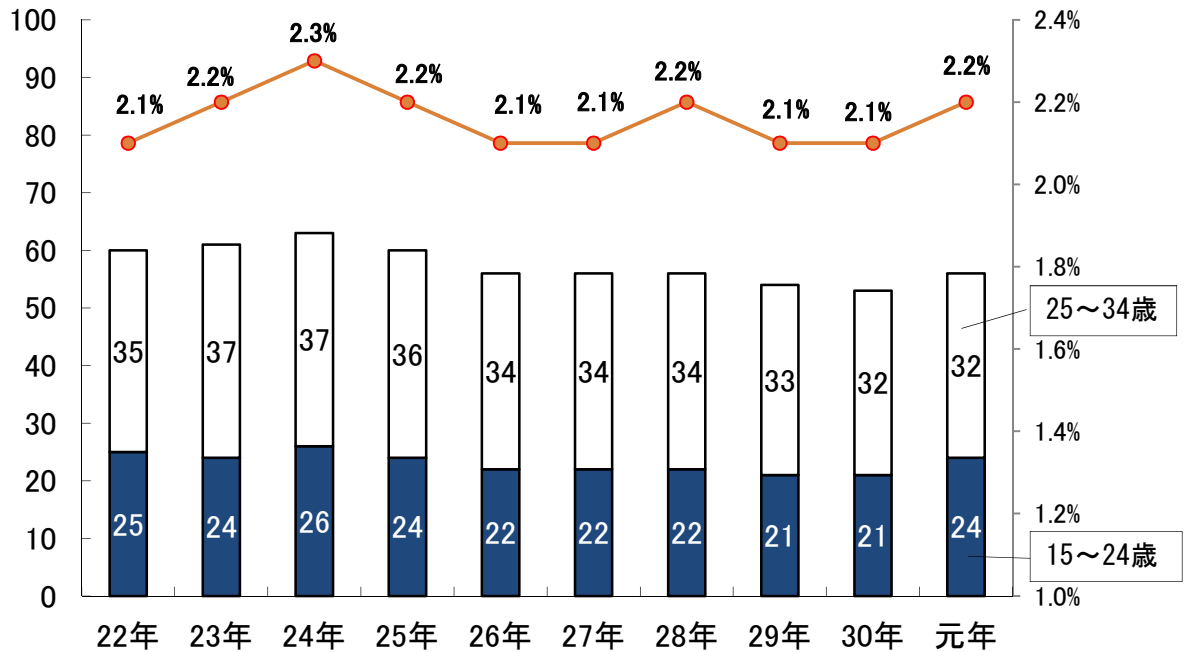
全国の若年無業者（いわゆる「ニート」）の数は、令和元年は約56万人であり、若年人口2,523万人の約2.2%にあたります。

（備考）「ニート（NEET）」とは

「就学、就労をせず、職業訓練も受けない」を意味する英語の頭文字（Not in Education, Employment or Training）をとったもの。厚生労働省では、総務省が行っている労働力調査における、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）をいわゆる「ニート」として定義しています。

＜図2-5-1 年齢階級別若年無業者の推移（全国）＞

（万人）



出典：労働力調査（基本集計）（総務省統計局）

6 子どもの貧困

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率（貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合）は、13.5%（新基準では14.0%）となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち「大人が一人」の世帯員では48.1%（新基準では48.3%）となっています。

<図2-6-1 子どもの貧困率（全国）>

	1985 (昭和60) 年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30) 新基準	
	(単位：%)												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
	(単位：万円)												
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

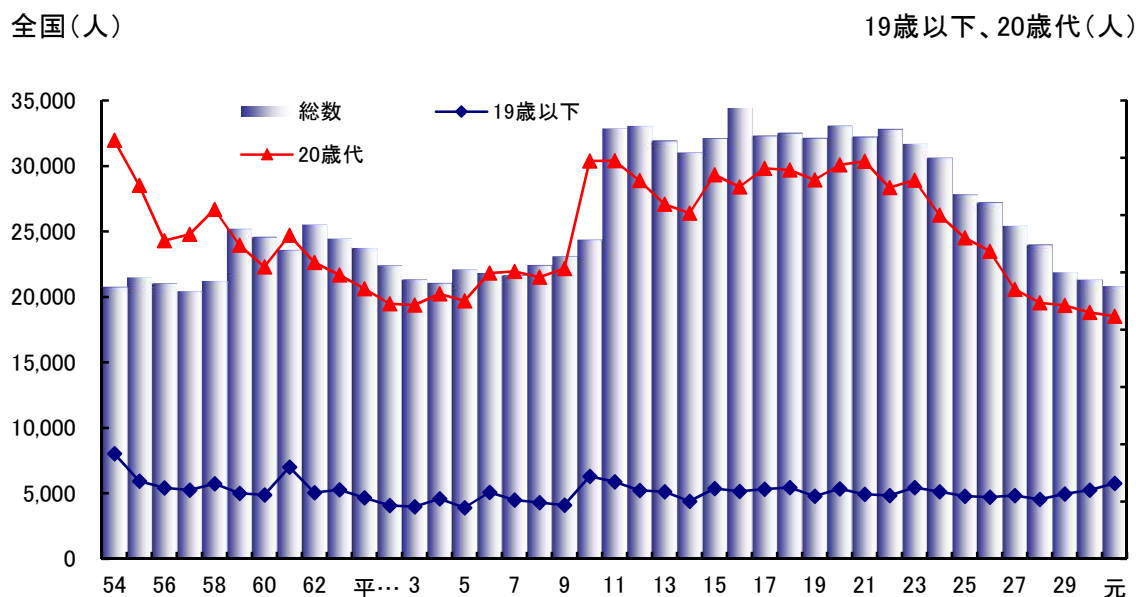
出典：2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）

7 自殺

警察庁の調べによると、令和元年中における全国の自殺者数は20,169人（前年に比べ671人減少）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ659人、2,117人で、その合計は全体の約13.8%を占めています。

令和元年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,076人（前年に比べ60人減少）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ42人、118人でその合計は全体の約14.9%を占めています。

<図2-7-1 若者の自殺者数の推移（全国）>



出典：令和元年中における自殺の状況（警察庁）

＜表2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
自殺者数	19 歳以下	26	29	33	32	27	42
	20 歳代	168	136	150	141	129	118

出典：警察本部人身安全対策課資料

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

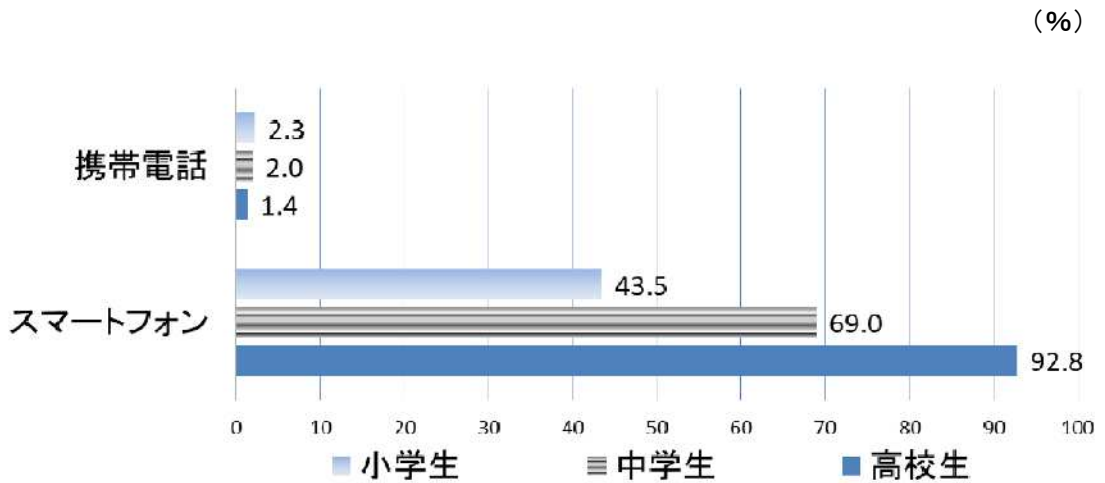
(1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率

令和2年1月、内閣府が全国の青少年（満10歳～満17歳）5,000人とその保護者5,000人、及び低年齢層（0歳から満9歳。以下同じ。）の保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。（以下、(6)までは同調査結果による。）

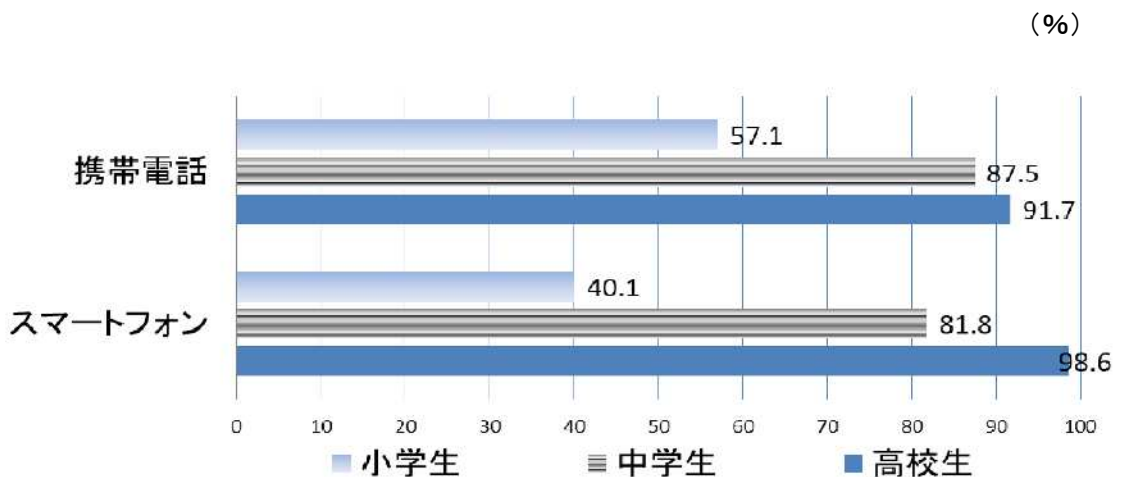
インターネット利用率（WEBサービスやアプリケーション）では、携帯電話では、小学生（満10歳以上。以下同じ。）は2.3%、中学生は2.0%、高校生は1.4%、スマートフォンでは、小学生は43.5%、中学生は69.0%、高校生は92.8%となっています。

また、機器の専用率では、携帯電話では、小学生は57.1%、中学生は87.5%、高校生は91.7%、スマートフォンでは、小学生は40.1%、中学生は81.8%、高校生は98.6%が自分専用の機器を利用しています。

＜図3-1-1 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国）＞
【携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率】



【携帯電話とスマートフォンの機器の専用率】



出典：令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

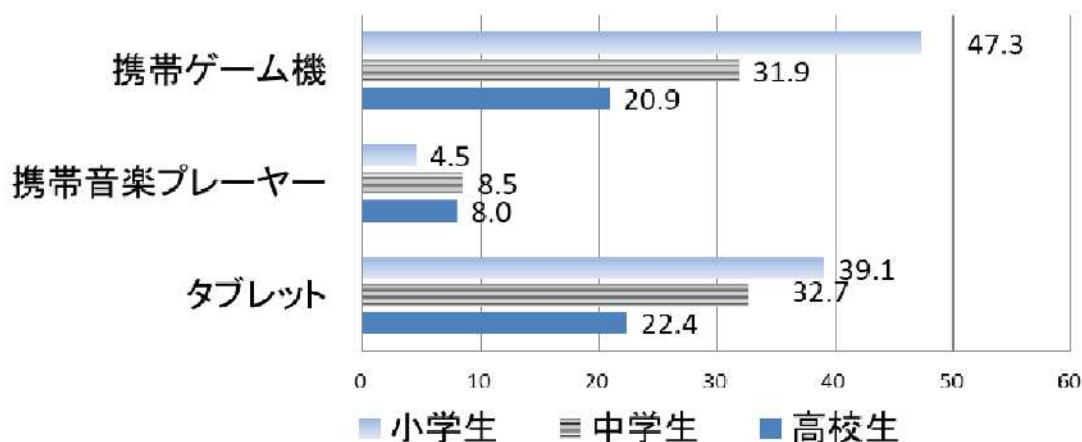
(2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率

携帯ゲーム機のインターネット利用率は、小学生は47.3%、中学生は31.9%、高校生は20.9%、携帯音楽プレーヤーのインターネット利用率は、小学生は4.5%、中学生は8.5%、高校生は8.0%、タブレットのインターネット利用率は、小学生は39.1%、中学生は32.7%、

高校生は22.4%となっています。

＜図3-1-2 その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国）＞
【インターネット利用率】

(%)



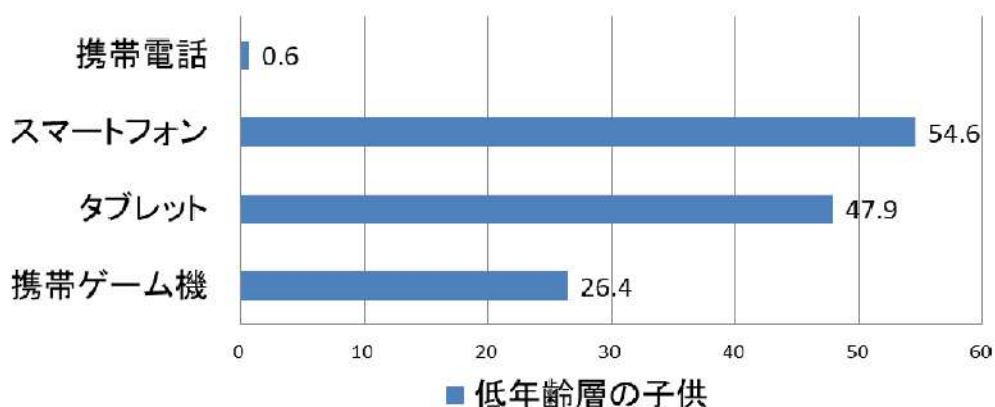
出典：令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 低年齢層の子どものインターネット利用率

低年齢層の子どものインターネット利用率は、携帯電話は0.6%、スマートフォンは54.6%、タブレットは47.9%、携帯ゲーム機は26.4%となっています。

＜図3-1-3 低年齢層の子どものインターネット利用率（全国）＞
【低年齢層のインターネット利用率】

(%)

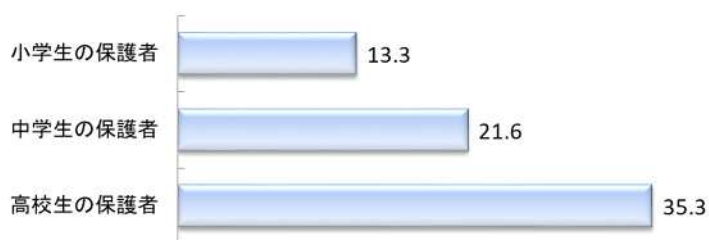


出典：令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

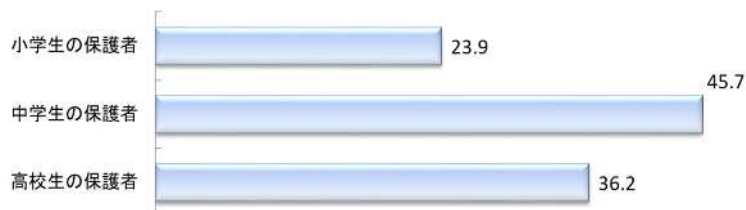
(4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯電話では、小学生は13.3%、中学生は21.6%、高校生は35.3%、スマートフォンでは、小学生は23.9%、中学生は45.7%、高校生は36.2%となっています。

＜図3-1-4 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）＞
 ・携帯電話のフィルタリング利用率（％）



・スマートフォンのフィルタリング利用率（％）

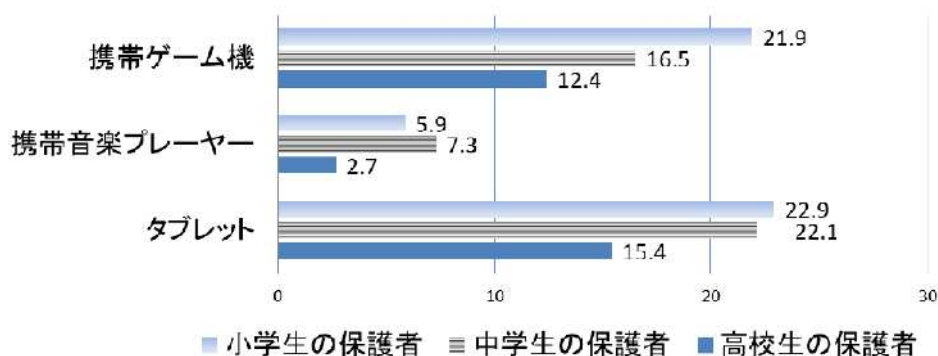


出典：令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯ゲーム機では、小学生は21.9％、中学生は16.5％、高校生は12.4％、携帯音楽プレーヤーでは、小学生は5.9％、中学生は7.3％、高校生は2.7％、タブレットでは、小学生は22.9％、中学生は22.1％、高校生は15.4％となっています。

＜図3-1-5 その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国）＞
 （％）



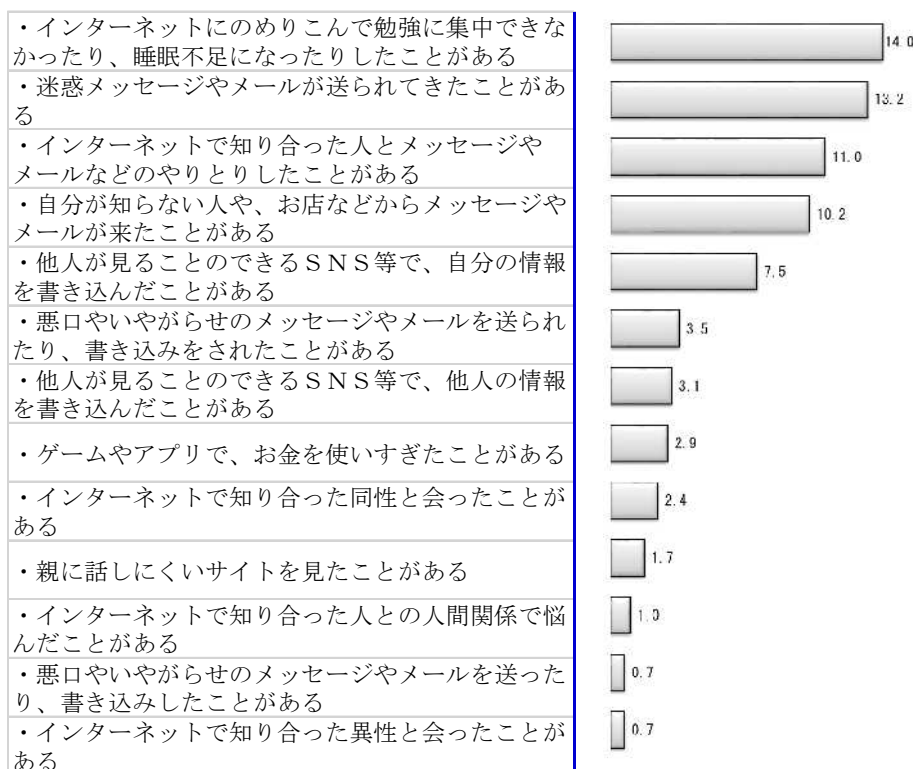
出典：令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(6) インターネット上のトラブル等の経験

インターネットを使っている青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を聞いたところ、メッセージやメールに関するものが多くなっています。

＜図3-1-6 インターネット上の経験(全国)＞

(%)



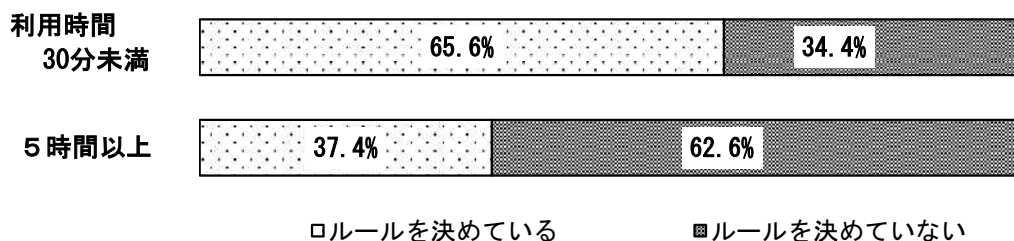
出典：令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(7) 生活面への影響

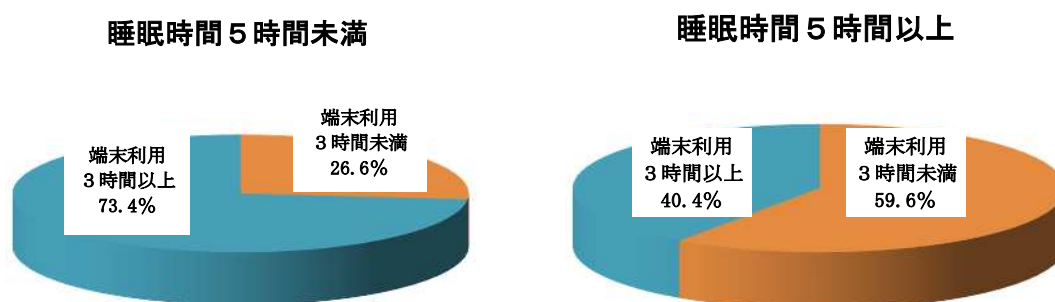
平成26年7月、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市が県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に行った調査では、インターネットを5時間以上利用する子どもは、利用のルールを決めていない割合が62.6%と高くなっています。

また、睡眠時間5時間未満の子どものうち、73.4%がインターネットを1日3時間以上利用しています。また、朝食を食べない子どものうち、69.7%が1日3時間以上の利用となっており、インターネットを長時間利用する子どもに生活面への影響が見られます。

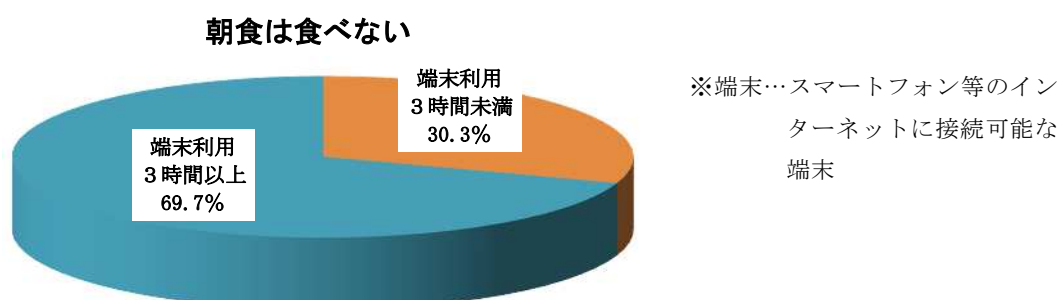
＜図3-1-7 インターネットの利用ルール設定と利用時間の関係＞



<図3-1-8 睡眠時間とインターネットの利用時間の関係>



<図3-1-9 朝食とインターネットの利用時間の関係>



出典：子どもたちのネット利用に係る実態調査結果（平成26年10月、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）

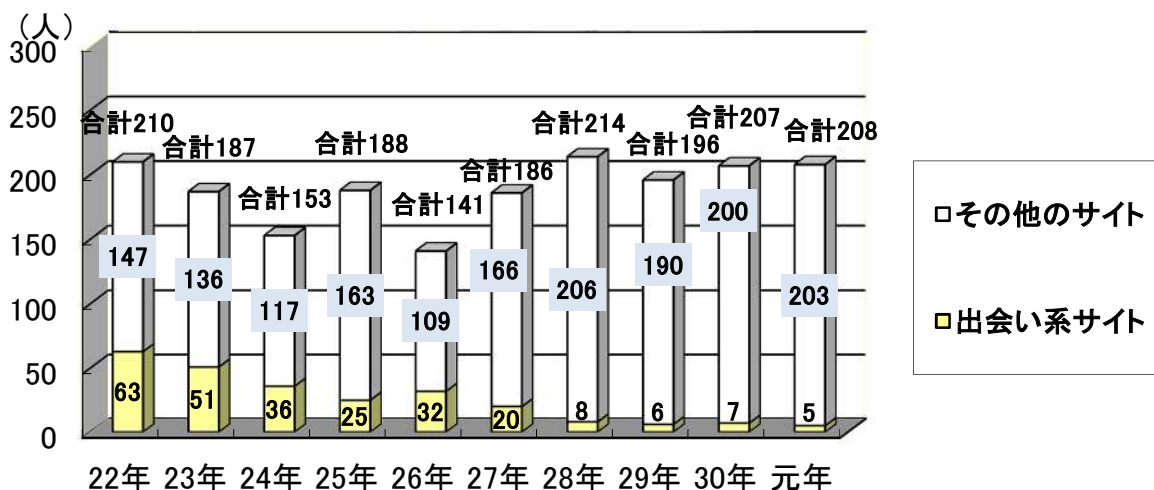
調査対象：三政令市の小学校（5,6学年）、中学校（1～3学年）から各学年20学級抽出
県立高等学校（1～3学年）から各学年28学級抽出

(8) SNS等に起因する児童買春等事犯の被害状況

平成15年に出会い系サイト規制法が制定されたことにより、出会い系サイトを利用した犯罪被害（児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）は減少傾向にあります。

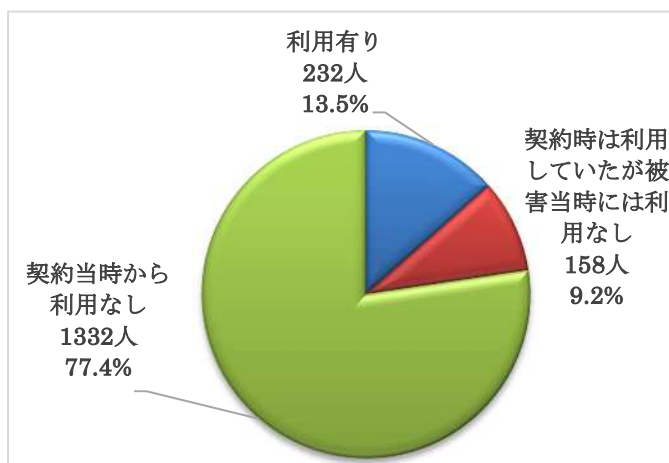
最近では、通信ゲームを含むソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用から被害に遭った児童の占める割合は、近年増減を繰り返すも総じて増加傾向にあります。また、警察庁が、令和元年中に全国の警察で検挙したSNSに起因する福祉犯等の被害児童を対象に調査したところ、約9割の児童が被害時にフィルタリングを設定していなかったという結果が出ています。

<図3-1-10 SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）>



出典:警察本部少年育成課資料

<図3-1-11 SNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国）>



回答1,722人

出典:令和元年における少年非行、児童虐待及び性被害の状況【令和元年】(警察庁)

2 青少年と地域社会

(1) 大人の意識

令和元年9月～10月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が64.9%を占めています。一方で、「今後10年くらいの中に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は13.6%、「今後10年くらいの中に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっていく」と答えた人は16.0%でした。

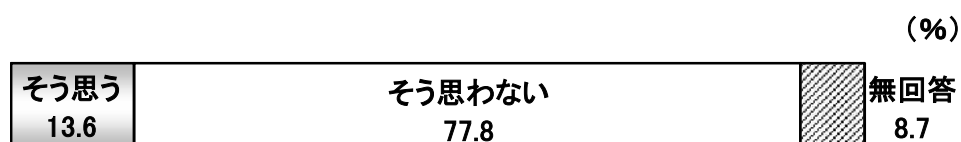
<図3-2-1 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいですか（神奈川県）>



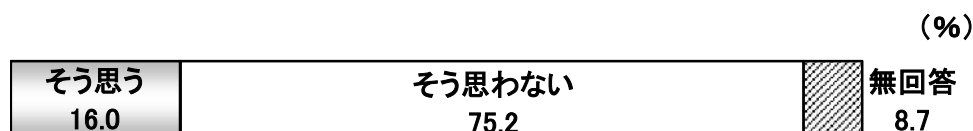
出典:令和元年度神奈川県「県民ニーズ調査」

<図3-2-2 今後10年くらいの間に、どうなっていくと思いますか（神奈川県）>

- ◇ 地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



- ◇ 子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



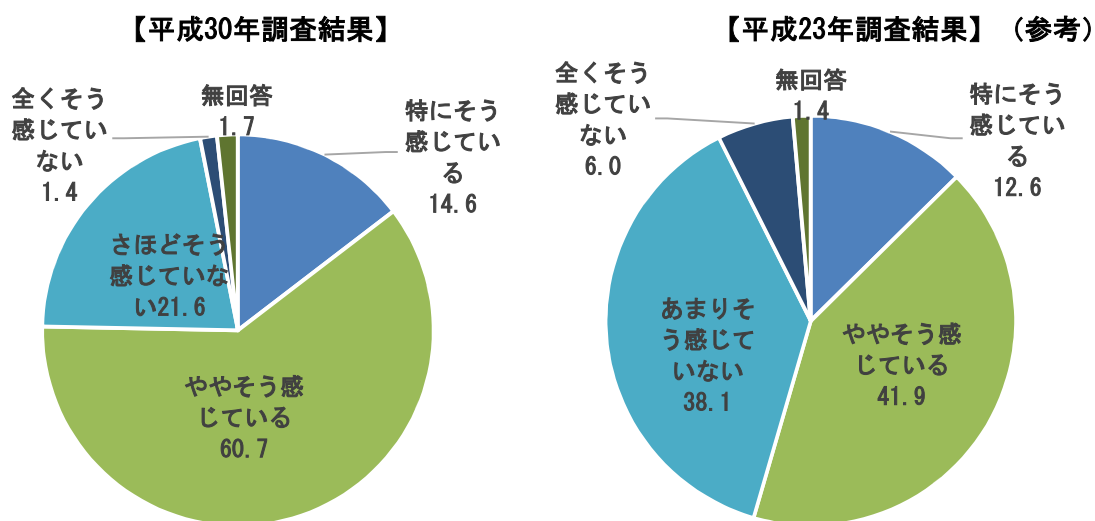
出典:令和元年度神奈川県「県民ニーズ調査」

(2) 保護者の意識

ア 家庭でのしつけ・教育

家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えていると感じるか、保護者に聞いた調査の結果、「ややそう感じている」の回答が60.7%と最も高く、「特にそう感じている」の回答は14.6%となっています。

＜図3-2-3 「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を聞くことができますが、あなたはどのように感じていますか（全国）＞

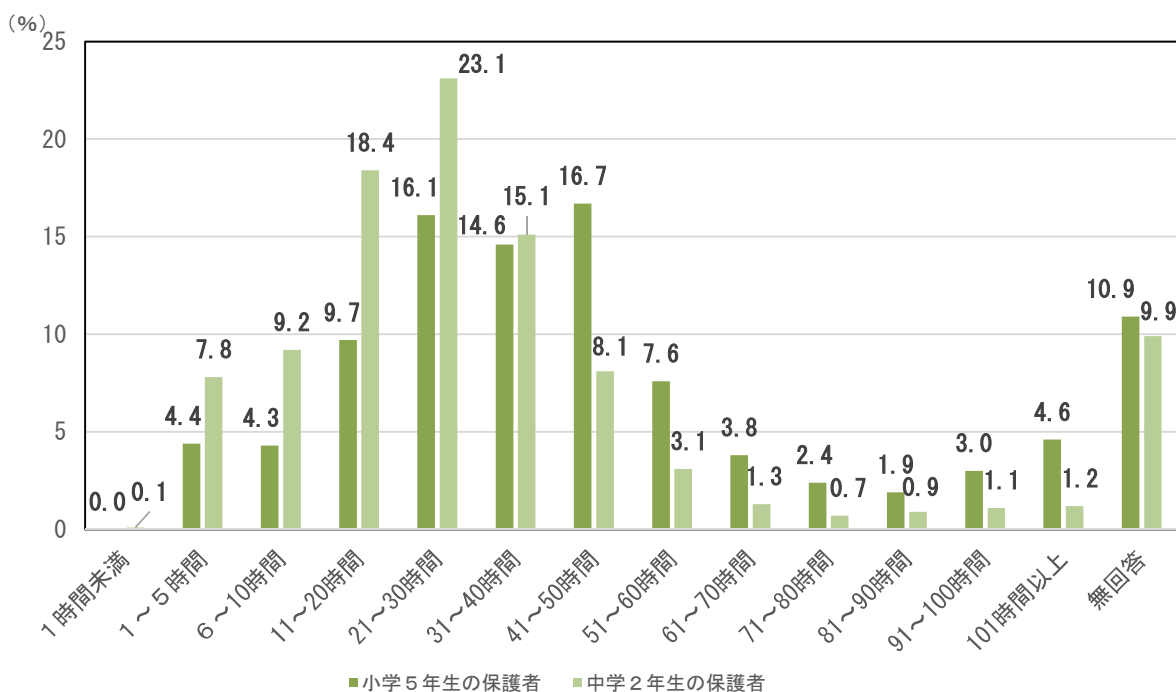


出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

イ 家庭でのコミュニケーション

子どもが別室で過ごす時間を除いて、家庭で一緒に過ごす時間を保護者に聞いた調査の結果、小学校・中学校の保護者とも21～30時間が一番高い割合となっています。

＜図3-2-4 あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか（全国）＞



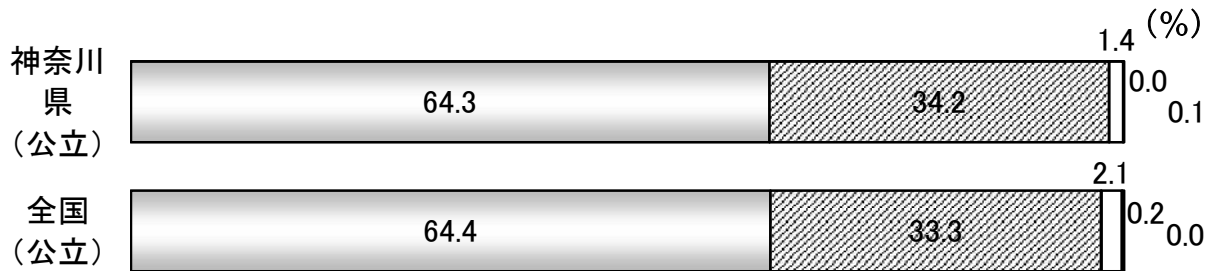
出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

(3) 地域と学校との関わり

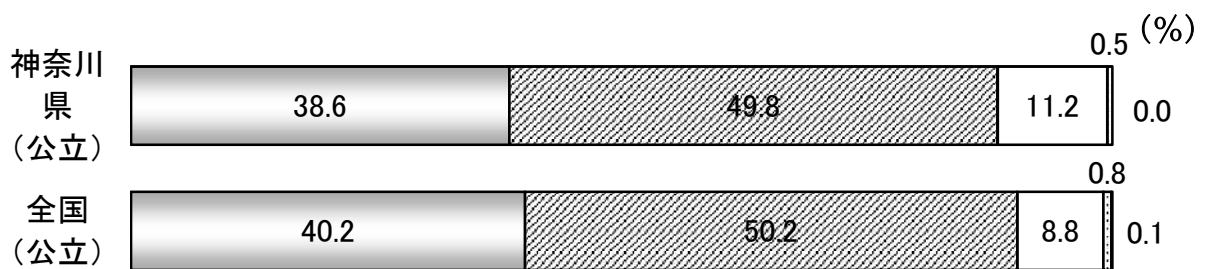
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動によく参加している学校の割合は、小学校では64.3%、中学校では38.6%となっています。

＜図3-2-5 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県）＞

【小学校】



【中学校】



□よく参加している □参加している □あまり参加していない □全く参加していない ■その他・無回答

出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) 青少年団体

ア 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、1,843団体で、94,085人が会員として活動をしています。少子化、担い手不足、ライフスタイルの変化などとあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

＜表3-2-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）＞

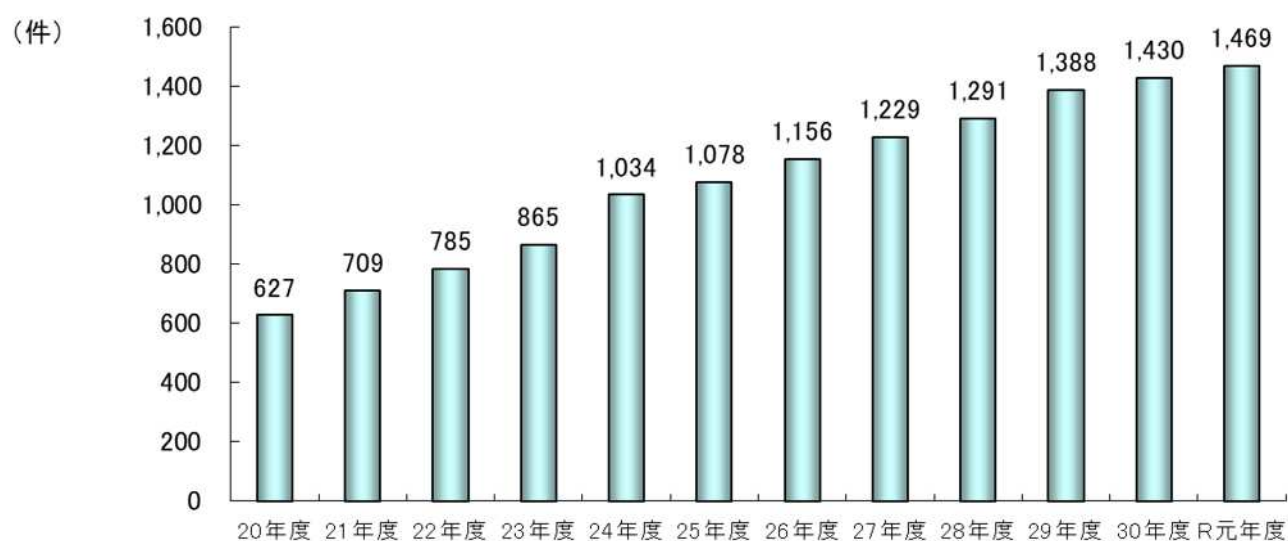
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
団体数（団体）	2,393	2,390	2,172	2,128	1,931	1,843
指導者数（人）	35,056	34,592	32,174	31,389	29,837	27,757
会員数（人）	129,401	129,474	113,593	110,213	99,115	94,085

青少年課調べ

イ 子ども健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

＜図3-2-6 子ども健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県）＞



（備考）平成23年度以前：神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度以降：神奈川県内に主たる事務所を持つ法人
出典：NPO協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 かながわ青少年育成・支援指針の概要

「かながわ青少年育成・支援指針」において定めた3つの基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開しています。

<施策の基本目標と方向>

基本目標1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の中で成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、創造性やエネルギーを生かして、未来を切り拓き、社会の中で自立・参加・共生できるように支援します。

(施策の方向)

- 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援
- 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進
- 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成
- 社会的・経済的な自立の促進

<施策の基本目標と方向>

基本目標2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

ひきこもり、ニート、いじめ、不登校、非行、暴力行為の問題の深刻化や、児童虐待の増加等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を充実し、青少年の社会的自立を支援します。

(施策の方向)

- 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実
- ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援
- 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進
- 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実
- 子どもの貧困問題への対応
- 被害防止・保護活動の推進

<施策の基本目標と方向>

基本目標3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

大人たちが青少年の成長と自立・参加・共生を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、地域の見守りと青少年の居場所づくりや、急激に進展する情報化社会への対応等を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年の成長と自立・参加・共生をはぐくむ環境づくりに取り組みます。

(施策の方向)

- 社会環境の健全化に向けた取組みの一層の推進
- 急激に進展する情報化社会への対応
- 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

第2 令和元年度における青少年施策の実施状況（令和2年度新規事業を含む）

1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援

ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成

(ア) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>

県内の小学校に在籍する小学6年生を対象に、食育のための食品安全リーフレットを配布し、将来にわたって食の安全に対する理解を深めています。

令和元年度は、小学校（937校）の6年生を対象に、87,540部配布しました。

(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進<教育委員会>

県内の公立小中学校等に対して、県産食材の情報提供や調達支援等を行うことで、県産食材を活用した給食「かながわ産品学校給食デー」の推進を図っています。

(ウ) 食育推進事業<健康医療局>

未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン2018）を策定しました。

また、食への関心を啓発し、食の大切さについて理解を深めてもらうために「かながわ食育フェスタ」を開催し、行政や企業、学校、食生活改善推進団体等が進める食育の取組や活動を紹介し、県民への食育の普及に取り組んでいます。

（令和元年度）

開催月 7月、来場者数4,472人

(エ) 学校における食育推進の取組<教育委員会>

神奈川県食育担当者会議等を運営するとともに、食育の指導のあり方や指導体制整備及び栄養教諭制度の活用等についての総合的・実践的な研修を行っています。

児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組んでいます。

学校における食育の推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/csk/shokuiku.html>

(オ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

（令和元年度）

・発行月 令和2年3月 ・発行部数 43,000部

学習資料(家庭教育ハンドブックすこやか)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/sukoyaka.html>



イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上

(ア) かながわ学力向上実践推進事業<教育委員会>

児童・生徒一人ひとりの学びに向かう力等を養い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むため、推進地域研究委託やシンポジウムの開催などの取組を推進しました。また、推進地域研究委託を行った地域の小学校において、一人ひとりの児童の自学自習の習慣づくり及び基礎的・基本的な知識や技能の定着に向けたP D C Aサイクルの確立を目指す、「子ども一人ひとりの学びづくり支援システム構築事業」を展開しています。

(イ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業<スポーツ局>

3歳児健診や幼児が集まるイベント等に、総合型地域スポーツクラブや、県レクリエーション協会、体育センター等のスポーツ指導者を派遣し、運動遊びリーフレットを活用した遊び・運動を実践する場を提供しました。

(エ) 3033運動の推進<スポーツ局>

1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進することで、ライフステージ等に応じた運動やスポーツ活動の普及を図りました。

(令和元年度の活動状況)

3033運動キャンペーンイベント回数 35回

3033(サンマルサンサン)運動 — くらしに運動・スポーツの習慣を —

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/3/3033.html>

(オ) 県民スポーツ月間の取組<スポーツ局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行っています。令和元年度は、より多くの県民にスポーツに親しむきっかけとしていただけるよう、イベントを開催し参加を呼びかけました。

(令和元年度の活動状況)

県民スポーツ月間中央イベント参加者数 9,536人

県民スポーツ月間

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進<スポーツ局>

誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。

(令和元年度の実施状況)

「かながわパラスポーツフェスタ」を年4回開催、参加者合計約2,400人

(キ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進<スポーツ局>【新規】

誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる普及のため、県立スポーツセンターや特別支援学校の施設等を活用し、障がい者スポーツの環境整備を進めるとともに、地域等での

取組みを支援していきます。

- (ク) 障がい者スポーツの普及推進<スポーツ局>
スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。
(令和元年度の実施状況)
県障害者スポーツ大会の参加者 計1,306人
- (ケ) スポーツ医科学・栄養サポート事業<スポーツ局>【新規】
スポーツ医科学及び栄養学的側面から、県内のアスリートが競技力向上やスポーツ障害の予防につながる適切なトレーニングや栄養補給の方法、身体・運動能力に関する正しい知識等の習得ができるよう、県立スポーツセンターにおいて、専門的な知見を有する医療機関、企業、大学、競技団体等と連携してトレーニング指導やセミナーなどを実施していきます。
- (コ) タレント発掘・育成事業<スポーツ局>【新規】
継続的なスポーツ推進の観点から、スポーツ競技の裾野を拡げ、神奈川育ちのアスリートの早期からの育成及び計画的に競技力向上を図るため、ゴールデンエイジや障がいのある児童・生徒等を対象とした運動能力テストや競技体験会などを実施していきます。

ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

- (ア) マグネット・カルチャー推進事業<国際文化観光局>
マグネット・カルチャー（マグカル）事業の一環として、青少年センターを活用し、若者が自由に才能を発揮できるよう、演劇をはじめ、ダンス、音楽等の発表の場を提供しています。
また、若者を対象としたマグカル・パフォーミングアーツ・アカデミーを通年開講し、将来の舞台芸術を担うマグカル人材を輩出しています。



- (イ) 国連大学グローバルセミナー開催事業、高校国際教育支援事業<国際文化観光局>
国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、（公財）かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。
- (ウ) 三県省道スポーツ交流事業<国際文化観光局>
青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施しており、令和元年度は本県で開催しました。韓国・京畿道は選手団派遣を見送りましたが、中国・

遼寧省から卓球選手団が参加し、県選手団45名と交流しました。

(エ) 内閣府青年国際交流事業<福祉子どもみらい局>

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。

令和元年度は、本県から26名が参加しました。

(オ) 青少年科学活動推進事業<福祉子どもみらい局>

子どもサイエンスフェスティバル、星空教室、自然観察会、ものづくりや科学教室等の科学活動の普及啓発、青少年のためのロボフェスタ、プチロボで競走しよう等のロボット体験、カナラボや高校生実験講座による先端技術体験、地域における科学指導者の育成、教員及び教員志望学生対象の科学人材育成など、講座やイベントによる青少年の科学活動の促進と、ホームページや科学相談での科学情報発信を実施しました。



子どもサイエンスフェスティバル



青少年のためのロボフェスタ2019



プチロボで競走しよう



高校生実験・実習講座

(令和元年度の活動状況)

○ 科学活動情報発信事業

- ・インターネット科学館
- ・科学相談

インターネット科学館 <http://kanagawa-yc.jp/>

ホームページアクセス人数 24,659人

面談等3件、電話6件、貸出11件、利用人数20人

○ 科学活動普及・啓発事業

- ・ 青少年科学活動啓発事業

青少年のための科学の祭典2019神奈川大会	8月11日実施	参加人数	699人
子どもサイエンスフェスティバル	4回実施	参加延人数	2,186人
青少年のためのロボフェスタ2019	2日間開催	参加延人数	820人
星空教室	9回実施	参加延人数	489人
科学講演会	2回実施	参加人数	34人
日本学生科学賞神奈川県作品展	6日間開催	出展数155点	見学延人数 375人
横浜市中学校生徒科学作品展	6日間開催	出展数215点	見学延人数 505人
県高等学校総合文化祭 理科部研究発表大会	発表18団体	参加延人数	123人
神奈川県工業高校生徒研究発表会	発表11団体	参加人数	433人

- ・ 青少年科学体験支援事業

かながわりレー科学教室	9回実施	参加延人数	676人
依頼団体科学教室	21回実施	参加延人数	1,966人
ロボットプログラム	初級11回、中級8回、上級4回実施	参加延人数	463人
自然観察会	4回実施	参加延人数	57人
子ども科学講座	7回実施	参加延人数	263人

- ・ ものづくり子どもサイエンス事業

プチロボで競走しよう	12回実施	参加延人数	459人
ものづくり体験教室	5回実施	参加延人数	196人

○ 科学技術系人材育成事業

・ 青少年科学人材育成事業

小学生科学研究クラブ	6回実施	修了証7名	参加延人数	74人
子ども科学探検隊	19回実施	(3コース)	参加延人数	222人
中高生サイエンスキャリアプログラム	16回実施	活動証明64名	参加延人数	184人
高校生天文講座	11回実施	修了証10名	参加延人数	112人
高校生科学ボランティア	41回実施	活動証明63名	参加延人数	241人
高校生実験・実習講座	2回実施		参加人数	19人
カナラボ	4回実施		参加延人数	49人

・ 科学体験指導者育成事業

天文研究クラブ	5回実施		参加延人数	29人
おもしろ実験・科学工作指導者セミナー	2コース各6回実施	修了証8名	参加延人数	44人

・ 理科教育人材育成事業

教員研修講座	4回実施		参加延人数	47人
依頼型教員研修講座	2回実施		参加延人数	33人
小学校理科教員養成講座	2回実施		参加延人数	40人
現職教員社会体験研修			受入人数	15人
インターンシップ、ジョブシャドウイング			受入人数	28人

(カ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業<福祉子どもみらい局>

グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、認定までの手順や要件についての情報提供や模擬ワークショップ、IB教育における指導と学習の体験を行い、認定取得を支援します。

(キ) 私立学校グローバル教育推進事業<福祉子どもみらい局>

神奈川県との友好交流地域である米国メリーランド州への語学研修や現地の大学生のインターンシップ受入れ等を実施する私立学校に対して補助しました。

(ク) 英語資格検定試験活用促進支援事業<教育委員会>

グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成するために、検定料の一部を支援し、英語資格検定試験の活用を促進します。

(ケ) 神奈川県高校生留学促進事業<教育委員会>

神奈川県の高校生の留学を促進し、異文化理解を深めるとともに、外国語能力の向上を図ることで、グローバル人材の育成に資するよう、国際交流活動の拡大を図ります。

(コ) 障がい者アスリートの育成及び指導者への支援<スポーツ局>

東京2020パラリンピック競技大会において、「神奈川県育ちのパラリンピアン」20人の出場を目標に、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、パラリンピック後も将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指しています。あわせて、パラリンピック対象競技の普及、選手の発掘を目的とした競技イベントを開催します。

(令和元年度の実施状況)

- ・パラリンピアン育成事業助成対象 選手35名 指導者2名
- ・パラリンピック競技体験会「パラスポーツトライアル2019inかながわ」を年に2回開催、参加者合計110名(体験者数43名)

(サ) スポーツ医科学・栄養サポート事業【再掲】<スポーツ局>

スポーツ医科学及び栄養学的側面から、県内のアスリートが競技力向上やスポーツ障害の予防につながる適切なトレーニングや栄養補給の方法、身体・運動能力に関する正しい知識等の習得ができるよう、県立スポーツセンターにおいて、専門的な知見を有する医療機関、企業、大学、競技団体等と連携してトレーニング指導やセミナーなどを実施していきます。

(シ) タレント発掘・育成事業【再掲】<スポーツ局>

継続的なスポーツ推進の観点から、スポーツ競技の裾野を拡げ、神奈川育ちのアスリートの早期からの育成及び計画的に競技力向上を図るため、ゴールデンエイジや障がいのある児童・生徒等を対象とした運動能力テストや競技体験会などを実施していきます。

エ 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

(ア) 「いのちの授業」普及啓発事業<教育委員会>

自分の『いのち』を大切にするとともに、他者を思いやる気持ちをはぐくまれるよう、学校及び地域の様々な場面において「いのちの授業」が実践されています。また、「いのちの授業大賞」作文を募集し、表彰式を実施するとともに、優秀作品集の作成・配布やホームページによる発信等を行っています。

令和2年度は、コロナ禍において、感染症を正しく理解し、自他の健康と「いのち」を守り、感染症に関連した、いじめ、偏見、差別等を防止するために、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、「いのち」のかけがえのなさや人への思いやり、互いに支えあって生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実・推進を図っていきます。

(イ) 人権教育研究推進事業<教育委員会>

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。

(令和元年度の実施状況) 研究委託 1市3校

(ウ) 人権教育推進事業<教育委員会>

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(令和元年度の取組)

研修会等の実施	人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計18回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター、性的マイノリティの理解のためのリーフレット等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。

資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校等の委託 (小・中学校)	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校)

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(エ) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）＜福祉子どもみらい局＞

小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配布し、学校教育で活用できるよう支援しました。

(オ) 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育推進事業＜教育委員会＞

「いのち」を大切にし、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる児童・生徒を育成するため、小・中学校において、授業や活動等を中心とした研究を推進しています。

(カ) いのちの大切さを学ぶ教室＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和元年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計50回実施し、計10,325人の生徒が教室に参加しました。(中学校は38回7,534人、高等学校は12回2,791人が参加)

オ 心と体の健康に関する教育の充実

(ア) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康相談等研修講座）＜教育委員会＞

公立学校の教諭等を対象として、児童生徒の様々な心と体の問題に対応するための知識とスキルを身に付ける研修を行い、実践力の向上を図っています。

カ 子どもの未病対策の推進

(ア) 子どもの未病対策推進事業＜健康医療局＞

子どもが未病改善の基本となる正しい生活習慣を身につけられるよう、就学前児童や小学生向けの効果的な普及啓発資料の提供や指導人材の育成支援を行っています。

(イ) 子どもの未病対策応援プログラム推進事業＜健康医療局＞

親や子どもが身近な場所で未病対策に取り組めるよう、企業や団体等のノウハウを活かした「子どもの未病対策応援プログラム」を、幼稚園・保育所等で実施できるよう県がコーディネートし、子どもの未病対策を支援しています。

(令和元年度)

実施数33回、参加人数1,713名

(ウ) 高校における未病学習推進事業<健康医療局>

高校生の健康リテラシーを高めるため、未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について学習するための副教材を作成し、授業等で活用しています。

(令和元年度)

県立高校69課程、約17,700名が活用

(エ) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進【再掲】<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供

(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進

(ア) 活動支援事業<政策局>

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場」を提供するほか、活動に対する相談、助言等を行っています。

(イ) 三県省道スポーツ交流事業【再掲】<国際文化観光局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施しており、令和元年度は本県で開催しました。韓国・京畿道は選手団派遣を見送りましたが、中国・遼寧省から卓球選手団が参加し、県選手団45名と交流しました。

(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業<国際文化観光局>

多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会をつくるため、「あーすフェスタかながわ2019」を開催しました。

- (エ) 地球市民かながわプラザの運営<国際文化観光局>
共に生きる平和な社会を築くために、多文化共生や異文化理解と地球規模の課題への認識を深め「地球市民」としての意識を培うための事業を展開しています。
令和元年度の利用者数は425,518人を記録しました。
- (オ) 国連大学グローバルセミナー開催事業、高校国際教育支援事業【再掲】<国際文化観光局>
国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、(公財)かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。
- (カ) 私立高等学校等教育改革推進補助(職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進)<福祉子どもみらい局>
自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しました。
- (キ) 私立高等学校等教育改革推進補助(教育の国際化)<福祉子どもみらい局>
英語教育の強化や国際交流の推進などを行う私立高等学校等に対して補助しました。
- (ク) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。
- (ケ) 地域活動人材育成の取組<福祉子どもみらい局>
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。
また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- (コ) 内閣府青年国際交流事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。
令和元年度は、本県から26名が参加しました。
- (サ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援<環境農政局>
かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。森林づくりの理解を促進するために下草刈り、枝打ち、間伐などの作業体験を実施しています。
令和元年度は、計24校へのボランティア活動を支援し、延べ2,262名が参加しました。
- (シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業<教育委員会>
各校が企画する地域貢献活動を支援しています。また、高校生のボランティア活動への意欲を高めるためボランティアポスターを作製し、各校に配付するなど啓発活動を行い、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援してい

ます。

(ス) 国際・英語教育活動<教育委員会>

英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内の高校生等を対象にスピーチコンテストを実施しています。

(セ) 高校生国際交流支援事業<教育委員会>

神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州及び「高校生の相互交流推進に関する協定」を締結している台湾新北市に県内の高校生等を教育特使として派遣しています。

ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援

(ア) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>

子どもたちに、食の安全・安心に関する知識や理解を深めてもらうため、保護者と参加する食の安全・安心に関する講座を開催しています。

令和元年度は、「食品工場の食の安全・安心の取組み」をテーマに開催しました。

(イ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）<教育委員会>

地域で子どもを育む事業として、工業に関連する学科等を設置している県立高等学校において、親子で一緒に行うものづくり体験を夏季休業期間中に実施しました。

（令和元年度の実施状況）

9校実施

(ウ) （地独）神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携・協力<政策局>

将来の科学技術やものづくりを担う人材の育成促進のため、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所が行う、研究者・技術者による小中学校への出前講座「なるほど！体験出前教室」や、実験や施設見学などを交えたイベント「青少年科学技術フェスティバル」等に対して連携・協力しました。

（令和元年度の活動状況）

- | | |
|-------------------|--------|
| ・「なるほど！体験出前教室」 | 110校実施 |
| ・「理科実験室」 | 3回 |
| ・「青少年科学技術フェスティバル」 | 1回 |

(エ) 科学技術理解増進事業<政策局>

夏休み期間中に県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連の行事をとりまとめ、「かながわサイエンスサマー」として紹介することにより、青少年への科学技術の普及啓発を図りました。

（令和元年度の活動状況）

- | | |
|-------|-------|
| ・参加機関 | 116機関 |
| ・参加人数 | 約35万人 |

(オ) 科学技術人材共同参画事業（大学発・政策提案）<政策局>

子どもから高齢者までの様々な年齢層を対象とした科学教室を開催し、参加者の科学技術に対する興味・関心を喚起しました。

(令和元年度の活動状況)

- ・開催会場 4会場
- ・参加人数 148組 409名

(カ) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業<政策局>

神奈川県に暮らす小学生等が、「水」や「環境」の学習の一環として水源地域を訪れ、水源地域の森林で行われる水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を通じて、森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたってかながわの森林と水を守る意識の涵養を図ることができるよう、「かながわの水源地環境保全・再生施策」と連携し、水源地域を学ぶ体験学習事業を行っています。

令和元年度は、山北町内において、間伐等の森林保全作業やのこぎり引き体験、間伐材を活用した工作等を行う児童向け体験学習を3回、教員向け現地研修会を1回実施しました。

(キ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ク) 青少年科学活動推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

子どもサイエンスフェスティバル、星空教室、自然観察会、ものづくりや科学教室等の科学活動の普及啓発、青少年のためのロボフェスタ、プチロボで競走しよう等のロボット体験、カナラボや高校生実験講座による先端技術体験、地域における科学指導者の育成、教員及び教員志望学生対象の科学人材育成など、講座やイベントによる青少年の科学活動の促進と、ホームページや科学相談での科学情報発信を実施しました。

(ケ) 環境・エネルギー学校派遣事業<環境農政局>

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中学校、高校等の学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成しています。

令和元年度の実施状況は、92校で授業を実施し、7,416人の児童・生徒が参加しました。

(コ) マグネット・カルチャー推進事業【再掲】<国際文化観光局>

マグネット・カルチャー（マグカル）事業の一環として、青少年センターを活用し、若者が自由に才能を発揮できるよう、演劇をはじめ、ダンス、音楽等の発表の場を提供しています。

また、若者を対象としたマグカル・パフォーミングアーツ・アカデミーを通年開講し、将来の舞台芸術を担うマグカル人材を輩出しています。

(サ) 伝統芸能等普及振興事業<国際文化観光局>

青少年を対象として、地域に受け継がれている貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、「歌舞伎鑑賞教室」等を開催するとともに、県立高校等における相模人形芝居学校交流ワークショップや、小中学生を対象とした、日本舞踊や能楽のワークショップを実施しています。

(シ) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業<国際文化観光局>

青少年が、身近な場で優れた音楽を鑑賞できる機会を提供するとともに、プロ・オーケストラの実演指導等を通じて、青少年が自らの手で楽器や音楽に身近に触れる機会を提供するため、神奈川フィルが行う演奏会と音楽鑑賞教室事業を支援し、子どもたちの豊かな情操の育成を図っています。

(ス) 青少年舞台芸術活動推進事業<国際文化観光局>

青少年の舞台芸術活動の促進を図るため、優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動事業を実施しています。

令和元年度は、かながわの青少年の豊かな人間性を育むために、青少年自らが取り組む舞台芸術創造活動を推進するため、青少年センターで実施する演劇講習会等の講師陣の充実を図りました。

(セ) 県立ふれあいの村指定管理事業<教育委員会>

子どもたちが自然や人とのふれあい活動を行う場として、足柄及び愛川ふれあいの村の管理・運営を指定管理者に委託しました。

(ソ) 文化芸術による子供育成総合事業<教育委員会> 文化庁事業

小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣により、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施しました。

このことにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。

(令和元年度の実施状況)

- ・巡回公演事業 32校
- ・芸術家の派遣事業 48校 48件
- ・子供 夢・アート・アカデミー 2校

(タ) 県民スポーツ月間の取組【再掲】<スポーツ局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行っています。令和元年度は、より多くの県民にスポーツに親しみきっかけとしていただけるよう、イベントを開催し参加を呼びかけました。

(令和元年度の活動状況)

県民スポーツ月間中央イベント参加者数 9,536人

県民スポーツ月間

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

- (チ) スポーツ大会の支援<スポーツ局>
生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し補助しました。
- (ツ) 「かながわパラスポーツ」の推進【再掲】<スポーツ局>
誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。
(令和元年度の実施状況)
「かながわパラスポーツフェスタ」を年4回開催、参加者合計約2,400人
- (テ) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】<スポーツ局>
誰もが自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる普及のため、県立スポーツセンターや特別支援学校の施設等を活用し、障がい者スポーツの環境整備を進めるとともに、地域等での取組みを支援していきます。
- (ト) 障がい者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>
スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。
(令和元年度の実施状況)
県障害者スポーツ大会の参加者 計1,306人
- (ナ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進<スポーツ局>
総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。
- (ニ) セーリング競技の機運醸成<スポーツ局>
小学生向けのセーリング訪問教室や、船上からのレース観戦、子どもや障がい者等を対象にした海上体験会などを実施し、セーリングの普及に取り組みました。
- (ヌ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）
【再掲】<福祉子どもみらい局>
自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しました。
- (ネ) とともに生きる社会推進事業<福祉子どもみらい局>
4月から10月にかけて、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広めるためのイベント「みんなあつまれ」を、県内6箇所で開催し、地域のイベントと連携して実施し、パラスポーツ選手と一緒に参加して楽しめるパラスポーツプログラムや障がいのあるアート作家などと一緒に体験できるワークショップ等を実施しました。

エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

- (ア) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。



キャンプ活動
セミナー
(カヤック体験)



グループワーク
(魔法のじゅうたん)



子どもキャンプ
(火起こし体験)



自然体験プログラム
セミナー(夏編)
(渡渉訓練:縦列法)

(令和元年度の活動状況)

- 地域において中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修
 - ・青少年指導員セミナー 1事業 111人
 - ・体験学習プログラムセミナー 1事業 139人
 - ・自然体験活動指導者セミナー 1事業 88人
 - ・ステップアップキャラバン 1事業 1,011人
- 青少年行政関係職員等の研修
 - ・リードアップセミナー 1事業 58人
 - ・フォローアップセミナー 1事業 23人
 - ・子ども施設の指導員セミナーⅠ・Ⅱ 1事業 248人
- グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修
 - ・ユースボランティアセミナー 1事業 35人
 - ・キャンプ活動セミナー 1事業 12人
 - ・子どもキャンププロジェクト 1事業 69人
 - ・イベントボランティアセミナー 1事業 100人
- 青少年問題対策事業
 - ・チェンジライフキャンプ 1事業 キャンプ参加者延べ33人
- 青少年育成のための実践的調査研究
 - ・指導法の研究冊子等の作成「つくってあそぼう！ 子どもと作る手作りおもちゃ」
発行部数：1,500部
- 連携・調整
 - 青少年指導者養成協議会
 - ・総会 1回
 - ・常任委員会 3回
 - ・専門部会 4回
 - ・青少年支援・指導者育成事業担当者会議 5回

(ア) 地域活動人材育成の取組<福祉子どもみらい局>

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催しています。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(令和元年度の活動状況)

・青少年センター子どもフェスティバル	1事業 一般参加者 783人 出演団体、関係者 371人
・元気な子ども・若者の地域活動調査事業	1事業 27人
・地域活性化事業(市町村・団体協働事業)	1事業 178人

(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、令和元年度は、215店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12516.html>

(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業<健康医療局>

たばこの健康影響に関する正しい知識の普及を図るため、小学生向けリーフレットを作成し、県内小学6年生全員に配布するとともに、中高生向けリーフレット及び大学生向けチラシを作成し、キャンペーン等で配布しています。

(ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施<健康医療局>

健康に深刻な影響を与えるたばこについて、県立高校等の生徒に対し、適切な意志決定や行動ができるよう、保健福祉事務所等の医師や保健師等が講演等を行い、喫煙防止教育を推進しています。

(エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進<教育委員会>

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「喫煙、飲酒、薬物の乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び喫煙、飲酒、薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さ、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることを基本方針とし、指導資料・教材等による指導・啓発や薬物乱用防止教室の開催など児童・生徒に対する指導の充実、研修講座の開催による指導など教員に対する指導・研修の充実、街頭での啓発キャンペーンの実施など、学校・家庭・地域との連携の推進の3つの柱を立て、児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しています。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/hka/yakuran.html>

イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

(ア) 薬物乱用防止対策<福祉子どもみらい局・健康医療局>

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンでのリーフレット等の配布、ツイッターによる情報発信をしています。

また、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

ツイッターアカウント [@Kana_yaku](#)

危険ドラッグ乱用防止啓発映像「危険ドラッグの恐怖」

(外国語字幕対応言語：英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 ベトナム語 タイ語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/kidrug.html>

薬物乱用防止ビデオ「壊れる生命－薬物体験者たちの証言－」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/koware.html>

薬物乱用防止について

<http://www.pref.kanagawa.jp/menu/2/5/27/index.html>

有害図書類の指定

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12522.html>

○ 薬物乱用防止教室等の開催状況（令和元年度）

薬物乱用防止教室開催回数		366回
回数	小学校	190回
	中学校	91回
	高等学校	60回
	その他の学校*	19回
	その他	6回
薬物乱用防止教室参加人員		60,378人
参加人員	小学生	16,673人
	中学生	18,615人
	高校生	17,357人
	その他の学校*学生	7,443人
	保護者等	290人

※義務教育学校、中等教育学校、大学含む

○ 薬物乱用防止街頭キャンペーン

覚醒剤、危険ドラッグなどの薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、街頭キャンペーンを実施しました。

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

日時：令和元年7月8日 場所：横浜駅東口 新都市プラザ 啓発者数：2,000人

- ・「成人の日」街頭キャンペーン

日時：令和2年1月13日 場所：新横浜駅前 啓発者数：2,000人

- (イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）＜福祉子どもみらい局＞
各私学団体が実施する薬物乱用防止研修へ補助しました。
- (ウ) 私立学校への啓発事業＜福祉子どもみらい局＞
私立学校に対して、薬物乱用防止に関する情報提供を行いました。
- (エ) 薬物乱用防止教室の開催＜警察本部＞
薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成

- (ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）＜健康医療局＞
地域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所等の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、H I V検査を受けることの大切さなどの普及啓発を行っています。

（令和元年度青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催状況）

- ・実施校数：46校（中学校32校、高等学校12校、特別支援学校2校）
- ・受講者：7,060名（中学校4,835名、高等学校2,135名、特別支援学校90名）

エイズ・感染症予防事業

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/cnt/f6943/p22641.html>

- (イ) 思春期保健事業＜健康医療局＞
思春期以降の男女を対象に、身体や性などに関する健康教育及び相談を行っています。
- (ウ) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）＜教育委員会＞
性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について研修し、実践的指導力の向上を図っています。

エ その他被害防止に関する教育の推進

- (ア) 総合防災センター企画運営事業（若者防災講座）＜くらし安全防災局＞
若者（中学生・高校生）を対象に、災害疑似体験やA E Dの操作体験等の実技訓練によって、防災に関する基礎的な知識や技術の習得を目指す講座を開催しました。
令和元年度は、計2回開催（40人参加）しました。
- (イ) 少年少女消防教育＜くらし安全防災局＞
県内の少年少女（小学3年生～中学生）を対象に、防火防災に関する知識を身につけさせるとともに、地域や家庭において火災の予防を行える少年少女を育成しています。
令和元年度は、計6回開催（265人参加）しました。

(ウ) 防犯人材育成事業<くらし安全防災局>

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯ボランティアスキルアップセミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。

令和元年度の開催状況は、「セーフティかながわユースカレッジ（研修会）」計2回開催（85人参加）、「防犯ボランティアスキルアップセミナー」計6回開催（119人参加）しました。

(エ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成）<福祉子どもみらい局>

県内の中学2年生を対象とした啓発冊子の作成・配布により、デートDV防止を啓発しました。

(オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）<福祉子どもみらい局>

デートDV防止啓発として、大学生等を対象としたデートDV防止啓発講座の開催や高校生を対象としたデートDV予防啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」の作成・配布を行いました。

（令和元年度の実施状況）

デートDV防止啓発講座 4回（464人参加）

(カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）<くらし安全防災局>

学校における消費者教育を円滑に実施するための連携・協力機関として、学校における消費者教育推進協議会を設置するとともに、中学生向け、高校生向けの資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しています。

また、消費生活課作成の消費者教育サポートサイト「つながる・かながわ消費者教育」内に、主に小学生を対象としたキッズページ「学ぼう！知ろう！身近なキケン」及び中高生向けページ「こんなにある！身近な消費生活トラブル」を開設し、消費者被害の未然防止のための情報発信を実施しています。

学ぼう！知ろう！身近なキケン

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/kids/index.html>

中高生向けページ こんなにある！身近な消費生活トラブル

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/soudanjirei/for_teenagers.html

(キ) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）<くらし安全防災局>

消費者意識の高揚や悪質商法の被害未然防止等のため、地域や学校に出向いて各種出前講座を実施しています。

（令和元年度消費生活出前講座（学校向け）の実施状況）

・実施回数:14校(中学校1回、高等学校10回、大学2回、養護学校等1回)

・受講者数:2,738名(中学校125名、高等学校2,201名、大学394名、養護学校等18名)

(ク) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）<くらし安全防災局>
インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

（令和元年度インターネット被害未然防止講座（学校向け）の実施状況）

・実施回数：29回（中学校・高等学校16回、専門学校等13回）

・受講者数：6,228名（中学校・高等学校4,984名、専門学校等1,244名）

(ケ) 小学生向け消費者教育資料の作成<くらし安全防災局>【新規】

小学校高学年を対象に、消費者として必要な情報を掲載したリーフレットを作成、配布しています。

・発行部数：ワークシート96,000部、教員用解説書14,000部

・配布先：県内の全小学校

(4) 社会的・経済的な自立の促進

ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進

(ア) 神奈川県環境インターンシップ<環境農政局>

大学生や大学院生を対象に、インターンシップ研修生として、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業において、その業務を体験する機会を提供することにより、環境保全や環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成しています。

令和元年度の実施状況は、7の企業・団体に8大学、9人の学生が参加しました。

(イ) 中学生の主張<福祉子どもみらい局>

広い視野と柔軟な発想や創造性をもとに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらう力を身につけるため独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「少年の主張」事業に県内中学生を選考し、推薦しています。

(ウ) シチズンシップ教育<教育委員会>

県立高等学校等において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するシチズンシップ教育を推進しています。

(エ) 少年の社会参加活動<警察本部>

関係機関や地域ボランティア等と連携し、少年が参加する環境美化活動や生産体験活動等の社会参加活動を推進して、地域社会の一員としての自覚と規範意識の醸成を図っています。

○ 少年の社会参加活動状況（令和元年）

活	動 回 数		50回	
	参 加 人 数		2,971人	
	う ち 少 年		1,795人	
活 動 内 容	環 境 美 化 活 動		7回	
		参 加 人 員		653人
		う ち 少 年		414人
	生 産 体 験		2回	
		参 加 人 員		232人
		う ち 少 年		185人
	街 頭 キ ャ ン ペ ー ン		12回	
		参 加 人 員		618人
		う ち 少 年		239人
	そ の 他 の 活 動		29回	
	参 加 人 員		1,468人	
	う ち 少 年		957人	

イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

(ア) ライフキャリア教育支援事業<福祉子どもみらい局>

若年層（大学生・高校生）を対象とした啓発冊子のほか、視聴覚教材やロールモデル事例集の配布等により、男女共同参画の視点を踏まえたライフキャリア教育の普及拡大を図りました。

令和元年度は、中学生向け教育プログラムの企画や教材の作成も行いました。

(イ) 恋カナ！プロジェクト<福祉子どもみらい局>

全国的に未婚率が高まる中、結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、かながわの魅力を活かした結婚支援の取組を実施し、結婚に向けた機運を醸成しています。

ウ キャリア教育の推進と職業能力開発

(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業<教育委員会>

県立高校と教育機関・研究機関・企業がコンソーシアムを形成し、高校生向けの学習プログラムの提供やインターンシップの充実を図ります。

(イ) 女性の活躍応援団支援事業 理工系キャリア支援講座（旧かながわりケジョ・エンカレッジプログラム）<福祉子どもみらい局>

女子中学生、高校生の理系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、県内の中学校、高等学校等において、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから、女性技術者・研究者を講師として派遣する出前講座を実施しました。

（令和元年度の実施状況）

回数：4回 参加数：815人（男子生徒も含む）

(ウ) 仕事のまなび場事業<福祉子どもみらい局>

専門学校における職業教育に関連した体験学習プログラムを活用し、高校生等の就

労働の育成と職業意識の向上を図りました。

- (エ) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進）
＜福祉子どもみらい局＞
多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等に対して補助しました。

- (オ) 専門課程訓練事業＜産業労働局＞
産業技術短期大学校において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な訓練を実施しました。
（令和元年度の実施状況）
・実施コース数：5コース
・受講者数：337名

- (カ) 普通課程訓練推進事業＜産業労働局＞
総合職業技術校において、主として新規学卒者等を対象に、職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。
（令和元年度の実施状況）

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	7コース	149名
西部総合職業技術校	7コース	127名
計	14コース	276名

- (キ) 人材育成支援センター事業＜産業労働局＞
人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育訓練機関等と連携して実施しました。
（令和元年度の実施状況）
・職業訓練カリキュラム開発分科会 12回開催
・産業人材育成フォーラム 2回開催

- (ク) 短期課程訓練推進事業＜産業労働局＞
若年者を対象に製造業の次世代を担う後継者を育成するため、総合職業技術校での訓練と企業実習を組み合わせた訓練を実施しました。
（令和元年度の実施状況）

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	1コース	20名
西部総合職業技術校	1コース	11名
計	2コース	31名

- (ケ) 職業能力開発推進事業（かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業）＜産業労働局＞
総合職業技術校において、近隣の中学校及び高等学校と連携・協力し、キャリア教育の中で、総合職業技術校を活用した「ものづくり体験」を実施しました。

（令和元年度の実施状況）

実施校	コース数	受講者数
東部総合職業技術校	12コース	950名
西部総合職業技術校	13コース	1,238名
計	25コース	2,188名

エ 若者の就労支援の強化

(ア) 漁業就業・定着化促進支援事業<環境農政局>

漁業就業者数が減少する中、漁業就業セミナー、漁業体験研修及び就業相談会を行い、新規に漁業への就業を希望する方への支援を実施しています。

(令和元年度の実績)

項目	実施回数	参加人数
漁業就業セミナー	1回	41名
漁業体験研修	4回	13名
就業相談会	1回	20名

(イ) 就農支援活動事業(新規就農啓発事業)<環境農政局>

次代の農業の担い手を育成するため、就農を希望する高校生・大学生等を対象に、就農意欲の醸成や円滑な就農に向けた支援を行っています。

令和元年度は、新規就農啓発イベント(アカデミーまつり 2回、新・農業人フェア 1回、学校説明会 4回、市町村別就農相談会 1回)を開催・出展し、307人の参加がありました。

(ウ) オープンカレッジ<環境農政局>

将来農業を志し、かながわ農業アカデミーでの勉強を希望する方に、かながわ農業アカデミーの紹介や、農作業実習等の体験授業を実施しています。

令和元年度は2回開催し、44人の参加がありました。

(エ) 若年者就業支援<産業労働局>

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリング、就職活動支援セミナーやグループワーク、就職情報・職業訓練情報の提供を行っています。

令和元年度の「かながわ若者就職支援センター」の利用者は、延べ12,571人でした。

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<https://www.kanagawa-wakamono.jp/>

(オ) 労働相談等事業(若年者労働教育支援)<産業労働局>

若者に向けたいわゆる「ブラック企業」対策として、「労働相談強化期間」を設け、「過重労働・若者の使い捨て撲滅相談」やセミナーを実施しています。

労働相談では、かながわ労働センター及び同支所において弁護士、心理カウンセラー等による特別労働相談会を10日開催し、23件の相談を受けたほか、県内20ヶ所の駅頭などで街頭労働相談会を開催し、1,795件の相談に応じました。

また、若者向け労働法セミナーを2回開催し、計58人の参加がありました。

2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実

ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業<福祉子どもみらい局>

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

(イ) SNS子ども・若者総合相談事業<福祉子どもみらい局>【新規】

子ども・若者の様々な悩みについて相談しやすい環境を整えることを目的として、「かながわ子ども・若者相談LINE」を開設しました。電話や来所といった従来の相談方法よりも、アクセスしやすいコミュニケーションアプリ「LINE」を利用することにより、相談のハードルを低くすることが可能になりました。

イ 少年相談活動の充実

(ア) 少年相談活動<警察本部>

警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談に対し、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。

ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実

(ア) 性的マイノリティ（LGBT等）交流相談事業<福祉子どもみらい局>

NPOと協働しながら、藤沢市、厚木市及び小田原市にて青少年を対象とした交流会を開催しました。また、臨床心理士など専門相談員を学校や県内公共施設等に派遣して相談事業を実施しています。

(イ) 子ども人権相談室推進事業（国庫事業）<福祉子どもみらい局>

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行っています。また、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行っています。

(ウ) 子どもの意見表明支援事業<福祉子どもみらい局>【新規】

施設入所（里親委託を含む）や一時保護された子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みを構築し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保するため「子どもの意見表明支援事業」を令和2年4月から実施し、子ども自ら意見を表明できる機会を拡充しています。

- (エ) SNS児童虐待防止相談事業<福祉子どもみらい局>【新規】
コミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を受け付けています。
- (オ) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）<福祉子どもみらい局>
自閉症等の発達障がいをもつ障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。
令和元年度は、研修を12回実施し、993人の参加がありました。
- (カ) こころの健康づくり専門相談事業<健康医療局>
こころの電話相談及びピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）を実施しています。
- (キ) 精神保健福祉普及相談事業<健康医療局>
精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関しての相談指導等を行っています。
- (ク) 特定(依存症)電話相談<健康医療局>
アルコールなどの依存症に関する電話相談を実施しています。
- (ケ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築<教育委員会>
中学生・高校生が日ごろ使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめ等に関する相談ができる「SNSいじめ相談@かながわ」を実施しました。
（令和元年度の実施状況）
・実施日時：令和元年8月26日（月）から9月22日（日）まで毎日18時から21時まで
・対象生徒：県内の国公立の中高生約44万人
- (コ) スクールカウンセラー配置活用事業<教育委員会>
不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。
また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。
- (サ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業<教育委員会>
社会福祉等の専門的知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。
- (シ) 教育相談等事業<教育委員会>
一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

エ 各相談機関・民間団体間の連携促進

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

(イ) ひきこもり等相談関係事業〈福祉子どもみらい局〉

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(ウ) 教育相談等事業〈教育委員会〉

神奈川県における教育相談の充実を図るため、教育相談機関連絡会議を開き、市町村の教育相談機関の連携を推進し、児童・生徒への支援を進めています。

(エ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業〈福祉子どもみらい局〉【新規】

高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、8050問題やヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図ります。

(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援

ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援

(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営 〈福祉子どもみらい局・産業労働局〉

国と県が協働し、平成24年4月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市、平成26年4月に神奈川県中央地域若者サポートステーションを厚木市に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士等を配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

また、市町村やハローワーク、若者支援機関等とのネットワーク構築及び維持のため、会議への参加や連携活動を行いました。

令和元年度の新規登録者は361名、就職者数は168名でした。

なお、令和2年度から、40歳代無業者及びその家族まで支援対象が拡大されました。

地域若者サポートステーション



地域若者サポートステーションは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社等が実施しています。ぜひ、一度ご相談ください。

- ・対象年齢：15歳～49歳
- ・料金：無料 ※ 初回のご利用には予約が必要です。

神奈川県地域若者サポートステーション

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p471988.html>

(国と県が協働で運営する地域若者サポートステーション)

○ 神奈川県西部地域若者サポートステーション

- ・ 所在地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約3分）
- ・ 電話番号：0465-32-4115
- ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省・神奈川県委託]

○ 神奈川県央地域若者サポートステーション

- ・ 所在地：厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ7階「あつぎ市民交流プラザ」内（小田急「本厚木駅」から徒歩約5分）
- ・ 電話番号：046-297-3067
- ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省・神奈川県委託]

(イ) ひきこもり支援サイト運営<福祉子どもみらい局>

県では、ひきこもり支援サイトを運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会がない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に関心を持つきっかけとなるような場を提供しています。

令和元年度は、アクセス数131,595件、投稿数939件、投稿記事数は7件でした。

(ウ) ひきこもり等相談関係事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(エ) ひきこもり等青少年自立支援事業<福祉子どもみらい局>

NPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できる社会経験の場となるような取組をNPOと協働で実施し、ひきこもり等青少年の社会的自立を支援しています。

(オ) ふれあい心の友訪問援助事業<福祉子どもみらい局>

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(カ) あすなるサポートステーションでの児童への支援事業<福祉子どもみらい局>
児童養護施設退所児童等の自立支援及び安定就労を実現するため、支援拠点となる「あすなるサポートステーション」を設置し、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業などを実施しています。

(キ) 地域包括支援センター職員等養成研修事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、8050問題やヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図ります。

イ 発達障がい等のある青少年とその家族への支援

(ア) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】<福祉子どもみらい局>
自閉症等の発達障がいを有する障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

令和元年度は、研修を12回実施し、993人の参加がありました。

(イ) 高校通級実践事業<教育委員会>
高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、発達障害等のある生徒が、大半の時間は通常の学級で他の生徒とともに学び、必要に応じて別の教室で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。
高校に在籍する生徒のうち、発達障害等の障害に応じた特別の指導を行う必要がある者に対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部について、特別の指導の場で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。

ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援

(ア) ひきこもり等相談関係事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(イ) フリースペース等事業補助<福祉子どもみらい局>
ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPOが実施する相談事業を対象に助成しています。

エ NPO等との協働による自立支援

(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
NPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できる社会経験の場となるような取組をNPOと協働で実施し、ひきこもり等青少年の社会的自立を支援しています。

- (イ) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業＜福祉子どもみらい局＞
 NPOと協働して、県内の企業や児童養護施設、宿泊施設に対し性的マイノリティ（LGBT等）の理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを進めました。

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成

- (ア) 交通安全県民運動事業＜くらし安全防災局＞
 交通安全運動の中で、中・高校生を対象に暴走族の反社会性や危険性を訴える活動を行いました。

- (イ) 薬物乱用防止対策【再掲】＜福祉子どもみらい局・健康医療局＞
 青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。
 学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンでのリーフレット等の配布、ツイッターによる情報発信をしています。

- (ウ) 少年柔道・剣道活動の推進＜警察本部＞
 小・中学生等を対象に、警察官等が柔道・剣道を指導して、社会との連帯感やルールを学ばせるとともに、克己心や規範意識を醸成して、非行防止と健全育成を図っています。

- ※ 第32回神奈川県警察少年柔道剣道大会を開催
 開催日：令和元年9月7日（土）
 開催場所：横浜文化体育館
 内容：柔剣道大会、警察官による選手に対する指導稽古、非行防止教室 など

- (エ) 非行防止教室の開催＜警察本部＞
 警察官やスクールサポーター、少年補導員等が講師となって、紙芝居やクイズ、かるた等の啓発教材を活用した非行防止教室や高校生が講師になり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催しています。
 非行防止教室は、年齢や発達段階に応じた非行防止用の教材を活用し、子どもたちの規範意識の醸成と定着を図っています。また、SNS等インターネットに関わる非行や犯罪被害を防止するためのサイバー教室も行っています。

○ 非行防止教室等の開催状況（令和元年）

非 行 防 止 教 室 開 催 回 数		1,438回
回 数	小 学 校	835回
	中 学 校	336回
	高 等 学 校	55回
	そ の 他 の 学 校	70回
	そ の 他	142回

非 行 防 止 教 室 参 加 人 員		243,805人
参加人員	小 学 校	111,360人
	中 学 校	59,981人
	高 校 生	17,480人
	そ の 他 の 学 校 学 生	9,375人
	保 護 者 等	45,609人
薬 物 乱 用 防 止 教 室 開 催 回 数		351回
回 数	小 学 校	145回
	中 学 校	116回
	高 校 生	64回
	そ の 他 の 学 校	6回
	そ の 他	20回
薬 物 乱 用 防 止 教 室 参 加 人 員		69,438人
参加人員	小 学 校	16,098人
	中 学 校	24,979人
	高 校 生	22,842人
	そ の 他 の 学 校 学 生	672人
	保 護 者 等	4,847人
薬 物 乱 用 広 報 車 派 遣 回 数		18回
啓 発 人 員		2,411人

(オ) 薬物乱用防止教室の開催【再掲】＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

(カ) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和元年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計50回実施し、計10,325人の生徒が教室に参加しました。（中学校は38回7,534人、高等学校は12回2,791人が参加）

イ 地域連携による非行防止対策の充実

(ア) 非行・被害防止サミット＜警察本部＞

学校全体で規範意識の醸成を図ることを目的として、児童・生徒が自主的に非行や犯罪被害防止等について考え、調査や活動を行い、その成果を発表する「非行・被害防止サミット」を推進しています。

(イ) スクールサポーターの活動＜警察本部＞

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周

辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

(ウ) 少年補導員の活動<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

「少年補導員の活動紹介」

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesdlb000.htm>

○ 少年補導員の活動状況（令和元年）

活 動 回 数	
街 頭 補 導 活 動	2,587回
環 境 浄 化 及 び 社 会 参 加 活 動	2,154回
	433回

ウ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止

(ア) 街頭補導活動<警察本部>

少年警察ボランティア、学校関係者等と連携した計画的な街頭補導活動を行い、非行や被害に至る前の段階で少年に助言・指導することにより、少年の健全な育成を図っています。

(イ) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

エ 地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

(ア) 更生保護事業への支援<福祉子どもみらい局>

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。

(イ) 大学生少年サポーターの活動<警察本部>

非行や不良行為等の問題を抱える少年に対し、少年と年齢の近い兄、姉的な存在である大学生が、学習支援や農業体験等を通じた居場所づくりを行っているほか、少年の規範意識醸成に向けた非行防止教室を行っています。

(4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組への支援

(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）<福祉子どもみらい局>

不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して補助しました。

(イ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）<福祉子どもみらい局>

各私学団体が実施するいじめ・暴力行為防止関連研修へ補助しました。

(ウ) SNSを活用したいじめ相談体制の構築【再掲】<教育委員会>

中学生・高校生が日ごろ使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめ等に関する相談ができる「SNSいじめ相談@かながわ」を実施しました。

(令和元年度の実施状況)

- ・実施日時：令和元年8月26日（月）から9月22日（日）まで毎日18時から21時まで
- ・対象生徒：県内の国公立の中高生約44万人

(エ) いじめ問題対策推進<教育委員会>

いじめ防止対策推進法の施行を受け、関係機関相互の連携調整を行う連絡協議会及びいじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査等を実施する調査会を設置しています。

また、いじめの重大事態に係る調査に、第三者が適切に参加できる体制を整備しています。

(カ) 支えあう学校づくり協働推進事業<教育委員会>

不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めています。

(キ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業<教育委員会>

不登校児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等、各種事業を実施しています。

(ク) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導<警察本部>

児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等と締結した協定により、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行っています。

イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応

(ア) ふれあい心の友訪問援助事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(イ) 少年補導員の活動【再掲】〈警察本部〉

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）〈福祉子どもみらい局〉

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を行う私立高等学校等に対して補助しました。

(イ) スクールカウンセラー配置活用事業【再掲】〈教育委員会〉

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

(ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業【再掲】〈教育委員会〉

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。

(エ) 教育相談等事業【再掲】〈教育委員会〉

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

(5) 子どもの貧困問題への対応

ア 就学や学資の援助等の教育支援

(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付〈福祉子どもみらい局〉

配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で修学資金

等の各種資金の貸付を行います。

(イ) 私立高等学校等生徒学費補助<福祉子どもみらい局>

学費負担の公私間格差を是正するため、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じる）が227,100円未満の世帯（＝年収目安：約750万円未満）の入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。

(ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助<福祉子どもみらい局>

保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。

(エ) 被災児童生徒就学支援補助<福祉子どもみらい局>

東日本大震災等により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。

(オ) 外国人学校生徒等学費補助<福祉子どもみらい局>

外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。

(カ) 高校生等奨学給付金制度<教育委員会>

高校生等を扶養する、生活保護世帯又は都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。

(キ) 私立高校生等奨学給付金事業<福祉子どもみらい局>

生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。

(ク) 公立高等学校就学支援金等制度<教育委員会>

公立高等学校等に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、年収910万円程度未満の世帯の高校生等に対して、授業料の負担を軽減するため、就学支援金を支給します。

(ケ) 高等学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局>

私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、私立高校生のいる年収910万円程度未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。

(コ) 小中学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局>

私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のいる年収400万円程度未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。

(サ) 高等学校奨学金貸付金制度<教育委員会>

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して、奨学金を貸し付けています。

(シ) 地域未来塾推進事業費補助＜教育委員会＞

学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

イ 相談や交流機会の提供等の生活支援

(ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業＜福祉子どもみらい局＞

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

① 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を、子ども支援員として保健福祉事務所に配置しています。

② 子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。

③ 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援することができるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」を、関係機関等と連携・協働しながら改定し、普及啓発に努めています。

(イ) かながわ子ども支援協議会の設置・開催＜福祉子どもみらい局＞

子どもの貧困対策に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県の子どもの貧困対策に反映させるため、有識者等を構成員とした「かながわ子ども支援協議会」を設置し、子どもの貧困対策に係る議論を行っています。

(ウ) ポータルサイト「カナ・カモミール」の運営＜福祉子どもみらい局＞

総合的な支援情報の提供を行うひとり親の方のためのポータルサイト「カナ・カモミール」を運営し、子どもの貧困対策のより一層の推進を図っています。

(エ) SNSひとり親家庭相談事業【新規】＜福祉子どもみらい局＞

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、幅広い層からの相談を受け入れ、必要な情報を提供し支援を行っています。

(オ) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進＜福祉子どもみらい局＞

ひとり親家庭等の青少年が安心して安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の終了後に市町村が実施する、学習支援や調理実習・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのモデル的な取組に対して補助しました。

ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援

(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給＜福祉子どもみらい局＞

母子家庭の母等を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、給付金を支給しました。

(令和元年度の実施状況)

支給対象者：8名

- (イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助<福祉子どもみらい局>
県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成しています。

(令和元年度の実施状況) 入学準備金貸付：11件、就職準備金貸付：3件

- (ウ) 短期課程訓練推進事業<産業労働局>

総合職業技術校において、主として離転職者等を対象に、再就職に必要となる知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

(令和元年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	8コース	307名
西部総合職業技術校	7コース	295名
計	15コース	602名

- (エ) 離職者等委託訓練事業<産業労働局>

離転職者の再就職を促進するため、ITを活用した業務に役立つ実務知識・技能を習得する訓練等を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。

(令和元年度の実施状況)

- ・実施コース数：111コース
- ・受講者数：1,547名

- (オ) 技術校生等就職促進事業<産業労働局>

求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行いました。

(令和元年度の実施状況)

- ・求人開拓に係る訪問企業数：941件
- ・技術校生等に対する就職相談件数：2,187件

- (カ) 職業訓練手当支給<産業労働局>

障がい者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した場合の訓練期間中に手当を支給します。

令和元年度は、101名に職業訓練手当の支給を行いました。

- (キ) 障害者就職促進委託訓練事業<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校が委託元校となり、求職中の障がい者に向け、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した短期課程の訓練を実施し、障がい者の就職の促進を図りました。

(令和元年度の実施状況)

- ・実施コース数：29コース
- ・受講者数：159名

- (ク) 障害者職業能力開発事業<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、障がい者に対する職業能力開発事業及び施設の維持、管理、運営を行いました。

(令和元年度の実施状況)

- ・実施コース数：8コース
- ・入校者数：71名

エ 各種手当の支給等の経済的支援

(ア) 児童扶養手当<福祉子どもみらい局>

父母の離婚・死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図っています。

(6) 被害防止・保護活動の推進

ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

(ア) 人権教育研究推進事業【再掲】<教育委員会>

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。

(令和元年度の実施状況) 研究委託 1市3校

(イ) 人権教育推進事業【再掲】<教育委員会>

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(令和元年度の取組)

研修会等の実施	人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計18回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター、性的マイノリティの理解のためのリーフレット等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校の委託 (小・中学校)	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校)

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日のテーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用、一層の促進を図ります。

(ウ) 地域子育て支援人材育成事業<福祉子どもみらい局>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業従事者などを対象とした資質向上のための研修及び情報交換を実施しています。

また、県立保健福祉大学実践教育センターと共同して、地域の子育て支援に関わる母子保健・児童福祉・医療機関の関係者を対象とした子ども虐待予防研修を実施しています。

- (エ) 虐待防止対策推進事業<福祉子どもみらい局>
複雑かつ深刻化する相談について、医学、法律等、専門的見地から助言を得ることにより効果的に子どもや保護者へ支援を行っています。
また、児童虐待等の問題に対して適切に対応し、児童相談所と関係機関との連携を強化するための広報・啓発活動を行い、地域全体としての関心を高め、未然防止を図っています。
- (オ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置<福祉子どもみらい局>
一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図っています。
- (カ) 児童虐待未然防止強化事業【新規】<福祉子どもみらい局>
令和元年6月に改正された児童虐待防止法等に盛り込まれた体罰禁止について、様々な方法により普及啓発を行い、子どもから大人まで幅広くこの認識を広げること、虐待の未然防止を図っています。
- (キ) 子ども安全110番の設置<警察本部>
児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行っています。
- (ク) 児童虐待対策<警察本部>
警察本部及び警察署が一体となって、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っています。また、児童相談所や医療機関等関係機関相互の連携による適切な対応を図っています。

イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進

- (ア) 児童ポルノ根絶に向けた広報啓発活動の推進<警察本部>
児童ポルノ事犯の取締強化による被害児童の早期発見、保護と、画像の拡散防止、被害の未然防止に向けた児童への啓発や社会全体に対して、児童ポルノは絶対に許さないという気運を醸成するための広報啓発活動を推進しています。

ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

- (ア) 被害少年の保護活動<警察本部>
相談活動、補導活動等を通じて、被害少年の発見保護に努めるとともに、少年相談員による、被害少年に対する継続的な立ち直り支援を行っています。
- (イ) SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動推進【新規】<警察本部>
SNS上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、注意を喚起するメッセージを投稿し、不適切な書き込みを行った投稿者及び書き込みの閲覧者に対して広報啓発を行っています。

エ 自殺対策の取組

(ア) こころといのちのサポート事業<健康医療局>

総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図っています。

(イ) かながわ自殺対策推進センター事業<健康医療局>

自殺対策を推進するため、精神保健福祉センター内に設置している「かながわ自殺対策推進センター」において、自殺対策情報を広く県民や関係機関に提供しています。

(ウ) こころといのちを守る対策推進事業<健康医療局>

自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年者対策や、自殺未遂者支援等の各種事業を総合的に実施しています。

(エ) こころ・つなげよう電話相談事業<健康医療局>

自殺予防のため、フリーダイヤルによる「こころの電話相談」を実施しています。

(オ) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業<健康医療局>

SNS等のICTを活用した自殺対策として、「LINE相談」の実施など、より相談しやすい環境を整えます。

オ 犯罪被害者等への支援

(ア) 犯罪被害者等理解促進事業<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについての普及啓発を行いました。

令和元年度は県民・事業者を対象とした犯罪被害者等理解促進講座を9回開催しました。また、犯罪被害者等支援キャンペーンを5か所で実施しました。

(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業<くらし安全防災局>

性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、24時間・365日で相談に対応し、医療機関受診の公費負担等の支援を行っています。

令和元年度の相談実績は、1,665件、支援実績は、232件となっています。

(ウ) 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の運営<くらし安全防災局>

犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営しました。

令和元年度の相談実績は、999件となっています。

(エ) 犯罪被害者等支援<くらし安全防災局>

法律相談やカウンセリングなど、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を提供しました。

令和元年度の支援実績は、872件となっています。そのうち、弁護士による法律相談は、165件、臨床心理士等によるカウンセリングは、161件などとなっています。

(オ) 犯罪被害者等支援事業補助<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の負担軽減のため、検察庁、裁判所等に対する付添い支援を行う民間支援団体に対して、経費の一部を補助しました。

3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

(1) 社会環境の健全化へ向けた取組の一層の推進

ア 青少年保護育成条例の取組の推進（青少年保護育成条例に基づく取組）

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に定められた各規定の実効性を確保するための調査・指導や啓発活動等の取組を推進しています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員（権限を移譲した市町においては、その首長等が指定した職員）が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、令和元年度は、書店等464店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年保護育成条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p26719.html>

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）



イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組の推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組）

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、令和元年度は、215店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12516.html>



酒・たばこ購入時の年齢確認にご協力を

未成年者が、酒・たばこを容易に手に入れない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）

ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等の有害図書類の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、有害環境の健全化に向けた取組を推進しています。

エ 業界による自主規制の徹底

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

(イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

オ 新たに出現する多様な業態への対応

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

女子高生等を商品化したいわゆる「JKビジネス」等の被害から青少年を守るため、青少年や保護者に対し、「JKビジネス」の危険性について啓発するとともに、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組を推進しています。

カ 自画撮り被害への対応

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」から青少年を守るため、青少年保護育成条例では自身に係る児童ポルノ等を提供するように青少年に要求する行為を禁止し、特に、その行為が悪質なものについては罰則規定を設け、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止を図るとともに青少年に自身の児童ポルノ等の送信をしないよう周知啓発を推進しています。

(2) 急激に進展する情報化社会への対応

ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組

(ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動<警察本部>

サイバー防犯ボランティアの皆さんが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室等による啓発活動を行っています。中でも児童・生徒と年齢の近い兄弟的な立場である中・高校生、大学生による啓発活動は、双方に多くの効果が認められることから、こうした学生等のサイバー防犯ボランティアの育成とその活動を支援しています。

サイバー防犯ボランティアによるサイバー教室実施状況(令和元年)

	小学生	中学生	高校生	保護者	その他	合計
ボランティア全体の 実施回数(対象人数)	120回 (19,163人)	30回 (11,064人)	2回 (750人)	29回 (4,464人)	26回 (2,870人)	207回 (38,311人)
うち、大学生等による 実施回数(対象人数)	16回 (1,967人)	5回 (1,178人)	1回 (400人)	5回 (600人)	3回 (193人)	30回 (4,338人)



サイバー防犯ボランティアの活動について

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd7027.htm>

- (イ) 消費者教育啓発学習事業(インターネット被害未然防止講座)【再掲】<くらし安全防災局>

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

(令和元年度インターネット被害未然防止講座(学校向け)の実施状況)

- ・実施回数: 29回(中学校・高等学校16回、専門学校等13回)
- ・受講者数: 6,228名(中学校・高等学校4,984名、専門学校等1,244名)

- (ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促すため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組や周知啓発活動を行っています。

令和元年度は、小学校1年生、中学校1年生の保護者を対象に、神奈川県青少年保護育成条例のチラシを学校の三者面談等を活用して配布し、そのチラシの中で、インターネットの適切な利用について啓発しました。

また、小学校6年生(新中学校1年生)の保護者を対象に、スマートフォンの特性や危険性に重点をおいたリーフレットを作成し、学校の新入生説明会等の場を活用して配布するだけでなく、携帯電話等販売店にも配布しました。

(令和元年度のチラシ及びリーフレットの作成部数)

- ・小学校1年生の保護者向けチラシ 115,000枚
- ・中学校1年生の保護者向けチラシ 103,000枚
- ・新中学校1年生の保護者向けリーフレット 108,000枚

青少年のインターネットの利用

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p756581.html>

- (エ) 携帯電話教室<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

令和元年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校550校で携帯電話教室を開

催しました。

イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり

(ア) メディアリテラシー講座（中高生向け）＜福祉子どもみらい局＞

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るため、出前講座を実施しました。

（令和元年度の開催状況） 回数：7回 参加人数：1,516名

(イ) 情報モラルの育成＜教育委員会＞

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図っています。

(ウ) 携帯電話教室【再掲】＜教育委員会＞

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

令和元年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校550校で携帯電話教室を開催しました。

ウ ネットいじめへの対応

(ア) 情報モラルの育成【再掲】＜教育委員会＞

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図っています。

(イ) 携帯電話教室【再掲】＜教育委員会＞

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

令和元年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校550校で携帯電話教室を開催しました。

(ウ) サイバー教室の開催等＜警察本部＞

児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に係る啓発活動を推進しています。

令和元年中、サイバー教室を1,045回（参加人数185,985人）開催しました。

エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

首都圏の自治体や関係業界による協議の場の設置や民間事業者との協働による周知啓発活動などの取組を推進しています。

オ インターネット上の有害情報対策の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

携帯ゲーム機やスマートフォン等からのインターネット接続に対応するため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、有害情報の閲覧防止に向けた保護者・青少年等への啓発活動等を推進しています。

(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進

(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携<福祉子どもみらい局>

青少年の健全育成を進める県民大会を開催するなど、規範意識の向上、青少年の育成・支援に対する責任の自覚等、大人自身の意識改革に向けた啓発活動を推進しています。

(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(エ) 子どもの貧困対策推進事業<福祉子どもみらい局>

子どもの貧困についての理解を深め、県民全体で子どもの貧困など困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図るとともに、人材育成を行うため、WEB講座等を開催しています。

イ 家庭・地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(イ) 生涯学習推進事業<教育委員会>

生涯学習・社会教育関係職員等の生涯学習指導者を対象として、PTA活動の推進や子どもの読書活動の推進など、様々な課題に対応するための人材を育成するコース別研修を実施しました。

また、子どもの健全育成を図るなど優良な実績を上げているPTAを表彰し、広報

することで活動の活性化を図りました。

(ウ) 保護者向け消費者教育啓発事業【新規】〈くらし安全防災局〉

2022年（令和4年）4月から成年年齢が20歳から18歳に引下げられることに伴い、18歳・19歳を狙った悪質商法等からの被害の未然防止のため、保護者への注意喚起を行う啓発資料を配布します。

ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進

(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携〈福祉子どもみらい局〉

「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を実施主体とするキャンペーン等、民間事業者・NPO・関係機関による協働の取組を推進しています。

(イ) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）〈教育委員会〉

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びや成長を支え、消防訓練等への参加、花壇等の学校環境整備、まちづくり・福祉学習、地域行事への参加、幅広い地域住民等の参画によって様々な活動を県立学校（高校2校）において実施しました。

(ウ) 地域学校協働活動推進事業費補助〈教育委員会〉

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図る「地域学校協働活動推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

(エ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業【再掲】〈教育委員会〉

高校生のボランティア活動への意欲を高めるための強化月間や、手話を学ぶ取組を充実させるための強化月間を設定するとともに、各校が企画する地域貢献活動を支援します。また、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。

(オ) スポーツ大会の支援【再掲】〈スポーツ局〉

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し補助しました。

(カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進【再掲】〈スポーツ局〉

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。

(キ) 地域人材を活用した外国につながるの生徒への支援【新規】〈教育委員会〉

県立高校への入学前の支援である「プレスクール」、県立高校在学中の支援を充実させた、「高校生活支援」、地域の県立高校を対象に地域ぐるみで支援を行う「週末地域日本語・学習支援」を継続的に実施することで、外国につながるの生徒の社会的・職業的自立や希望する進路の実現、地域の一員としての意識涵養を図ります。

エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり

- (ア) 放課後児童健全育成事業費補助<福祉子どもみらい局>
保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブを実施する市町村に対して補助します。
- (イ) 子ども・青少年の居場所づくり普及促進【再掲】<福祉子どもみらい局>
ひとり親家庭等の青少年が安心して安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の終了後に市町村が実施する、学習支援や調理実習・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのモデル的な取組に対して補助しました。
- (ウ) フリースペース等事業補助【再掲】<福祉子どもみらい局>
ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しています。
- (エ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。
- (オ) 地域活動人材育成の取組【再掲】<福祉子どもみらい局>
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催しています。
また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- (カ) 民生委員児童委員活動費補助<福祉子どもみらい局>
民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。
- (キ) 民生委員児童委員研修事業<福祉子どもみらい局>
民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。
- (ク) 放課後子ども教室推進事業費補助<教育委員会>
放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

(ケ) 地域学校協働活動推進事業費補助【再掲】＜教育委員会＞

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図る「地域学校協働活動推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

(コ) 少年補導員の活動【再掲】＜警察本部＞

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

(ク) スクールサポーターの活動【再掲】＜警察本部＞

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり

(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業＜くらし安全防災局＞

犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進するため、安全・安心キャンペーン等を実施しました。

令和元年度は、8月2日（金）に夏休み安全・安心キャンペーン、10月11日（金）に安全・安心まちづくり旬間出陣式、12月20日（金）に年末年始安全・安心キャンペーンを行いました。

(イ) 防犯人材育成事業【再掲】＜くらし安全防災局＞

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯ボランティアスキルアップセミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。

令和元年度の開催状況は、「セーフティかながわユースカレッジ（研修会）」計2回開催（85人参加）、「防犯ボランティアスキルアップセミナー」計6回開催（119人参加）しました。

(ウ) 安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援＜くらし安全防災局＞

地域の防犯力をさらに高めるため、防犯カメラの設置を支援しました。

令和元年度は、防犯カメラ328台の設置を支援しました。

(エ) 私立学校への啓発事業＜福祉子どもみらい局＞

私立学校に対して、児童・生徒等の安全確保に関する情報提供を行いました。

(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業＜健康医療局＞

健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙

から未成年者を保護するとともに、受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発を行っています。

(カ) 暴力団排除条例に基づく取組の推進<警察本部>

少年を暴力団からの悪影響や被害から守るため、「神奈川県暴力団排除条例」では、学校、図書館、都市公園などの施設から一定の距離的範囲内や、都市計画法における住居系の用途地域内において暴力団事務所の開設等を禁止し、また、暴力団員が少年を暴力団事務所に立ち入らせることや、少年に有害な行為をする等の目的で面会や電話連絡をすることなど一定の行為を禁止しており、これらの規定を適正に運用し、暴力団のいないまちづくりを推進していきます。

神奈川県暴力団排除条例

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesc8040.htm>

(キ) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行っています。

(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業<警察本部>

県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図っています。

現在、高校・大学において、防犯ボランティア団体が結成され、多くの学生が様々な防犯ボランティア活動をしています。



(ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用<警察本部>

配信を希望し、パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録した学校関係者、防犯ボランティア、保護者等に対し、県警察において把握した子供の安全に関する情報（声掛け、痴漢、凶悪事件の発生等7種類の情報）を文字情報と地図情報で配信しています。

令和元年度は、855件の情報を配信しました。

ピーガルくん子ども安全メール

○ 携帯電話やスマートフォンからのアクセス

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_m/regist.aspx

○ パソコンからのアクセス

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/pgull_p/touroku.aspx

ピーガルくん子ども安全メール2次元バーコード



カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動の支援

(ア) 民生委員児童委員活動費補助【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。

(イ) 民生委員児童委員研修事業【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。

(ウ) 地域活動人材育成の取組【再掲】〈福祉子どもみらい局〉

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催しています。

また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

○ 青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、次のような支援を行っています。

・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の設置

青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、各市町村の青少年指導員組織の代表者で構成する「神奈川県青少年指導員連絡協議会」を設置し、情報交換、協議等を行っています。また、機関紙「つばさ」を年2回（各6,800部）発行し、各地域の青少年指導員の活動状況の紹介や、青少年健全育成に関する情報提供を行うなど、青少年指導員活動の充実に努めています。

・ 神奈川県青少年指導員大会の開催

県内の青少年指導員が一堂に会し、日ごろの活動成果の発表や講演会などを通じてその時々の課題を共有し、相互理解と連携を深め、青少年指導員活動のより活発な展開を図ることを目的として、昭和43年から毎年開催しています。

なお、平成3年からは、青少年指導員表彰式を併せて実施しています。

令和元年度（第52回）は「青少年と地域、未来を共に！」をテーマに開催し、541人の参加がありました。

(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画の促進、社会的自立への支援を進めることに地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者を育成するため、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、市町村・青少年関係団体と連携して取組を進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(オ) 更生保護事業への支援【再掲】<福祉子どもみらい局>

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。

(カ) スポーツ情報提供事業<スポーツ局>

県民の多様なスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者等の育成及び資質の向上を目的とした講座を開くとともに、スポーツ指導者や公立スポーツ施設などの情報提供を行い、県民のスポーツ活動を支援しました。

(キ) 総合型地域スポーツクラブ等の人材の育成<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブ等の運営に必要なマネジメントに関する研修及び地域のスポーツクラブ等に携わるスポーツ指導者・スタッフに必要となる知識・指導法等の研修を行い指導力の向上を図りました。

(令和元年度の活動状況)

- ・スポーツ指導者スキルアップ講座実施回数・参加者 4回・延べ117人
- ・スポーツクラブマネジメント講座実施回数・参加者 4回・延べ98人

令和元年度 総合型地域スポーツクラブ等人材育成事業

- ・スポーツ指導者スキルアップ講座

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/2/skillup/history.html>

- ・スポーツクラブマネジメント講座

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/2/management/history.html>

(ク) 障がい者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行っています。

(令和元年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,306人

(ケ) 青少年育成表彰事業<福祉子どもみらい局>

青少年の育成に貢献する個人・団体への表彰を行っています。

<基本目標ごとの数値目標の達成状況>

「かながわ青少年育成・支援指針」の数値目標については、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」に基づき定めている。数値目標は同計画期間に合わせ、2018年度（「第1期神奈川県まち・ひと・しごと総合戦略」に位置付けのある項目は2019年度）まで設定しているが、2019年度（一部2020年度）以降は、把握した数値目標項目の実績値を公表する。

基本目標Ⅰ すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

項目		内容				
思考力・判断力・表現力が向上した高校生の割合		生徒が主体的に考えたり、発表し合うなどの学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を高めることができたかを問う設問に対して、肯定的に回答した生徒の割合				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	53%	59%	64%	70%	76%	
実績	54.1%	51.0%	49.7%	49.9%	79.3%	

※「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」（高校教育課調査）

項目		内容				
外で遊んだり、運動やスポーツをする小学生の率		小学生が週3回以上外で遊んだり、運動やスポーツを実施したりする率				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	41%	44%	47%	50%	53%	
実績	38.8%	44.8%	43.7%	44.4%	43.8%	

※「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」（スポーツ課作成（保健体育課調査））

項目		内容				
子ども・青少年向け文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数		子ども・青少年を対象とした県が関与する文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	162,000人	168,000人	174,000人	180,000人	—	
実績	176,432人	179,754人	181,278人	152,366人	150,605人	

※文化課調査

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年の社会的自立の支援

項目		内容				
就職が決定したニートの若者の数		国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	220人	240人	260人	280人	—	
実績	229人	251人	182人	169人	168人	

※「国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数」（青少年課調査）

項目		内容				
いじめ認知件数に占めるいじめが解消した件数の割合		いじめ認知件数のうち、「いじめが解消している」件数の割合（県の調査項目である「解消しているもの」「解消に向けて取組中」「その他」の3項目中、「解消しているもの」の割合）				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
目標	—	97.4% ※1	97.6% ※1	—	—	100%
実績	98.3% ※1	98.6% ※1	96.9% ※1	78.5% ※2	92.3%	—

※ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（子ども教育支援課・学校支援課）

※1 2016年度までの項目は、「いじめが改善した割合」であり、目標及び実績は、「いじめ認知件数のうち、年度内に『いじめの状況が解消した』と『一定の解消が図られたが継続支援中』を合わせた件数を示す割合」を示している。

※2 2017年度の項目は、いじめ認知件数のうち、年度内に「いじめが解消している」件数の割合（国の調査項目である「解消しているもの」「解消に向けて取組中」「その他」の3項目中、「解消しているもの」の割合）

項目		内容				
深刻な児童虐待の割合		児童相談所が受け付けた児童虐待相談のうち、深刻な虐待のおそれがあり一時保護を必要とした子どもの割合				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	12.5%	12.0%	11.5%	11.0%	11.0%	
実績	13.6%	13.4%	11.8%	11.2%	11.6%	

※子ども家庭課調査

基本目標Ⅲ 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

項目		内容				
県民への青少年の深夜外出規制の周知度		青少年保護育成条例における深夜外出に係る周知度				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	40%	42%	44%	46%	—	
実績	46.8%	45.7%	45.7%	50.3%	52.6%	

※「青少年を取巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」（青少年課）

項目		内容					
ICT活用指導力がある県立高校の教員の割合		「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、生徒のICT活用を指導する能力を問う設問に対して、肯定的に回答した県立高校の教員の割合					
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
目標	—	—	65%	70%	75%	80%	
実績	59.4%	58.6%	60.4%	72.7%	83.1%	82.4%	

※文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（高校教育課）

項目		内容				
防犯ボランティアの育成数（累計）		地域で活動する防犯ボランティアの育成数（累計）				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
目標	1,250人	1,500人	1,750人	2,000人	—	
実績	1,281人	1,608人	2,017人	2,240人	2,695人	

※くらし安全交通課調査

第3 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と併せて、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を大きな柱とし、都道府県及び市町村に対し、子ども・若者計画等の作成、子ども・若者総合相談センター並びに子ども・若者支援地域協議会の設置の3つの努力義務について定めています。また、平成28年2月に改定された同法に基づく国の基本方針「子ども・若者育成支援推進大綱」においては、すべての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備、子ども・若者の成長を支える担い手の養成、そして創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援という5つの施策を基本方向に掲げるなど、青少年施策に対する国の新たな基本方針が示されたところです。

県では、平成24年4月に同法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」を設置し、一次相談窓口機能を強化したほか、平成25年5月に「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を設置し、相談支援を必要とする子ども・若者や家族に対して、効果的な相談支援が行えるよう、国・県・市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を更に促進し、切れ目のない総合的な支援を目指しています。

また、平成28年3月に子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画に位置づけられる「かながわ青少年育成・支援指針」を改定するとともに、「かながわグランドデザイン第3期実施計画」の実現に向けた青少年施策を展開しています。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課企画グループ（電話 045-210-3840）

- 手紙で 〒231-8588 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課（所在地は省略できます。）
※県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案（神奈川県への提言）」の専用封筒もご利用いただけます。
この封筒をご利用の際には、封筒の宛先欄に「福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課」と明記してください。
- ファクシミリで 045-210-8841
- インターネットで 青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。